

**団体の基礎構造に関する調査
(中国)**

C-JIGS コードブック

Cross-national Survey on Civil Society
Organizations and Interest Groups (China)
C-JIGS Code Book

辻中 豊 編著
2008 年 3 月

はじめに

辻中 豊

本書は、2001年から2004年にかけて実施された、中国での包括的な市民社会組織と利益団体に対する団体調査のコードブックである。

私たちは、今から11年前の1997年に、日本での団体調査、具体的には、東京都と茨城県における職業別電話帳記載の団体(組合・団体)を包括的に調査する「団体の基礎構造に関する調査」を実施した。この調査はJapan Interest Group Surveyという当初用いられた英文での名称から JIGSと略記することとし、各国の調査は、その前に各国の頭文字をつけて(日本ならJ-JIGSというように)区別することとした。

1997年後半には、韓国調査(K-JIGS)、1999年には米国調査(US-JIGS)、2000年にドイツ調査(G-JIGS)、さらに2001年から04年にかけて中国調査(C-JIGS、3箇所)が、それぞれ文部科学省科学研究費補助金の助成を得て順次遂行された。

2003年から2008年にかけては、日本学術振興会人文・社会科学振興プロジェクト研究事業の一環として、「多元的共生社会の構築」プロジェクト内の「多元的共生に関する国際比較の研究」グループ(辻中豊代表)として、同様の調査を、ロシア調査(R-JIGS、2003-04)、トルコ調査(TR-JIGS、2003-04)、フィリピン調査(Ph-JIGS、2004-05)、ブラジル調査(BR-JIGS、2005-06)、バングラデシュ調査(BG-JIGS、2006-07)として実施し、現在、ウズベキスタン調査(UZ-JIGS、2007-08)を実施中である。

他方で、すでに調査が行われた日本、韓国、ドイツ、アメリカ、中国については第二次調査を開始している。科学研究費補助金特別推進研究として、2005年からより一層体系的で包括的な市民社会組織と利益団体の調査を企画し、その第一弾として日本調査が2006-07年にかけて実施された。現在は、韓国とドイツにおける調査を実施中である。

こうした11カ国にわたる国際的な市民社会組織調査は、それ自体が貴重である。いずれも、各国でも初めてといえる包括的な市民社会組織と利益団体の調査である。さらに、それらがほぼ同一の分析調査スキームで遂行された国際比較調査となると世界的にもほぼ類例がないと考えられる。

2001年～2004年に実施の中国調査のコードブックについては、2005年に、「日本・韓国の公共政策・政策過程に関する体系的比較研究」(平成14・15・16年度科学研究費補助金(基盤B):課題番号14320025)の研究成果報告書のひとつとして既に刊行済みであるが、広く一般の用に供するため、このたび単独のコードブックとして再刊することとした。

中国調査は、辻中豊を代表とする団体基礎構造研究会が、小嶋華津子講師(筑波大学大学院人文社会科学部研究科)および中国調査チームと協議しつつ企画設計し、北京大学政治発展・政府管理研究所中国社会団体研究中心(現在、北京大学公民社会研究中心)の調査チームが実施したものである。2001年から2002年にかけて、首都の北京と浙江省の2箇所で調査が実施され、続いて、

2003年から2004年にかけて黒龍江省で調査が実施された。具体的な調査方法や、日本調査との異同関係の対照表などについては、後掲の「調査の概要」を参照していただきたい。

この調査は中国を対象地域とするので、当然であるが、中国語の質問票を用いて、郵送調査によって遂行された。なお、調査票については、北京市と浙江省の調査で用いられたものと、黒龍江省の調査で用いられたものとは、質問内容が一部異なっている。また、北京市と浙江省ではほぼ同じ質問内容の調査票が用いられたが、一部の質問の選択肢が異なっている。詳しくは、後掲の「北京市と浙江省の調査票に関する注意事項」を参照していただきたい。また、解説の一部や頻度データなどは、最終的に筑波大学チームが精査し整備した。

なお、他の国々のデータと比較する場合、中国調査によって得られたデータに関して注意すべき点は、以下のとおりである。

(1)母集団の違い。他の国での調査が依拠した職業別電話帳所載の団体データではなく、市・省など、地方政府で登録された「社団」である点。つまり、他のJIGSデータは、公式・非公式な団体を含む一般的な社会団体のデータであるが、中国のデータは、「社団」という公式の団体のみに限定されている。

(2)(1)とも関連するが、地方各級政府の民政部門に登録された団体であり、全国級と分類された団体を含んでいない。これは、全国級つまり全国規模で活動することが認められた[社団]は政治性が強く、この時点での調査が容易でなかったためである。

(3)回収率。標本の回収率は比較的高い。JIGS各国調査の中でもっとも高い日本調査(東京:37.2%、茨城:51.7%)並みの高い回収率である。

(4)回答率。日本調査などより詳細かつデリケートな設問を多く含むが、回答率は総じて高く、回答は信頼できると推定される。

すでに触れたように、本中国調査は、11カ国におよぶ国際的なJIGS調査の一環である。先進国以外に、フィリピン、トルコ、ブラジル、バングラデシュ、ウズベキスタンなどを含む本データは、社会経済的な変数や政治体制変数だけでなく、文化的な変数を組み込んだ多様な比較研究を可能とする。分析が待たれるところである。

なお、主として日本を対象としたJIGS調査研究に基づく辻中豊編『世界の市民社会・利益団体研究叢書Ⅰ：現代日本の市民社会・利益団体』(木鐸社 2002年)、韓国JIGSを中心として日韓の比較を含む辻中豊・廉載鎬編『世界の市民社会・利益団体研究叢書Ⅱ：現代韓国の市民社会・利益団体』(木鐸社、2004年)をこれまで公刊し、日本と韓国のデータは(有)エル・デー・ビーから一般に公開されている。

最後に、本調査は他の調査同様、多くの研究協力者の助力なしには完成しなかった。いうまでもないことであるが、小嶋華津子講師、中国調査メンバーに感謝する。また日本側での調査参加者である団体基礎構造調査研究会のメンバー、特に崔宰栄(筑波大学講師)、大友貴史(筑波大学助教)、三

輪博樹(筑波大学助教)の各氏に感謝したい。中国調査チームが作成したデータをもとにした本コードブックの最終的な調整は、崔宰榮および三輪博樹両氏によってなされた。その弛まぬ努力にも感謝したい。さらにこの間、研究室のスタッフとして熱心に手伝ってくれている山本英弘研究員、東紀慧研究員、スタッフの館野喜和子さん、原信田清子さん、栗島香織さんにもこの機会に心から感謝の意を表明したい。

2008年3月

公刊されたJIGS関連コードブック

第1次日本調査： 辻中豊編『団体の基礎構造に関する調査(日本)J-JIGSコードブック』(エル・デー・ビー、1999年)

第1次韓国調査： 辻中豊編『団体の基礎構造に関する調査(韓国)K-JIGSコードブック』(エル・デー・ビー、1999年)

第1次アメリカ調査： 辻中豊編『団体の基礎構造に関する調査(アメリカ)US-JIGSコードブック』(エル・デー・ビー、2001年)

第1次ドイツ調査： 辻中豊編『団体の基礎構造に関する調査(ドイツ)G-JIGSコードブック』(エル・デー・ビー、2001年)

第1次中国調査： 辻中豊「第3章 中国調査(C-JIGS)コードブック」『日本・韓国の公共政策・政策過程に関する体系的比較研究 平成14・15・16年度科学研究費補助金 研究成果報告書Ⅱ 資料編Ⅱ 日本・中国における比較データ』(筑波大学 2005年)所収。

ロシア調査： 辻中豊「第4章 ロシア調査(R-JIGS)コードブック」『日本・韓国の公共政策・政策過程に関する体系的比較研究 平成14・15・16年度科学研究費補助金 研究成果報告書Ⅰ 資料編Ⅰ 日本・ロシアにおける比較データ』(筑波大学 2005年)所収。

ブラジル調査： Kondo, Edson Kenji and Yutaka Tsujinaka, eds. 『団体の基礎構造に関する調査(ブラジル)BR-JIGSコードブック』(筑波大学 2007年)

トルコ調査： 辻中豊編著『団体の基礎構造に関する調査(トルコ)TR-JIGSコードブック』(筑波大学 2007年)

フィリピン調査： 辻中豊編著『団体の基礎構造に関する調査(フィリピン)PH-JIGSコードブック』(筑波大学 2007年)

中国調査 (C-JIGS) コードブック

目次

調査の概要	i
調査結果	1
第一部	
A1. わが国では一般に社会団体を学術団体、業界団体、専門団体、連合団体（「学術性社团」、「行業性社团」、「專業性社团」、「聯合性社团」）の4つに分類します。あなたの団体はこれら4つの団体分類のどれにあたりますか。該当の番号を1つお選びください。(a0101)	1
A2. あなたの団体はどの行政レベルの民政部門で登録しましたか。(a0201)	1
A3. あなたの団体は_____年_____月に民政機関で正式に登記し、成立しました。 設立年 (a0301)	1
設立月 (a0302)	3
A4. あなたの団体の会員数の推移をおうかがいします。次にあげた項目ごとに会員数をお知らせください。なお団体会員の場合は、団体会員数とその団体に属する構成員の総合計数をお知らせください。 個人会員の会員数・設立時 (a0401)	3
個人会員の会員数・2000年 (a0411) (注：黒龍江省は2002年)	3
団体会員の会員数・設立時 (a0402)	4
団体会員の会員数・2000年 (a0412) (注：黒龍江省は2002年)	4
団体会員所属人数・設立時 (a0403)	4
団体会員所属人数・2000年 (a0413) (注：黒龍江省は2002年)	4
A5. あなたの団体の設立についておうかがいします。あなたの団体は、主に一般会員の自発的要求によって設立されたのですか。それとも組織の決定によって設立されたのですか。(a0501)	5
A6. あなたの団体の会員はどの方式で社団に加入しましたか。選んだ項目に“✓”をつけてください。 個人会員 (a0601)	5
団体会員 (a0602)	5
A7. あなたの団体はどのような目的で設立されたのですか。あてはまるものすべてに“✓”を記入してください。 1. 会員への情報提供 (a0701)	5
2. 会員のための経済的利益の追求 (a0702)	5
3. 会員の正当な權益の擁護 (a0703)	6
4. 会員の教育・訓練・研修 (a0704)	6
5. 会員のために政府からの優遇政策と優待を勝ち取る (a0705)	6
6. 政府主管部門の管理業務への協力 (a0706)	6
7. 政策・規則の制定・実施への影響力行使 (a0707)	6
8. 特定専門分野の学術研究の促進 (a0708)	6
9. 会員間の交流増進 (a0709)	7

10. 共同の趣味の育成・発展 (a0710)	7
11. 専門性を利用した一般向け仲介サービスの提供 (a0711)	7
12. 一般向け公益活動の展開 (a0712)	7
13. 他の団体や個人への資金助成 (a0713)	7
14. その他 (a0714)	7
A8. あなたの団体は政府の認定する編制定員を有していますか。(a0800)	8
事業編制定員と社団編制定員のどちらを保有しているか (a0801)	8
a. あなたの団体が事業編制定員を有している場合、以下のどの分類に属しますか。具体的な編制定員の数を選んだ項目の後ろの罫線に書いてください。	
賃金が全額財政拠出される編制定員 (a0811)	8
賃金が一部財政拠出される編制定員 (a0812)	8
賃金が自己負担である編制定員 (a0813)	9
b. あなたの団体が社団編制定員を有している場合、具体的な編制定員数は_____人 (a0821)	9
A9. あなたの団体の主な指導者の基本状況について、次の該当する項目に“✓”をつけて下さい。(名誉会長が1名でない場合には、現任の序列一位の名誉会長の状況について書いてください。以下同じ)	
性別 (第一名誉会長) (a0901)	9
性別 (会長) (a0911)	9
性別 (秘書長) (a0921)	9
年齢 (第一名誉会長) (a0902)	10
年齢 (会長) (a0912)	10
年齢 (秘書長) (a0922)	10
教育水準 (第一名誉会長) (a0903)	10
教育水準 (会長) (a0913)	10
教育水準 (秘書長) (a0923)	11
政治状況 (第一名誉会長) (a0904)	11
政治状況 (会長) (a0914)	11
政治状況 (秘書長) (a0924)	11
A10. あなたの団体の主な指導者の就任した (あるいは現任の) 最高行政級別 (ポスト) は以下のどれですか。該当する項目に“✓”をつけて下さい。	
第一名誉会長 (a1001)	11
会長 (a1002)	12
秘書長 (a1003)	12
A11. あなたの団体の執行機関 (秘書長、事務所及び各職能部門) の専従職員の基本状況を紹介してください。	
総人数 (a1101)	12
男性の割合 (a1102)	13
平均年齢 (a1103)	13
大学・専門学校卒以上の学歴をもつ職員の割合 (a1104)	13
A12. あなたの団体の専従職員はどのような方式で報酬を受け取っていますか。(次の該当する項目に人数を書いてください。)	
社団から給料を受け取る (a1201)	14
元の単位 (職場) から給料を受け取る (a1202)	14

社団から手当てを受け取るのみ (a1203)	14
ボランティア (a1204)	14
その他の方式 (a1205)	15

A13. あなたの団体は専従職員のために年金あるいは医療保険に加入していますか。(a1301)	15
---	----

第二部

B1. あなたの団体は1998年から2000年の3年間に年平均何回、次の会議を開きましたか。(選んだ項目に“✓”をつけて下さい。)(北京市、浙江省)

B1. あなたの団体は過去3年間に年平均何回、次の会議を開きましたか。(選んだ項目に“✓”をつけて下さい。)(黒龍江省)

全体会員大会 (b0101)	16
全員代表大会 (b0102)	16
理事会 (b0103)	16
常務理事会 (b0104)	16
会長事務会議 (b0105)	16

B2. あなたの団体の主な指導者の選出過程において、候補者はどの方式によって選ばれますか。(選んだ項目に“✓”をつけて下さい。)

会長 (b0201)	17
秘書長 (b0202)	17

B3. あなたの団体の主な指導者はどのような選挙方式によって選ばれたのですか。(選んだ項目に“✓”をつけて下さい。)

選挙方式(会長) (b0301)	17
選挙方式(秘書長) (b0302)	17
投票方式(会長) (b0311)	18
投票方式(秘書長) (b0312)	18

B4. あなたの団体は政府に対しどのような活動を展開したことがありますか。(あてはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。)(注：黒龍江省は2002年)

1. 口頭で政府に建議・意見・要求を申し入れる (b0401)	18
1. 口頭で政府に建議・意見・要求を申し入れる (回数) (b0401c)	18
2. 主体的に政府に対し調査研究報告を提供する (b0402)	18
2. 主体的に政府に対し調査研究報告を提供する (回数) (b0402c)	19
3. 政府の委託を受けて、業界に関する調査研究を行う (b0403)	19
3. 政府の委託を受けて、業界に関する調査研究を行う (回数) (b0403c)	19
4. 政府に協力して、政策・法規の宣伝を行ったり実施の徹底を図ったりする (b0404)	19
4. 政府に協力して、政策・法規の宣伝を行ったり実施の徹底を図ったりする (回数) (b0404c)	19
5. 政府の委託を受けて、業界内の資格認定あるいは製品の品質についての審査と認証を行う (b0405)	20
5. 政府の委託を受けて、業界内の資格認定あるいは製品の品質についての審査と認証を行う (回数) (b0405c)	20
6. 党・政府と協力して、重要な活動をめぐり、活動を展開する (b0406)	20
6. 党・政府と協力して、重要な活動をめぐり、活動を展開する (回数) (b0406c)	20
7. その他 (b0407)	20

7. その他 (回数) (b0407c)	21
----------------------	----

B5. あなたの団体は社会に向けてどのような活動を展開したことがありますか。(当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。)

(注：黒龍江省は2002年)

1. 専門的な研修会を開く (b0501)	21
1. 専門的な研修会を開く (回数) (b0501c)	21
2. 専門的な情報コンサルティングサービスを提供する (b0502)	21
2. 専門的な情報コンサルティングサービスを提供する (回数) (b0502c)	22
3. 公共の場所やメディアを通じて政策宣伝を展開する (b0503)	22
3. 公共の場所やメディアを通じて政策宣伝を展開する (回数) (b0503c)	22
4. 社会公益活動を呼びかけたり、それに参加したりする (b0504)	22
4. 社会公益活動を呼びかけたり、それに参加したりする (回数) (b0504c)	23
5. その他 (b0505)	23
5. その他 (回数) (b0505c)	23

B6. あなたの団体は会員に向けてどのようなサービスを提供したことがありますか。(当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。)(注：黒龍江省は2002年)

1. 業務研修

a. 会員の研修会・研究討論会を開く (b0611)	23
a. 会員の研修会・研究討論会を開く (回数) (b0611c)	24
b. 新聞・雑誌の郵送などの情報サービスを提供する (b0612)	24
b. 新聞・雑誌の郵送などの情報サービスを提供する (回数) (b0612c)	24
c. 会員の国内視察を実施する (b0613)	24
c. 会員の国内視察を実施する (回数) (b0613c)	24
d. 会員の国外視察を実施する (b0614)	25
d. 会員の国外視察を実施する (回数) (b0614c)	25
e. その他 (b0615)	25
e. その他 (回数) (b0615c)	25

2. 権益の擁護

a. 会員の意見や要求を報告・伝達する (b0621)	25
a. 会員の意見や要求を報告・伝達する (回数) (b0621c)	26
b. 会員のために法律支援を提供する (b0622)	26
b. 会員のために法律支援を提供する (回数) (b0622c)	26
c. その他のやり方で会員の合法的な権益を擁護する (b0623)	26
c. その他のやり方で会員の合法的な権益を擁護する (回数) (b0623c)	27
d. 会員に消費面での優遇を提供する (b0624)	27
d. 会員に消費面での優遇を提供する (回数) (b0624c)	27
e. その他 (b0625)	27
e. その他 (回数) (b0625c)	27

3. 交流活動

a. 会員の旅行を組織する (b0631)	28
a. 会員の旅行を組織する (回数) (b0631c)	28
b. 会員のパーティーを催す (b0632)	28
b. 会員のパーティーを催す (回数) (b0632c)	28

c. その他 (b0633)	28
c. その他 (回数) (b0633c)	29
4. その他 (b0641)	29
B7. あなたの団体と業務主管単位の関係について、当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。	
1. 本団体に事務所を提供する (b0701)	29
2. 本団体に人員を派遣し、給料を支払う (b0702)	29
3. 本団体に財政拠出する (b0703)	29
4. 団体の指導者を推薦、あるいは決定する (b0704)	29
5. 団体の会議に出席する (b0705)	30
6. 団体の年度活動報告を審査する (b0706)	30
7. 団体の財務状況を審査する (b0707)	30
8. その他 (b0708)	30
B8. あなたの団体の業務主管単位の指導者は通常、団体の活動にどの程度参加していますか。(b0801)	30
B9. 総じて、あなたの団体と業務主管単位の関係は緊密ですか。(b0901)	31
B10. あなたの団体は優秀会員の比較評定を行ったことがありますか。(b1001)	31
B11. あなたの団体の展開する各種社団活動に積極的に参加している会員の人数はどのぐらいですか。(b1101)	31
B12. あなたの団体はかつて業務主管単位あるいは社団登記管理機関によって優秀社団に選ばれたことがありますか。(b1201)	31
B13. あなたの団体の活動と発展にとって、より大きな影響力をもっているのは業務主管単位ですか、それとも社団登記管理機関ですか。(b1301)	31
B14. あなたの団体が日常の活動を展開する際、会員に対する拘束力が大きいのはどの規範ですか。下記の項目の中から最も重要なものを3つ選んで、その順番を右の表の中に書いてください。	
第1位 (b1401)	32
第2位 (b1402)	32
第3位 (b1403)	33
B15. あなたの団体が会員間の衝突を解決する主な方式は何ですか。当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。	
1. 衝突各方面による集団協議 (b1501)	33
2. 社団外部による仲裁 (b1502)	33
3. 社団内部での仲裁 (b1503)	33
4. 会長事務会議による調停 (b1504)	33
5. 理事会による調停 (b1505)	34
6. 常務理事会による調停 (b1506)	34
7. 会員代表大会による調停 (b1507)	34
8. 全体会員大会による調停 (b1508)	34
9. その他 (b1509)	34
B16. あなたの団体の会員間の相互信頼度はどの程度ですか。(b1601)	34

- B16a. あなたは、あなたの団体の指導部に対する一般会員の信頼度はどの程度だと思いますか。
(b1611) 35
- B16b. あなたは、あなたの団体の工作機構に対する一般会員の信頼度はどの程度だと思いますか。
(b1612) 35
- B17. あなたの団体は社団党組織を有していますか。(b1701) 35

第三部

C1. あなたの団体は、どの分野の政策に特に関心をもっていますか。あてはまるものすべてに“✓”をつけてください。

1. 財政政策 (c0101) 36
2. 金融政策 (c0102) 36
3. 通商政策 (c0103) 36
4. 業界の産業振興政策 (c0104) 36
5. 土木・建設・公共事業政策 (c0105) 36
6. 運輸・交通政策 (c0106) 36
7. 通信・情報政策 (c0107) 37
8. 科学技術政策 (c0108) 37
9. 地域発展政策 (c0109) 37
10. 外交政策 (c0110) 37
11. 国防政策 (c0111) 37
12. 治安政策 (c0112) 37
13. 司法政策 (c0113) 38
14. 地方行政政策 (c0114) 38
15. 労働政策 (c0115) 38
16. 農業・林業・水産政策 (c0116) 38
17. 消費者政策 (c0117) 38
18. 環境政策 (c0118) 38
19. 厚生・福祉・医療政策 (c0119) 39
20. 国際交流・援助政策 (c0120) 39
21. 文教・学術・スポーツ政策 (c0121) 39
22. その他 (c0122) 39

C2. あなたの団体はどの分野の政策に影響を与えることに努めていますか。あてはまるものすべてに“✓”をつけて下さい。

1. 財政政策 (c0201) 39
2. 金融政策 (c0202) 39
3. 通商政策 (c0203) 40
4. 業界の産業振興政策 (c0204) 40
5. 土木・建設・公共事業政策 (c0205) 40
6. 運輸・交通政策 (c0206) 40
7. 通信・情報政策 (c0207) 40
8. 科学技術政策 (c0208) 40
9. 地域発展政策 (c0209) 41
10. 外交政策 (c0210) 41
11. 国防政策 (c0211) 41

12. 治安政策 (c0212)	41
13. 司法政策 (c0213)	41
14. 地方行政政策 (c0214)	41
15. 労働政策 (c0215)	42
16. 農業・林業・水産政策 (c0216)	42
17. 消費者政策 (c0217)	42
18. 環境政策 (c0218)	42
19. 厚生・福祉・医療政策 (c0219)	42
20. 国際交流・援助政策 (c0220)	42
21. 文教・学術・スポーツ政策 (c0221)	43
22. その他 (c0222)	43

C3. あなたの団体と政府の関係について、あてはまる事項すべてに“✓”をつけて下さい。

1. 法律によって規定される関係のみ有する (c0301)	43
2. 何らかの行政指導を受ける関係がある (c0302)	43
3. 行政機関の政策の実施に対し支持と協力を与える (c0303)	43
4. 団体や業界などの関連事務について意見交換をしている (c0304)	43
5. 政府に対し政策に関するコンサルティングを行ったり、意見を提供したりする (c0305)	44
6. 政府に対し政策議案を提起する (c0306)	44
7. 政府の委託を受けて政策研究を行う (c0307)	44
8. 政府職員の退職後のポストを提供している (c0308)	44

C4. あなたの団体が政府行政機関に意見や要求を提出しようとする際、直接政府行政職員と連絡をとりますか。それとも仲介人物を通じて間接的に連絡を取りますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

1. 直接連絡をとる (c0401)	44
2. 間接的に連絡をとる (c0402)	44

次のような人物を介して中央政府と連絡をとる

a. 全国人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0411)	45
b. 地方人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0412)	45
c. 中央政府職員 (c0413)	45
d. 地方政府職員 (c0414)	45
e. 民主諸党派人士/社会の有名人 (c0415)	45
f. 業務主管単位の指導者 (c0416)	46
g. 定年退職した幹部/幹部の親戚 (c0417)	46
h. 指導者の側近 (c0418)	46

次のような人物を介して北京市あるいは区/県政府と連絡をとる (北京市、浙江省)

次のような人物を介して黒龍江省/市/県政府と連絡をとる (黒龍江省)

a. 全国人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0421)	46
b. 地方人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0422)	46
c. 中央政府職員 (c0423)	47
d. 地方政府職員 (c0424)	47
e. 民主諸党派人士/社会の有名人 (c0425)	47
f. 業務主管単位の指導者 (c0426)	47
g. 定年退職した幹部/幹部の親戚 (c0427)	47
h. 指導者の側近 (c0428)	48

C5. あなたの団体は次のそれぞれの役職の政府職員とどの程度接触しますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

中央政府の職員と

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 部級（大臣次官級）以上（c0511） | 48 |
| 2. 局級（局長級）（c0512） | 48 |
| 3. 処級（課長級）（c0513） | 48 |
| 4. 科級（係長級）（c0514） | 48 |
| 5. 普通職員（c0515） | 49 |

北京市/区県政府の職員と（北京市、浙江省）

黒龍江省/市/区県政府の職員と（黒龍江省）

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 省/直轄市級（c0521） | 49 |
| 2. 司/局級（c0522） | 49 |
| 3. 処級（課長級）（c0523） | 49 |
| 4. 科級（係長級）（c0524） | 49 |
| 5. 普通職員（c0525） | 50 |

C6. あなたの団体が、個人的つきあいのある人が下記のなかにありますか。いる場合はあてはまるものすべてに“✓”をつけてください。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1. 全国人民代表大会代表/政治協商会議委員（c0601） | 50 |
| 2. 地方人民代表大会代表/政治協商会議委員（c0602） | 50 |
| 3. 中央指導者（c0603） | 50 |
| 4. 地方政府職員（c0604） | 50 |
| 5. 民主諸党派人士/社会の有名人（c0605） | 50 |
| 6. 業務主管単位の指導者（c0606） | 51 |
| 7. 定年退職した幹部/幹部の親戚（c0607） | 51 |
| 8. 指導者の側近（c0608） | 51 |
| 9. 全国紙新聞記者（c0609） | 51 |
| 10. 地方紙新聞記者（c0610） | 51 |
| 11. 全国ラジオ局、テレビ局記者（c0611） | 51 |
| 12. 地方ラジオ局、テレビ局記者（c0612） | 52 |
| 13. 中央各部委の部・局級幹部（c0613） | 52 |
| 14. 中央部委の処級職員（c0614） | 52 |

C7. あなたの団体は政府機関に本団体の意見や要求を提出する場合、次にあげるような手段や行動をどの程度なさいますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 政府の組織した座談会に参加する（c0701） | 52 |
| 2. 調査報告あるいは政策建議報告案を提出する（c0702） | 52 |
| 3. 政府職員に電話をする（c0703） | 53 |
| 4. 手紙を書く（電子メールも含む）（c0704） | 53 |
| 5. 会員に働きかけて政府機関に手紙を書く、電話をかけるなど（c0705） | 53 |
| 6. 個人的な関係を通じて接触する（c0706） | 53 |
| 7. メディアに情報を提供する（c0707） | 53 |
| 8. 記者会見を開き、団体の立場を明らかにする（c0708） | 54 |
| 9. 有料でメディアに広告・宣伝を掲載する（c0709） | 54 |
| 10. 他の団体と連合し、共同行動をとる（c0710） | 54 |
| 11. 司法を通じて問題を解決する（c0711） | 54 |

12. 陳情に行く (c0712)	54
13. 請願あるいは座り込みをする (c0713)	55
14. 大衆集会を開き、大衆の支持を獲得する (c0714)	55
15. その他 (c0715)	55
C8. あなたの団体は、各行政レベルの行政機関から政策の制定や執行に関して相談を受けたり、意見を求められたりすることがありますか。そのようなことがある場合には、具体的な行政機関名をお書きください。(c0800)	55
中央政府 (c0801)	55
直轄市/省政府 (c0802)	56
区・県/地級市政府 (c0803)	56
県級政府 (c0804)	56
C9. あなたの団体は、中央または地方政府に特定の政策や方針を〈実施〉するよう働きかけ、成功したことがありますか。(c0901)	56
C10. あなたの団体は、中央または地方政府に特定の政策や方針を〈修正〉あるいは〈停止〉するよう働きかけ、成功したことがありますか。(c1001)	56
C11. あなたの団体の主張をとおしたり、自らの権益を守ったりするためには、下記のどの政府機関と接触するのがより有効だと思われませんか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。	
1. 党委員会機関 (c1101)	57
2. 行政機関 (c1102)	57
3. 人民代表大会 (c1103)	57
4. 政治協商会議 (c1104)	57
5. 裁判所 (c1105)	57
C12. あなたの団体は、日常活動する上で必要な情報をどこから得ていますか。次の中から重要な順に3つまでお答えください。	
情報源1位 (c1201)	58
情報源2位 (c1202)	58
情報源3位 (c1203)	59
C13. 過去の3年間に、あなたの団体はマスコミに何回ぐらいとりあげられましたか。おおよその数をお答えください。(c1301)	59
C14. あなたの団体は全国人民代表大会または地方人民代表大会の立法活動に影響を与える活動を展開したことがありますか。	
全国人民代表大会に対して (c1401)	59
市/省人民代表大会に対して (c1402)	59
区・県/地級市人民代表大会に対して (c1403)	60
県級人民代表大会に対して (c1404)	60
C15. あなたの団体は、人民代表大会代表の選挙において以下のような活動をしたことがありますか。次の尺度にしたがって、後ろの番号を選んでください。	
1. 会員に対し決められた時間に投票するよう呼びかける (c1501)	60
2. 特定の候補者に投票するように、会員に呼びかける (c1502)	60
3. 特定の候補者に投票するよう、会員を通じて一般の人に呼びかける (c1503)	60
4. 特定の候補者に資金や物資の援助をする (c1504)	61
5. 特定の候補者の選挙運動に、人員の援助をする (c1505)	61
6. 会員を候補者として推薦する (c1506)	61

C16. 1990年以降、国と北京市によって制定・公布された重要な法律と法規に対するあなたの団体の態度は如何ですか。立法の過程において政府機関に団体の意見を提出したことがありますか。政府の最終的な政策決定に満足していますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。(北京市、浙江省)

C16. 1990年以降、国と黒龍江省によって制定・公布された重要な法律と法規に対するあなたの団体の態度は如何ですか。立法の過程において政府機関に団体の意見を提出したことがありますか。政府の最終的な政策決定に満足していますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。(黒龍江省)

法律と法規に対する賛否

- | | |
|---|----|
| 1. 中華人民共和国消費者權益保護法 (c1610) | 61 |
| 2. 中華人民共和国行政処罰法 (c1611) | 62 |
| 3. 中華人民共和国刑法 (c1612) | 62 |
| 4. 中華人民共和国契約法 (c1613) | 62 |
| 5. 中華人民共和国婚姻法 (c1614) | 62 |
| 6. 北京市個人經營・私營企業雇用労働者管理暫定行弁法 (北京市) / 浙江省偽物商品生産販売取締条例 (浙江省) / 黒龍江省消費者權益保護条例 (黒龍江省) (c1615) | 62 |
| 7. 北京市社会治安総合管理条例 (北京市) / 浙江省職工失業保險条例 (浙江省) / 黒龍江省失業保險条例 (黒龍江省) (c1616) | 63 |
| 8. 北京市花火・爆竹打ち上げ禁止に関する規定 (北京市) / 浙江省無許可經營取締条例 (浙江省) / 黒龍江省都市熱供給条例 (黒龍江省) (c1617) | 63 |
| 9. 北京市行政・事業・料金徴収管理条例 (北京市) / 浙江省職工基本養老保險条例 (浙江省) / 黒龍江省私營企業工会条例 (黒龍江省) (c1618) | 63 |
| 10. 北京市労働市場管理条例 (北京市) / 浙江省『中華人民共和国消費者權益保護法』実施弁法 (浙江省) / 黒龍江省行政による法執行規範化条例 (黒龍江省) (c1619) | 63 |

立法過程における意見の提出

- | | |
|---|----|
| 1. 中華人民共和国消費者權益保護法 (c1620) | 63 |
| 2. 中華人民共和国行政処罰法 (c1621) | 64 |
| 3. 中華人民共和国刑法 (c1622) | 64 |
| 4. 中華人民共和国契約法 (c1623) | 64 |
| 5. 中華人民共和国婚姻法 (c1624) | 64 |
| 6. 北京市個人經營・私營企業雇用労働者管理暫定行弁法 (北京市) / 浙江省偽物商品生産販売取締条例 (浙江省) / 黒龍江省消費者權益保護条例 (黒龍江省) (c1625) | 64 |
| 7. 北京市社会治安総合管理条例 (北京市) / 浙江省職工失業保險条例 (浙江省) / 黒龍江省失業保險条例 (黒龍江省) (c1626) | 65 |
| 8. 北京市花火・爆竹打ち上げ禁止に関する規定 (北京市) / 浙江省無許可經營取締条例 (浙江省) / 黒龍江省都市熱供給条例 (黒龍江省) (c1627) | 65 |
| 9. 北京市行政・事業・料金徴収管理条例 (北京市) / 浙江省職工基本養老保險条例 (浙江省) / 黒龍江省私營企業工会条例 (黒龍江省) (c1628) | 65 |
| 10. 北京市労働市場管理条例 (北京市) / 浙江省『中華人民共和国消費者權益保護法』実施弁法 (浙江省) / 黒龍江省行政による法執行規範化条例 (黒龍江省) (c1629) | 65 |

政策決定に対する満足度

- | | |
|----------------------------|----|
| 1. 中華人民共和国消費者權益保護法 (c1630) | 65 |
| 2. 中華人民共和国行政処罰法 (c1631) | 66 |
| 3. 中華人民共和国刑法 (c1632) | 66 |
| 4. 中華人民共和国契約法 (c1633) | 66 |
| 5. 中華人民共和国婚姻法 (c1634) | 66 |

6. 北京市個人経営・私営企業雇用労働者管理暫定行弁法（北京市） / 浙江省偽物商品生産販売取締条例（浙江省） / 黒龍江省消費者權益保護条例（黒龍江省）（c1635）	66
7. 北京市社会治安総合管理条例（北京市） / 浙江省職工失業保険条例（浙江省） / 黒龍江省失業保険条例（黒龍江省）（c1636）	67
8. 北京市花火・爆竹打ち上げ禁止に関する規定（北京市） / 浙江省無許可経営取締条例（浙江省） / 黒龍江省都市熱供給条例（黒龍江省）（c1637）	67
9. 北京市行政・事業・料金徴収管理条例（北京市） / 浙江省職工基本養老保険条例（浙江省） / 黒龍江省私営企業工会条例（黒龍江省）（c1638）	67
10. 北京市労働市場管理条例（北京市） / 浙江省『中華人民共和国消費者權益保護法』実施弁法（浙江省） / 黒龍江省行政による法執行規範化条例（黒龍江省）（c1639）	67
C17. 総じて、あなたの団体は、活動対象とする区域内において、政府の政策決定に対しどの程度影響力をもっていますか。（c1701）	67
C18. 一般的に言って、あなたの団体と政府機関の関係は緊密ですか。（c1800）	68
政府機関と連絡をとる際、あなたの団体が主体的に連絡する機会が多いですか。それとも政府機関が主体的に連絡をとることが多いですか。（c1801）	68

第四部

D1. あなたの団体はどの方式で現在の事務所を確保したのですか。（d0100）	69
1. 自分で財産権を有する → 面積は_____平米（d0101）	69
2. 賃借りする（d0102）	69
3. 無料で借用（d0103）	69
D2. あなたの団体の2000年度の総経費のうち各種経費財源の占める割合はどのくらいですか。（注：黒龍江省は2002年度）	
政府財政による補助金（d0201）	70
会費（d0202）	70
各種寄付金（d0203）	70
団体収入（d0204）	71
その他（d0205）	71
D3. あなたの団体は政府機関から補助金を受けたことがありますか。（d0300）	71
2000年、政府財政による補助金総額は_____元（注：黒龍江省は2002年）（d0301）	71
D3a. あなたの団体の獲得した補助金は政府のどの部門から拠出されたのですか。あてはまるものをすべて選んでください。	
1. 市政府/所属本級地方政府（d0311）	72
2. 区/県政府（d0312）	72
3. 民政機関（d0313）	72
4. 業務主管単位（d0314）	72
5. その他の機構（d0315）	72
D3b. あなたの団体はどの方式で政府財政による補助金を獲得したのですか。あてはまるものを全て選んでください。	
1. 一般財政拠出（d0321）	72
2. 政府委託プロジェクト拠出（d0322）	73

D4. 2000年、あなたの団体の全会員のうち会費を納める会員は何割を占めていますか。(注：黒龍江省は2002年)	
個人会員 (d0401)	73
団体会員 (d0402)	73
D5. あなたの団体によって展開される有料サービス活動は主にどのような内容のものですか。獲得収入の多い順に3つの項目を並べ、右の表に書き入れてください。	
有料サービス1位 (d0501)	74
有料サービス2位 (d0502)	74
有料サービス3位 (d0503)	74
D6. あなたの団体の2000年度の総支出は約_____万元(注：黒龍江省は2002年度) (d0601)	75
そのうち職員の給料と事務経費が総支出の約_____%を占める。(d0602)	75
D7. あなたの団体は経済組織を有していますか。(d0701)	75
D8. あなたの団体は国または地方政府に税金を納付したことがありますか。(d0800)	75
a. _____年から納付を始めた。(d0801)	76
b. 2000年度、団体の年間納税総額は総計_____千元(注：黒龍江省は2002年度) (d0802)	76
c. 団体の納付する税金の種別 (d0803)	76
付加価値税 (d0811)	76
消費税 (d0812)	76
営業税 (d0813)	77
都市保護建設税 (d0814)	77
教育付加税 (d0815)	77
所得税 (d0816)	77
土地使用税 (d0817)	77
土地付加価値税 (d0818)	77
印紙税 (d0819)	78
車船使用税 (d0820)	78
不動産税 (d0821)	78
契約税 (d0822)	78
その他 (d0823)	78
D9. あなたの団体の情報機器導入の程度についておうかがいします。	
1. コンピューター(パソコン)を保有している。	
保有の有無 (d0900)	78
保有台数 (d0901)	79
2. 電子メールを使って他の組織と情報の交換を行っている。(d0902)	79
3. インターネット上にホームページを開設している。(d0903)	79
4. ホームページを公開している。(d0904)	79
D10. あなたの団体に出版物があればその出版状況を紹介してください。(北京市、浙江省)	
D10. あなたの団体は会報・会誌などの出版物を出版していますか(あるいは出版したことがありますか)。もしあれば、下の表の空欄にそれらの出版状況を記入してください。(黒龍江省)	
出版の有無 (d1000)	79

新聞（種類数）（d1011）	80
新聞/会報（出版周期）（d1012）	80
新聞/会報（公開出版物か否か）（d1013）	80
新聞/会報（発行部数）（d1014）	80
新聞/会報（もっとも最近の出版期日）（d1015）	80
定期刊行物（種類数）（d1021）	81
定期刊行物/会誌（出版周期）（d1022）	81
定期刊行物/会誌（公開出版物か否か）（d1023）	81
定期刊行物/会誌（発行部数）（d1024）	81
定期刊行物/会誌（もっとも最近の出版期日）（d1025）	81
会員通信・短信（種類数）（d1031）	82
会員通信・短信（出版周期）（d1032）	82
会員通信・短信（公開出版物か否か）（d1033）	82
会員通信・短信（発行部数）（d1034）	82
会員通信・短信（もっとも最近の出版期日）（d1035）	82
その他（種類数）（d1041）	83
その他（出版周期）（d1042）	83
その他（公開出版物か否か）（d1043）	83
その他（発行部数）（d1044）	83
その他（もっとも最近の出版期日）（d1045）	83

D10a. D10で挙げた出版物以外に、その他の出版物を出版していますか（出版したことがありますか）。もしあれば、下の表の空欄にそれらの出版物の種類数と総発行部数を記入してください。（黒龍江省）
その他の出版物の有無（d1050） 84

新聞（種類数）（d1051）	84
新聞（総発行部数）（d1052）	84
定期刊行物（種類数）（d1061）	84
定期刊行物（総発行部数）（d1062）	84
書籍（種類数）（d1071）	85
書籍（総発行部数）（d1072）	85

第五部

E1. 下記の諸集団は中国の政治にどの程度の影響力を持っていると思いますか。現在の状況と改革開放前の状況とを比較し、それぞれ後ろの点数から選んでください。

現在

1. 労働団体（e0101）	86
2. 農業団体（e0102）	86
3. 文化人・学者（e0103）	86
4. 政府職員（e0104）	87
5. 党の幹部（e0105）	87
6. 民主諸党派（e0106）	87
7. 国営企業（e0107）	88
8. 私営企業（e0108）	88
9. マスメディア（e0109）	88
10. 消費者団体（e0110）	89
11. 社会福祉団体（e0111）	89

12. 社区（住民コミュニティ）組織（e0112）	89
13. 婦人団体（e0113）	90
14. 地方政府（e0114）	90
15. 外国政府（e0115）	90
16. 国際機関（e0116）	91
17. 外国の利益団体（e0117）	91
18. 大学生（e0118）	91

改革開放前

1. 労働団体（e0121）	92
2. 農業団体（e0122）	92
3. 文化人・学者（e0123）	92
4. 政府職員（e0124）	93
5. 党の幹部（e0125）	93
6. 民主諸党派（e0126）	93
7. 国営企業（e0127）	94
8. 私営企業（e0128）	94
9. マスメディア（e0129）	94
10. 消費者団体（e0130）	95
11. 社会福祉団体（e0131）	95
12. 社区（住民コミュニティ）組織（e0132）	95
13. 婦人団体（e0133）	96
14. 地方政府（e0134）	96
15. 外国政府（e0135）	96
16. 国際機関（e0136）	97
17. 外国の利益団体（e0137）	97
18. 大学生（e0138）	97

E2. あなたの団体は、下記の諸集団とどのような関係にありますか。現在の状況と改革開放前の状況とを比較し、それぞれ後ろの点数から選んでください。

現在

1. 労働団体（e0201）	98
2. 農業団体（e0202）	98
3. 文化人・学者（e0203）	98
4. 政府職員（e0204）	98
5. 党の幹部（e0205）	99
6. 民主諸党派（e0206）	99
7. 国営企業（e0207）	99
8. 私営企業（e0208）	99
9. マスメディア（e0209）	100
10. 消費者団体（e0210）	100
11. 社会福祉団体（e0211）	100
12. 社区（住民コミュニティ）組織（e0212）	100
13. 婦人団体（e0213）	101
14. 地方政府（e0214）	101
15. 外国政府（e0215）	101
16. 国際機関（e0216）	101
17. 外国の利益団体（e0217）	102

18. 大学生 (e0218)	102
-----------------	-----

改革開放前

1. 労働団体 (e0221)	102
2. 農業団体 (e0222)	102
3. 文化人・学者 (e0223)	103
4. 政府職員 (e0224)	103
5. 党の幹部 (e0225)	103
6. 民主諸党派 (e0226)	103
7. 国営企業 (e0227)	104
8. 私営企業 (e0228)	104
9. マスメディア (e0229)	104
10. 消費者団体 (e0230)	104
11. 社会福祉団体 (e0231)	105
12. 社区 (住民コミュニティ) 組織 (e0232)	105
13. 婦人団体 (e0233)	105
14. 地方政府 (e0234)	105
15. 外国政府 (e0235)	106
16. 国際機関 (e0236)	106
17. 外国の利益団体 (e0237)	106
18. 大学生 (e0238)	106

E3. あなたの団体は政府および政府職員に特別に重視されていると思いますか。また、重視される理由、重視されない理由について該当するとお考えの事項をすべて選んでください。

重視されていると思うか否か (e0301)	107
-----------------------	-----

政府および政府職員から重視されている理由

1. 会員数が多いから (e0311)	107
2. 組織が強大だから (e0312)	107
3. 政治への関心が高いから (e0313)	107
4. 他の団体や機関と活発な接触があるから (e0314)	107
5. 社会的評判が高いから (e0315)	107
6. 特定の人々の利益を明確に代表しているから (e0316)	108
7. 特定の政策課題に精通しているから (e0317)	108
8. 団体指導者と政府部門の関係が緊密だから (e0318)	108

政府および政府職員から重視されていない理由

1. 会員数が少ないから (e0321)	108
2. 組織が弱小だから (e0322)	108
3. 政治への関心が低いから (e0323)	108
4. 特に他の団体や機関との接触を持たないから (e0324)	109
5. 社会的評判が高くないから (e0325)	109
6. 限られた人々の利益しか代表していないから (e0326)	109
7. 政策問題に関心を持っていないから (e0327)	109
8. 団体指導者と政府部門の交流が少ないから (e0328)	109

E4. 社会団体は自らの業務主管単位に「掛靠」(活動を認可される代わりに、様々な公式・非公式の指導を受けること)すべきだと思いますか。またその理由は何ですか。該当するものをすべて選んでください。

「掛靠」すべきか否か (e0401) 109

「掛靠」すべきである理由

1. 政府と社会はひとつのシステムに統合されるべきである (e0411) 110
2. 社団が一部の政府機能を分担するのに有利である (e0412) 110
3. 政府の社団に対する管理に便利である (e0413) 110
4. 社団機能の強化に有利である (e0414) 110
5. 社団職員の安定に有利である (e0415) 110
6. 社団の政府に対する影響力強化に有利である (e0416) 110
7. 社団の地位向上に有利である (e0417) 111

「掛靠」すべきでない理由

1. 政府と社会は厳格に分離すべきである (e0421) 111
2. 社団が独立して一部の政府機能を分担するのに有利である (e0422) 111
3. 社団の自己管理に有利である (e0423) 111
4. 社団の独立した発展に有利である (e0424) 111
5. より多くの会員を吸収するのに有利である (e0425) 111
6. 社団の政府に対する影響力強化に有利である (e0426) 112
7. 政府の支持獲得に有利である (e0427) 112

E5. 総じてわが国の現存の社会団体の存在と発展が政府の活動に与える影響についてどう思いますか。(e0501) 112

E6. 今後わが国の社会団体が発揮すべき最も重要な機能は何だと思いませんか。

- 政府の政策決定に協力し、影響を与え、政府機能を分担し、政府の助手となる。(e0601) 112
- 社会に公益サービスを提供し、社会に奉仕する。(e0602) 112
- 会員の権益を擁護し、代表する。(e0603) 112
- 業界の自治を実施する。(e0604) 113
- 政府と社会を結ぶ橋梁・紐帯となる。(e0605) 113
- 会員間、会員-政府間、国際的同業界間の意思疎通と交流を促進する。(e0606) 113
- 二つの文明建設に奉仕し、祖国の繁栄・安定を促進するなど、政治的正しさを記述。(e0611) 113

E7. 現在、社会団体の発展に不利益となる最も深刻な問題は何だと思いませんか。

- 社会団体の位置づけ、法的地位が不明確であり、関連する法が未整備である。(e0701) 113
- 社会団体の機能と任務が不明確である。(e0702) 113
- 政府があまり重視しない。(e0703) 114
- 管理体制が厳格すぎて混乱している。規制が多すぎる。(e0704) 114
- 社会環境が社団の発展に不利。結社の文化が未発達であり、社会の発育が不十分。(e0705) 114
- 資金・場所の欠如。(e0706) 114
- 人材の欠如。(e0707) 114
- その他。(e0708) 114
- 社会団体自身の能力建設が不十分である。(e0720) 115

調査の概要

調査概要

- * 文部科学省科学研究費助成
- * 日本、韓国、ロシアなど、各国の団体基礎構造調査（JIGS調査）の一環
- * 中国側共同研究グループ：北京大学政治発展・政府管理研究所中国社会団体研究中心
- * 調査地域：北京市、浙江省、黒龍江省
- * 調査対象：各地各級民政部門に正式に登録された「社団」
- * 調査方法：郵送によるアンケート調査

サンプリング方法

- * 北京：全数調査
- * 浙江省・黒龍江省：
 - 地市級社団：政府の作成した、省内のすべての地市級行政単位を総合発展指標の高い順に示したリストから1つおきに抽出。さらに2グループのうち、網羅される地域分布がより均一的なほうを調査対象とした。
 - 県級社団：中国の県級行政単位は、県・県級市・地級市内の市轄区に分けられるため、まず、両省のすべての県級行政単位をこの3種に分類。その後、各分類を行政区画の名称の発音順に並べ、ランダムサンプリングを行った。

調査期間

2001年12月21日	北京市級「社団」および浙江省（武義県・寧海県を除く）のすべての「社団」についての調査票発送。
2002年3月22日	北京区・県級「社団」についての調査票発送。
2002年6月10日	浙江省武義県「社団」についての調査票発送。
2003年11月10日	黒龍江省（6県を除く）「社団」についての調査票発送。
2004年	黒龍江省の6県の「社団」についての調査票発送。

- * いずれも、2回にわたって督促の手紙を発送した。
- * 標本回収状況については、別表を参照。

<表 1> 標本回収状況（まとめ）

	サンプル総数	実際調査数	有効回答数	有効回答率
北京市	2188	1807	627	34.7%
浙江省	5270	5093	1782	35.0%
黒龍江省	2078	1997	449	22.5%
合計	9536	8897	2858	32.1%

<表 2> 標本回収状況（サンプル分布）

	サンプル分布		実際調査数	有効回答数	有効回答率
北京市	市級	1251	916	348	38.0%
	区・県	937	891	279	31.3%
浙江省	省級	789	768	289	37.6%
	地級	1879	1763	585	33.2%
	県級	2602	2562	908	35.4%
黒龍江省	省級	640	611	207	33.9%
	地市級	868	823	157	19.1%
	県級	570	563	85	15.1%

（注）「実際調査数」＝ サンプル総数－郵便返却数

回収された調査票における地域情報

北京市				浙江省				黒龍江省			
No	地域名	度数	%	No	地域名	度数	%	No	地域名	度数	%
1	北京市	348	55.5	21	浙江省	283	15.9	101	黒龍江省級	207	46.1
2	東城区	32	5.1	22	杭州市	172	9.7	102	ハルビン	69	15.4
3	西城区	20	3.2	23	温州市	112	6.3	103	鶏西市	17	3.8
4	崇文区	14	2.2	24	湖州市	75	4.2	104	双鴨山市	6	1.3
5	宣武区	18	2.9	25	金華市	79	4.4	105	伊春市	20	4.5
6	朝陽区	12	1.9	26	舟山市	84	4.7	106	七台河市	15	3.3
7	海淀区	33	5.3	27	麗水市	63	3.5	107	黒河市	14	3.1
8	豊台区	9	1.4	28	慈溪市	34	1.9	108	大興安嶺	16	3.6
9	石景山区	11	1.8	29	奉化市	29	1.6	109	阿城市	6	1.3
10	順義区	17	2.7	30	海寧市	36	2.0	110	北安市	2	0.4
11	昌平区	9	1.4	31	江山市	18	1.0	111	海林市	4	0.9
12	門頭溝区	10	1.6	32	樂清市	43	2.4	112	虎林市	3	0.7
13	通州区	15	2.4	33	臨海市	14	0.8	113	穆稜市	1	0.2
14	房山区	12	1.9	34	平湖市	26	1.5	114	寧安市	6	1.3
15	大興区	11	1.8	35	上虞市	26	1.5	115	双城市	7	1.6
16	延慶区	9	1.4	36	桐郷市	26	1.5	116	鉄力市	4	0.9
17	懷柔区	19	3.0	37	義烏市	37	2.1	117	五常市	4	0.9
18	平谷区	7	1.1	38	余姚市	48	2.7	119	巴彥県	5	1.1
19	密雲区	21	3.3	39	北侖区(寧波市)	28	1.6	120	宝清県	1	0.2
				40	定海区(舟山市)	10	0.6	121	勃利県	1	0.2
				41	海曙区(寧波市)	17	1.0	122	方正県	1	0.2
				42	江北区(寧波市)	10	0.6	124	呼蘭県	4	0.9
				43	江干区(杭州市)	9	0.5	125	樺川県	1	0.2
				44	金東区(金華市)	1	0.1	126	鶏東県	3	0.7
				45	蓮都区(麗水市)	7	0.4	130	龍江県	3	0.7
				46	鹿城区(温州市)	16	0.9	133	青岡県	2	0.4
				47	瓯海区(温州市)	17	1.0	134	饒河県	1	0.2
				48	上城区(杭州市)	11	0.6	135	綏稜県	2	0.4
				49	西湖区(杭州市)	11	0.6	136	塔河県	2	0.4
				50	蕭山区(西湖区)	48	2.7	137	湯原県	1	0.2
				51	秀洲区(嘉興市)	9	0.5	138	望奎県	1	0.2
				52	越城区(紹興市)	1	0.1	139	延寿県	5	1.1
				53	安吉県(湖州市)	5	0.3	140	依蘭県	2	0.4
				54	長興県(湖州市)	18	1.0	142	愛輝区	2	0.4
				55	淳安県(杭州市)	25	1.4	145	道外区	2	0.4
				56	徳清県(湖州市)	21	1.2	147	動力区	1	0.2
				57	海塩県(嘉興市)	19	1.1	152	南崗区	3	0.7
				58	縉雲県(麗水市)	22	1.2	154	讓胡路区	2	0.4
				59	開化県(衢州市)	3	0.2	155	西安区	3	0.7
				60	平陽県(温州市)	37	2.1				
				61	青田県(麗水市)	16	0.9				
				62	衢県(衢州市)	6	0.3				
				63	紹興県(紹興市)	41	2.3				
				64	松陽県(麗水市)	10	0.6				
				65	泰順県(温州市)	10	0.6				
				66	桐廬県(杭州市)	27	1.5				
				67	武義県(金華市)	25	1.4				
				68	象山県(寧波市)	34	1.9				
				69	鄞県(寧波市)	38	2.1				
				70	玉環県(台州市)	19	1.1				
				71	省教育厅	4	0.2				
				72	团省委	2	0.1				
計		627	100.0	計		1782	100.0	計		449	100.0

(注) 「No」は、データファイルにおけるコード番号を示す。

日本調査（J-JIGS）と中国調査（C-JIGS 北京・浙江省）における質問項目の対応状況

日本		中国	備考
Q1	団体分類	A1	日本調査(10種類)： 農業団体／経済団体／労働団体／教育団体／行政関係団体／福祉団体／専門家団体／政治団体／市民団体／その他。 中国調査(4種類)： 学術団体／業界団体／専門団体／連合団体。
Q2	関心のある政策や活動	C1	中国調査： 北京市での調査においてのみ、「その他」という選択肢が存在。
Q3	団体の目的・活動	A7	表1を参照。
Q4	法人格	---	
Q5	保守的・革新的	---	
Q6	活動の地理的範囲	---	
Q7	政策課題への影響力	C17	中国調査： 「言いにくい」という選択肢を追加。
Q8	国の行政機関との関係	C3	日本調査： 「国の行政機関」と「自治体」それぞれとの関係について質問。
Q9	自治体との関係	---	中国調査： 「政府」との関係についてのみ質問。 また、表2も参照。
Q10	行政への直接接触	C5	日本調査： 「現在」と「10年前」について質問。 中国調査： 「現在」についてのみ質問。 また、表3も参照。
Q11	行政への間接接触	C4	表4を参照。
Q12	政策についての相談	C8	
Q13	政党への支持の程度	---	
Q14	政党との接触	---	
Q15	国政選挙での活動	C15	日本調査： 「現在」と「10年前」について質問。 中国調査： 「現在」についてのみ質問。 また、表6も参照。
Q16	国の予算への働きかけ	---	
Q17	自治体の予算への働きかけ	---	
Q18	行政・政党・議員への信頼度	---	
Q19	働きかけの対象	C11	日本調査： 「現在」と「10年前」について、「1位」から「3位」までの3つの尺度で質問。 中国調査： 「現在」についてのみ、「最も有効」から「効果無し」までの5つの尺度で質問。 また、表5も参照。
Q20	利益を代表する人数	---	
Q21	働きかけの手段	C7	表7を参照。

Q22	活動のための情報源	C12	表8を参照。
Q23	個人的な接触	C6	表9を参照。
Q24	メディアへの登場	C13	
Q25	政策への参加・立場・満足度	C16	政策決定の内容と時期は、日本調査と中国調査とでは異なっている。
Q26	他団体の影響力の評価	E1	日本調査：「現在」についてのみ質問。 中国調査：「現在」と「改革開放前」について質問。
Q27	他団体との関係	E2	また、表10も参照。
Q28	政策の実施に成功	C9	
Q29	政策の修正・阻止に成功	C10	
Q30	団体設立年	A3	
Q31	設立のための援助	---	
Q32	会員数	A4	日本調査：「設立時」「10年前」「現在」について質問。 中国調査：「設立時」「2000年/2002年」について質問。
Q33	有給職員数	A11 A12	日本調査：「常勤の有給職員」と「非常勤の有給職員」の人数について質問。 中国調査：「専従職員の基本状況」という形で質問。日本調査の内容と完全には一致しない。
Q34	予算	D6	中国調査：「総支出」という表現となっている。
Q35	補助金・奨励金の金額	D3	日本調査：「国」と「自治体」それぞれからの補助金・奨励金の金額について質問。 中国調査：「政府機関」からの補助金の有無と金額について質問し、その後、政府のどの部門から拠出されているか質問。
Q36	情報機器導入の程度	D9	
Q37	団体の自己評価	E3	日本調査：「政治家や政党にとって魅力的か否か」という表現での質問。 中国調査：「政府および政府職員に特別に重視されていると思うか」という表現での質問。また、黒龍江省での調査においてのみ、「8. 団体指導者と政府部門の関係が緊密だから」「8. 団体指導者と政府部門の交流が少ないから」という選択肢を追加。
Q38	政党や政治家からの働きかけ	---	
Q39	政治との関係が深いか	C18	日本調査：「政治」との関係について質問。 中国調査：「政府機関」との関係について質問。また、「言いにくい」という選択肢を追加。

(注) 次項で説明するように、北京市・浙江省における調査と黒龍江省における調査とでは、調査票の質問内容が一部異なっている。本項では、北京市・浙江省における調査と日本調査との間での、質問項目の対応状況や相違点について説明した。

表1 団体の目的・活動

日本 (Q3)	中国(北京・浙江省) (A7)
1. 会員・組合員への情報提供	1. 会員への情報提供
2. 会員・組合員のための経済的利益の追求	2. 会員のための経済的利益の追求
3. 会員・組合員の生活や権利の防衛のための活動	3. 会員の正当な権益の擁護
4. 会員・組合員の教育・訓練・研修	4. 会員の教育・訓練・研修
5. 会員・組合員に、国や自治体からの補助金や奨励金を斡旋する	5. 会員のために政府からの優遇政策と優待を勝ち取る
6. 会員・組合員に、許認可や契約などの行政上の便宜をはかる	---
7. 情報を収集し会員外の機関・団体に提供する	---
8. 専門知識に基づく政策案を会員外の機関・団体に提言する	11. 専門性を利用した一般向け仲介サービスの提供
9. 公共利益実現のための啓蒙活動	---
10. 他の団体や個人に資金を助成する	13. 他の団体や個人への資金助成
11. 一般向けのサービスの提供	12. 一般向け公益活動の展開
12. その他	14. その他
---	6. 政府主管部門の管理業務への協力 7. 政策・規則の制定・実施への影響力行使 8. 特定専門分野の学術研究の促進 9. 会員間の交流増進 10. 共同の趣味の育成・発展

表2 行政機関との関係

日本 (Q8 & Q9)	中国(北京・浙江省) (C3)
1. 許認可を受ける関係がある	---
2. 何らかの法的規制を受ける関係がある	1. 法律によって規定される関係のみ有する
3. 何らかの行政指導を受ける関係がある	2. 何らかの行政指導を受ける関係がある
4. 行政機関の政策決定や予算活動に対する協力や支持をしている	3. 行政機関の政策の実施に対し支持と協力を与える
5. 団体や業界などの事情についての意見交換をしている	4. 団体や業界などの関連事務について意見交換をしている
6. 審議会や諮問委員会に委員を送っている	---
7. 行政機関の方が退職した後のポストを提供している	8. 政府職員の退職後のポストを提供している
---	5. 政府に対し政策に関するコンサルティングを行ったり、意見を提供したりする 6. 政府に対し政策議案を提起する 7. 政府の委託を受けて政策研究を行う

表3 行政への直接接​​触

	日本 (Q10)	中国(北京・浙江省) (C5)
国に対して	1. 大臣・局長クラス	1. 部級(大臣次官級)以上
		2. 局級(局長級)
	2. 課長クラス	3. 処級(課長級)
	3. 係長クラス	4. 科級(係長級)
	4. 一般職員	5. 普通職員
自治体に対して	1. 首長	1. 省/直轄市級
		2. 司/局級
	2. 課長クラス	3. 処級(課長級)
	3. 係長クラス	4. 科級(係長級)
	4. 一般職員	5. 普通職員

表4 行政への間接接​​触

	間接接​​触の対象	仲介者
日本 (Q11)	国の行政	1. 地元の国会議員 2. (1)以外の付き合いのある国会議員 3. 首長・地方議会の議員
	自治体の行政	1. 国会議員 2. 地方議員 3. その地域の有力者
中国 (C4)	中央政府／北京市／区・県政府／ 黒龍江省・市・県政府	1. 全国人民代表大会代表/政治協商会議委員 2. 地方人民代表大会代表/政治協商会議委員 3. 中央政府職員 4. 地方政府職員 5. 民主諸党派人士/社会の有名人 6. 業務主管単位の指導者 7. 定年退職した幹部/幹部の親戚 8. 指導者の側近

表5 働きかけの対象

	日本 (Q19)	中国(北京・浙江省) (C11)
政党(ないし議会)		1. 党委員会機関
		3. 人民代表大会
		4. 政治協商会議
行政		2. 行政機関
裁判所		5. 裁判所

表6 国政選挙での活動

日本 (Q15)	中国(北京・浙江省) (C15)
1. 特定の候補者や政党に投票するように、会員に呼びかける	2. 特定の候補者に投票するように、会員に呼びかける
2. 特定の候補者や政党に投票するように、会員を通じて一般の人に呼びかける	3. 特定の候補者に投票するよう、会員を通じて一般の人に呼びかける
3. 特定の候補者や政党に資金の援助をする	4. 特定の候補者に資金や物資の援助をする
4. 特定の候補者や政党の選挙運動に、人員の援助をする	5. 特定の候補者の選挙運動に、人員の援助をする
5. 会員を特定の政党の候補者として推薦する	6. 会員を候補者として推薦する
---	1. 会員に対し決められた時間に投票するよう呼びかける

表7 働きかけの手段

日本 (Q21)	中国(北京・浙江省) (C7)
1. 与党と接触する	---
2. 野党と接触する	---
3. 政府省庁と接触する	1. 政府の組織した座談会に参加する
	3. 政府職員に電話をする
	4. 手紙を書く(電子メールも含む)
	12. 陳情に行く
4. 政党や行政に発言力をもつ人を介して働きかける	6. 個人的な関係を通じて接触する
5. 法案の作成を手伝う	---
6. 技術的・専門的なデータ・情報を提供する	---
7. 審議会や諮問委員会に委員を送る	---
8. 政党・行政に対して、手紙・電話などを用いて働きかけるように一般会員に要請する	5. 会員に働きかけて政府機関に手紙を書く、電話をかけるなど
9. すわりこみなどの直接行動をとる	13. 請願あるいは座り込みをする
10. 大衆集会を開く	14. 大衆集会を開き、大衆の支持を獲得する
11. 新聞などのマスコミに情報を提供する	7. メディアに情報を提供する
12. 有料意見広告を掲載する	9. 有料でメディアに広告・宣伝を掲載する
13. 記者会見を行って、団体の立場を明らかにする	8. 記者会見を開き、団体の立場を明らかにする
14. 他団体との連合を形成する	10. 他の団体と連合し、共同行動をとる
---	2. 調査報告あるいは政策建議報告案を提出する
	11. 司法を通じて問題を解決する
	15. その他

表8 活動のための情報源

日本 (Q22)	中国(北京・浙江省) (C12)
国の行政機関	中央政府
自治体	地方政府
政党	党組織
国会議員	全国人民代表大会代表/政治協商會議委員
地方議員	地方人民代表大会代表/政治協商會議委員
学者・専門家	学者・専門家
一般のマスメディア	一般のマスメディア
専門紙・業界紙	専門紙・業界紙
協力団体	他の社会団体
団体のメンバー	団体のメンバー
企業	企業
その他	その他
---	非公式のルート

表9 個人的な接触

日本 (Q23)	中国(北京・浙江省) (C6)
1. 国会議員	1. 全国人民代表大会代表/政治協商會議委員
2. 与党の指導者	3. 中央指導者
3. 野党の指導者	---
4. 自治体の首長	---
5. 地方議会議員	2. 地方人民代表大会代表/政治協商會議委員
6. 全国紙新聞記者	9. 全国紙新聞記者
7. 地方紙新聞記者	10. 地方紙新聞記者
8. 全国・地方テレビ放送記者	11. 全国ラジオ局、テレビ局記者
	12. 地方ラジオ局、テレビ局記者
9. 各省の局長・課長	13. 中央各部委の部・局級幹部
	14. 中央部委の処級職員
---	4. 地方政府職員
	5. 民主諸党派人士/社会の有名人
	6. 業務主管単位の指導者
	7. 定年退職した幹部/幹部の親戚
	8. 指導者の側近

表10 他団体の影響力の評価／他団体との関係

日本 (Q26 & Q27)	中国(北京・浙江省) (E1 & E2)
1. 労働団体	1. 労働団体
2. 農業団体	2. 農業団体
3. 経済・経営者団体	---
4. 官僚	4. 政府職員
5. 政党	5. 党の幹部
	6. 民主諸党派
6. 大企業	7. 国営企業
	8. 私営企業
7. マス・コミ	9. マスメディア
8. 文化人・学者	3. 文化人・学者
9. 消費者団体	10. 消費者団体
10. 福祉団体	11. 社会福祉団体
11. NGO・市民団体・住民運動団体	12. 社区(住民コミュニティ)組織
12. 婦人・女性運動団体	13. 婦人団体
13. 自治体	14. 地方政府
14. 外国の政府	15. 外国政府
15. 国際機関	16. 国際機関
16. 外国の利益団体	17. 外国の利益団体
---	18. 大学生

調査地域による違い

中国調査（C-JIGS）においては、北京市、浙江省、黒龍江省の3つの地域で調査が実施された。しかし、北京市と浙江省における調査と、黒龍江省における調査とでは、実施された時期と使用された調査票が異なっており、調査票の質問内容も一部異なっている。また、北京市と浙江省における調査でも、両地域の間で一部の選択肢に違いが見られる。以下では、これらの地域間の調査内容の違いについて説明する。

なお、3.3節「調査結果」では、質問文の日本語訳が掲載されている。日本語訳の掲載にあたっては、2つの調査票の質問文において若干の言い回しが異なる程度のものについては、すべて、北京市・浙江省で用いられた調査票の内容に合わせた。2つの調査票において内容が異なる質問文については、2つの質問文を併記することとした。

1. 調査年に基づく違い

北京市と浙江省の調査は2001-2002年に、黒龍江省の調査は2003-2004年に、それぞれ実施されている。このため、会員数や総支出額、補助金の額など、特定の年（もしくは年度）における実績に関する質問については、北京市と浙江省では2000年（2000年度）の実績が、黒龍江省では2002年（2002年度）の実績が、それぞれ尋ねられている。3.3節「調査結果」では、該当する箇所それぞれ注釈を入れた。

2. 行政のレベルによる違い

北京市と浙江省・黒龍江省とでは、行政の階層構造が異なっている（右表を参照）。特定の行政レベルの機関との関係について尋ねた質問（C8. 行政機関から相談を受けたり意見を求められたりすることがあるか／C14. 立法活動に影響を与える活動を展開したことがあるか）では、「中央政府」「直轄市／省政府」「区・県／地級市政府」「県級政府」の4つの項目が用意され、それぞれについての回答を求めている。

北京市	浙江省・黒龍江省
中央政府	中央政府
直轄市	省政府
区・県	地級市政府
-----	県級政府

この中で、「中央政府」は、すべての地域で共通である。これに対して、「直轄市／省政府」と「区・県／地級市政府」は、上の表にしたがい、調査地域によって異なった内容を意味している。たとえば、「直轄市／省政府」についての回答は、北京市では市政府についての回答を、浙江省・黒龍江省では省政府についての回答を、それぞれ意味している。また、「県級政府」は浙江省・黒龍江省を対象としたものであるため、北京市の調査では、この項目に対する回答は存在しない。

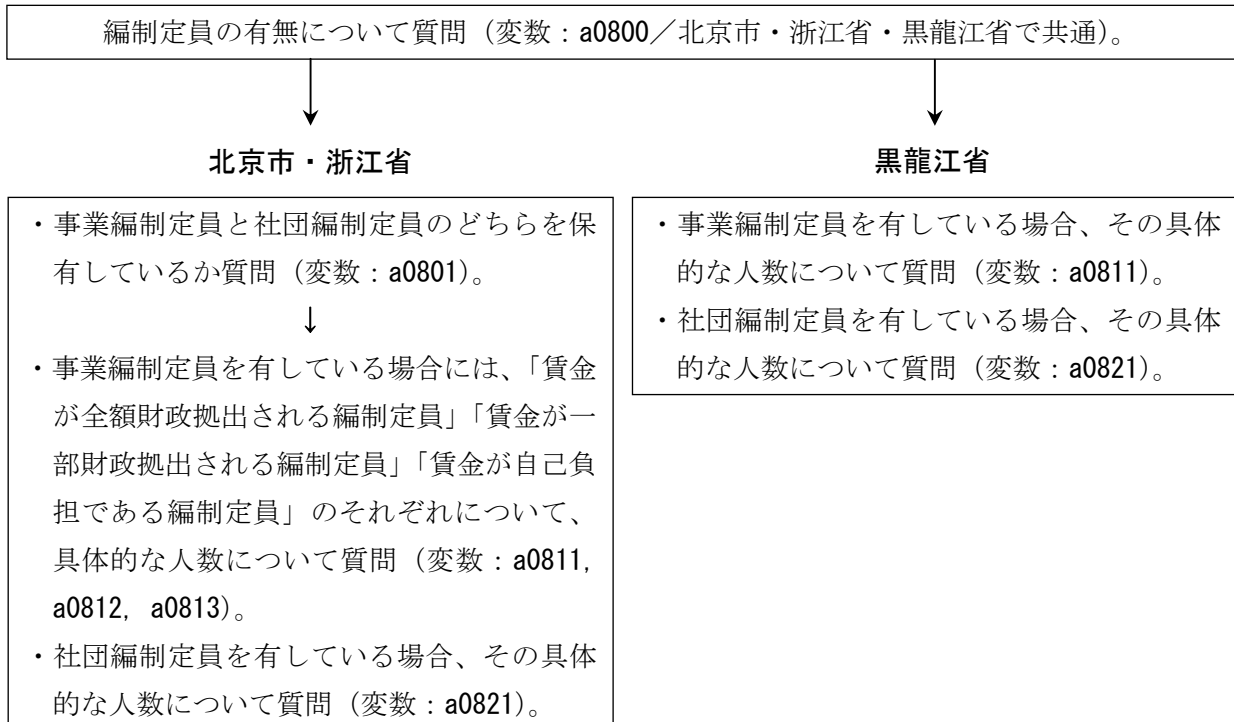
また、A2. どの行政レベルの民政部门で登録したか および D3a. 補助金は政府のどの部門から拠出されたか の2つの質問も行政レベルに関連したものであるため、地域により、回答の存在しない選択肢がある。

以上の点について、詳しくは、3.3節「調査結果」の該当箇所を参照されたい。

3. 質問の内容が異なっているもの

(1) A8. 編制定員 について

この質問については、北京市・浙江省の調査と黒龍江省の調査では、質問内容に違いが見られる。相違点は、以下の図で示すとおりである。



黒龍江省の調査では、a0801, a0812, a0813 の3つの変数の内容は空白 (欠損値) となっている。また、a0811, a0821 の2つの変数は両地域に共通して存在するが、変数: a0811 は、北京市・浙江省の調査と黒龍江省の調査では異なった内容を意味している。

(2) C13. マスコミにとりあげられた回数 について

北京市・浙江省の調査では、過去3年間にマスコミにとりあげられた回数についてのみ質問されている (変数: c1301)。一方、黒龍江省の調査では、まず、過去3年間にマスコミにとりあげられたかどうかについて質問され (変数: c1300)、その上で、とりあげられた回数について質問されている (変数: c1301)。3.3節「調査結果」では、マスコミにとりあげられた回数 (変数: c1301) についての集計結果のみを掲載した。

(3) D10. 出版物の出版状況 について

この質問については、北京市・浙江省の調査と黒龍江省の調査では、質問内容が大きく異なっている。3.3節「調査結果」では便宜上ひとつの集計表にまとめられているが、北京市・浙江省の調査と黒龍江省の調査とは完全に別の質問と考えるべきである。

北京市・浙江省

以下の表で示すように、「新聞」「定期刊行物」「会員通信・短信」「その他」の4種類の出版物の出版状況について質問されている。(表中に変数名を示してある。)

	種類数	出版周期	公開か否か	発行部数	直近の出版期日
新聞	d1011	d1012	d1013	d1014	d1015
定期刊行物	d1021	d1022	d1023	d1024	d1025
会員通信・短信	d1031	d1032	d1033	d1034	d1035
その他	d1041	d1042	d1043	d1044	d1045

黒龍江省

最初に、出版物の有無について質問され(変数:d1000)、その上で、「会報」「会誌」「会員通信・短信」の3種類の出版物の出版状況について質問されている。ただし、北京市・浙江省とは異なり、種類数については質問されていない。

	種類数	出版周期	公開か否か	発行部数	直近の出版期日
会報	-----	d1012	d1013	d1014	d1015
会誌	-----	d1022	d1023	d1024	d1025
会員通信・短信	-----	d1032	d1033	d1034	d1035

続いて、上記以外の出版物の有無について質問され(変数:d1050)、その上で、「新聞」「定期刊行物」「書籍」の3種類の出版物の出版状況のうち、「種類数」と「総発行部数」についてのみ質問されている。

	種類数	総発行部数
新聞	d1051	d1052
定期刊行物	d1061	d1062
書籍	d1071	d1072

したがって、d1011, d1021, d1031, d1041, d1042, d1043, d1044, d1045 の8つの変数については、北京市・浙江省の調査においてのみ、回答が存在する。一方、d1000, d1050, d1051, d1052, d1061, d1062, d1071, d1072 の8つの変数については、黒龍江省の調査においてのみ、回答が存在する。さらに、両地域に共通する変数についても、北京市・浙江省の調査と黒龍江省の調査では異なった内容を意味している。

4. 質問文と選択肢の追加・変更など

(1) A3. 設立の年月 について

設立月(変数:a0302)については、北京市・浙江省の調査においてのみ質問されている。

(2) B16関連の追加質問

黒龍江省の調査において、以下の2つの質問が追加されている。

B16a. あなたは、あなたの団体の指導部に対する一般会員の信頼度はどの程度だと思いますか。

B16b. あなたは、あなたの団体の工作機構に対する一般会員の信頼度はどの程度だと思いますか。

(3) C1. どの分野の政策に特に関心をもっているか／C2. どの分野の政策に影響を与えることに努めているか について

どちらの質問においても、北京市の調査においてのみ、「22. その他」という選択肢が存在する。

(4) C16. 法律と法規に対する賛否、意見の提出、満足度 について

いずれの地域についても、合計10種類の法律・法規について、賛否の度合い、意見の提出の状況、満足度の3点について質問されている。このうち、1番目から5番目までに言及されている法規・法律は、3つの地域で共通したものとなっている。一方、6番目から10番目までに言及されている法律・法規は、それぞれの地域ごとに異なっている。詳しくは、3.3節「調査結果」の該当箇所を参照されたい。

(5) E1 ～ E3 の3つの質問文について

北京市・浙江省の調査票と黒龍江省の調査票では、E1 ～ E3 の3つの質問文の番号と内容が食い違っている（右表で示すように、北京市・浙江省の調査票におけるE1は、黒龍江省の調査票におけるE2に相当する。以下同じ）。3.3節「調査結果」においては、北京市・浙江省の調査票の順序に合わせて集計結果を掲載した。また、E3. 政府および政府職員に特別に重視されていると思うか（注：黒龍江省ではE1）においては、黒龍江省の調査においてのみ、以下の8番目の選択肢が追加されている。

北京市・浙江省	黒龍江省
E1	E2
E2	E3
E3	E1

8. 団体指導者と政府部門の関係が緊密だから（政府および政府職員から重視されている理由）
8. 団体指導者と政府部門の交流が少ないから（政府および政府職員から重視されていない理由）

調査結果

第一部

A1. わが国では一般に社会団体を学術団体、業界団体、専門団体、連合団体（「学術性社团」、「行業性社团」、「專業性社团」、「聯合性社团」）の4つに分類します。あなたの団体はこれら4つの団体分類のどれにあたりますか。該当の番号を1つお選びください。(a0101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
学術団体	135	562	152	849	学術団体	21.5	31.5	33.9	29.7
業界団体	225	527	166	918	業界団体	35.9	29.6	37.0	32.1
専門団体	134	340	73	547	専門団体	21.4	19.1	16.3	19.1
連合団体	95	263	35	393	連合団体	15.2	14.8	7.8	13.8
EN	589	1692	426	2707	EN	93.9	94.9	94.9	94.7
N-EN	38	90	23	151	N-EN	6.1	5.1	5.1	5.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A2. あなたの団体はどの行政レベルの民政部門で登録しましたか。(a0201)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
省級民政局/庁	348	284	206	838	省級民政局/庁	55.5	15.9	45.9	29.3
地級（市/地）民政局	272	590	161	1023	地級（市/地）民政局	43.4	33.1	35.9	35.8
県級（区/県）民政局	0	871	79	950	県級（区/県）民政局		48.9	17.6	33.2
EN	620	1745	446	2811	EN	98.9	97.9	99.3	98.4
N-EN	7	37	3	47	N-EN	1.1	2.1	0.7	1.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A3. あなたの団体は_____年_____月に民政機関で正式に登録し、成立しました。

設立年 (a0301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1924	0	2	0	2	1924		0.1		0.1
1949	0	1	0	1	1949		0.1		0.0
1950	2	1	1	4	1950	0.3	0.1	0.2	0.1
1951	1	1	0	2	1951	0.2	0.1		0.1
1952	1	0	0	1	1952	0.2			0.0
1953	0	2	0	2	1953		0.1		0.1
1954	2	1	1	4	1954	0.3	0.1	0.2	0.1
1955	1	2	0	3	1955	0.2	0.1		0.1
1956	0	0	2	2	1956			0.4	0.1
1957	1	3	0	4	1957	0.2	0.2		0.1
1958	0	1	1	2	1958		0.1	0.2	0.1
1959	1	1	2	4	1959	0.2	0.1	0.4	0.1
1961	1	2	0	3	1961	0.2	0.1		0.1
1962	1	1	2	4	1962	0.2	0.1	0.4	0.1
1963	2	0	1	3	1963	0.3		0.2	0.1
1964	1	0	1	2	1964	0.2		0.2	0.1
1970	1	1	0	2	1970	0.2	0.1		0.1
1971	1	0	0	1	1971	0.2			0.0
1975	0	1	0	1	1975		0.1		0.0
1976	0	1	0	1	1976		0.1		0.0
1977	1	0	2	3	1977	0.2		0.4	0.1
1978	4	8	1	13	1978	0.6	0.4	0.2	0.5
1979	8	15	2	25	1979	1.3	0.8	0.4	0.9
1980	11	21	11	43	1980	1.8	1.2	2.4	1.5
1981	5	29	5	39	1981	0.8	1.6	1.1	1.4
1982	3	24	7	34	1982	0.5	1.3	1.6	1.2
1983	6	16	8	30	1983	1.0	0.9	1.8	1.0
1984	9	56	15	80	1984	1.4	3.1	3.3	2.8

1985	12	88	14	114	1985	1.9	4.9	3.1	4.0
1986	17	74	13	104	1986	2.7	4.2	2.9	3.6
1987	24	49	18	91	1987	3.8	2.7	4.0	3.2
1988	23	76	14	113	1988	3.7	4.3	3.1	4.0
1989	13	74	11	98	1989	2.1	4.2	2.4	3.4
1990	14	49	10	73	1990	2.2	2.7	2.2	2.6
1991	22	60	10	92	1991	3.5	3.4	2.2	3.2
1992	56	86	30	172	1992	8.9	4.8	6.7	6.0
1993	43	83	12	138	1993	6.9	4.7	2.7	4.8
1994	39	81	10	130	1994	6.2	4.5	2.2	4.5
1995	27	99	15	141	1995	4.3	5.6	3.3	4.9
1996	31	74	9	114	1996	4.9	4.2	2.0	4.0
1997	13	64	14	91	1997	2.1	3.6	3.1	3.2
1998	20	120	18	158	1998	3.2	6.7	4.0	5.5
1999	54	134	25	213	1999	8.6	7.5	5.6	7.5
2000	60	123	27	210	2000	9.6	6.9	6.0	7.3
2001	39	84	30	153	2001	6.2	4.7	6.7	5.4
2002	0	1	47	48	2002		0.1	10.5	1.7
2003	0	0	20	20	2003			4.5	0.7
EN	570	1609	409	2588	EN	90.9	90.3	91.1	90.6
N-EN	57	173	40	270	N-EN	9.1	9.7	8.9	9.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

設立年（5年刻み）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
～1945	0	2	0	2	～1945		0.1		0.1
1946～50	2	2	1	5	1946～50	0.3	0.1	0.2	0.2
1951～55	5	6	1	12	1951～55	0.8	0.3	0.2	0.4
1956～60	2	5	5	12	1956～60	0.3	0.3	1.1	0.4
1961～65	5	3	4	12	1961～65	0.8	0.2	0.9	0.4
1966～70	1	1	0	2	1966～70	0.2	0.1		0.1
1971～75	1	1	0	2	1971～75	0.2	0.1		0.1
1976～80	24	45	16	85	1976～80	3.8	2.5	3.6	3.0
1981～85	35	213	49	297	1981～85	5.6	12.0	10.9	10.4
1986～90	91	322	66	479	1986～90	14.5	18.1	14.7	16.8
1991～95	187	409	77	673	1991～95	29.8	23.0	17.1	23.5
1996～2000	178	515	93	786	1996～2000	28.4	28.9	20.7	27.5
2001～	39	85	97	221	2001～	6.2	4.8	21.6	7.7
EN	570	1609	409	2588	EN	90.9	90.3	91.1	90.6
N-EN	57	173	40	270	N-EN	9.1	9.7	8.9	9.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

設立年（10年刻み）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
～1950	2	4	1	7	～1950	0.3	0.2	0.2	0.2
1951～60	7	11	6	24	1951～60	1.1	0.6	1.3	0.8
1961～70	6	4	4	14	1961～70	1.0	0.2	0.9	0.5
1971～80	25	46	16	87	1971～80	4.0	2.6	3.6	3.0
1981～90	126	535	115	776	1981～90	20.1	30.0	25.6	27.2
1991～2000	365	924	170	1459	1991～2000	58.2	51.9	37.9	51.0
2001～	39	85	97	221	2001～	6.2	4.8	21.6	7.7
EN	570	1609	409	2588	EN	90.9	90.3	91.1	90.6
N-EN	57	173	40	270	N-EN	9.1	9.7	8.9	9.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

設立月 (a0302)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1	27	70		97	1	4.3	3.9		4.0
2	21	43		64	2	3.3	2.4		2.7
3	52	107		159	3	8.3	6.0		6.6
4	46	140		186	4	7.3	7.9		7.7
5	54	190		244	5	8.6	10.7		10.1
6	65	153		218	6	10.4	8.6		9.0
7	37	103		140	7	5.9	5.8		5.8
8	63	116		179	8	10.0	6.5		7.4
9	37	126		163	9	5.9	7.1		6.8
10	51	195		246	10	8.1	10.9		10.2
11	26	102		128	11	4.1	5.7		5.3
12	56	178		234	12	8.9	10.0		9.7
EN	535	1523			EN	85.3	85.5		85.4
N-EN	92	259		351	N-EN	14.7	14.5		14.6
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

A4. あなたの団体の会員数の推移をおうかがいします。次にあげた項目ごとに会員数をお知らせください。なお団体会員の場合は、団体会員数とその団体に属する構成員の総合計数をお知らせください。

個人会員の会員数・設立時 (a0401)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	201	427	9	637	0人	32.1	24.0	2.0	22.3
1～49人	94	419	61	574	1～49人	15.0	23.5	13.6	20.1
50～99人	79	335	63	477	50～99人	12.6	18.8	14.0	16.7
100～499人	117	318	98	533	100～499人	18.7	17.8	21.8	18.6
500～999人	27	45	13	85	500～999人	4.3	2.5	2.9	3.0
1000～4999人	27	46	19	92	1000～4999人	4.3	2.6	4.2	3.2
5000～19999人	3	16	9	28	5000～19999人	0.5	0.9	2.0	1.0
20000～99999人	3	13	5	21	20000～99999人	0.5	0.7	1.1	0.7
100000人～	0	1	2	3	100000人～		0.1	0.4	0.1
EN	551	1620	279	2450	EN	87.9	90.9	62.1	85.7
N-EN	76	162	170	408	N-EN	12.1	9.1	37.9	14.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

個人会員の会員数・2000年 (a0411) (注：黒龍江省は2002年)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	182	392	7	581	0人	29.0	22.0	1.6	20.3
1～49人	43	177	32	252	1～49人	6.9	9.9	7.1	8.8
50～99人	78	337	36	451	50～99人	12.4	18.9	8.0	15.8
100～499人	124	439	84	647	100～499人	19.8	24.6	18.7	22.6
500～999人	38	100	27	165	500～999人	6.1	5.6	6.0	5.8
1000～4999人	57	108	35	200	1000～4999人	9.1	6.1	7.8	7.0
5000～19999人	15	22	15	52	5000～19999人	2.4	1.2	3.3	1.8
20000～99999人	6	41	9	56	20000～99999人	1.0	2.3	2.0	2.0
100000人～	1	10	4	15	100000人～	0.2	0.6	0.9	0.5
EN	544	1626	249	2419	EN	86.8	91.2	55.5	84.6
N-EN	83	156	200	439	N-EN	13.2	8.8	44.5	15.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

団体会員の会員数・設立時 (a0402)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0団体	241	772	11	1024	0団体	38.4	43.3	2.4	35.8
1～9団体	65	236	62	363	1～9団体	10.4	13.2	13.8	12.7
10～19団体	47	130	47	224	10～19団体	7.5	7.3	10.5	7.8
20～29団体	44	90	21	155	20～29団体	7.0	5.1	4.7	5.4
30～49団体	47	144	41	232	30～49団体	7.5	8.1	9.1	8.1
50～99団体	54	141	51	246	50～99団体	8.6	7.9	11.4	8.6
100～249団体	33	77	21	131	100～249団体	5.3	4.3	4.7	4.6
250団体～	16	28	9	53	250団体～	2.6	1.6	2.0	1.9
EN	547	1618	263	2428	EN	87.2	90.8	58.6	85.0
N-EN	80	164	186	430	N-EN	12.8	9.2	41.4	15.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

団体会員の会員数・2000年 (a0412) (注：黒龍江省は2002年)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0団体	194	645	3	842	0団体	30.9	36.2	0.7	29.5
1～9団体	64	231	46	341	1～9団体	10.2	13.0	10.2	11.9
10～19団体	35	150	52	237	10～19団体	5.6	8.4	11.6	8.3
20～29団体	34	96	26	156	20～29団体	5.4	5.4	5.8	5.5
30～49団体	56	149	37	242	30～49団体	8.9	8.4	8.2	8.5
50～99団体	67	174	40	281	50～99団体	10.7	9.8	8.9	9.8
100～249団体	49	100	32	181	100～249団体	7.8	5.6	7.1	6.3
250団体～	46	75	13	134	250団体～	7.3	4.2	2.9	4.7
EN	545	1620	249	2414	EN	86.9	90.9	55.5	84.5
N-EN	82	162	200	444	N-EN	13.1	9.1	44.5	15.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

団体会員所属人数・設立時 (a0403)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	344	1044	5	1393	0人	54.9	58.6	1.1	48.7
1～49人	29	135	39	203	1～49人	4.6	7.6	8.7	7.1
50～99人	40	115	37	192	50～99人	6.4	6.5	8.2	6.7
100～499人	64	169	62	295	100～499人	10.2	9.5	13.8	10.3
500～999人	15	27	10	52	500～999人	2.4	1.5	2.2	1.8
1000～4999人	26	61	21	108	1000～4999人	4.1	3.4	4.7	3.8
5000～19999人	14	25	9	48	5000～19999人	2.2	1.4	2.0	1.7
20000～99999人	5	18	6	29	20000～99999人	0.8	1.0	1.3	1.0
100000人～	6	4	2	12	100000人～	1.0	0.2	0.4	0.4
EN	543	1598	191	2332	EN	86.6	89.7	42.5	81.6
N-EN	84	184	258	526	N-EN	13.4	10.3	57.5	18.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

団体会員所属人数・2000年 (a0413) (注：黒龍江省は2002年)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	317	963	3	1283	0人	50.6	54.0	0.7	44.9
1～49人	17	97	17	131	1～49人	2.7	5.4	3.8	4.6
50～99人	34	109	28	171	50～99人	5.4	6.1	6.2	6.0
100～499人	69	210	51	330	100～499人	11.0	11.8	11.4	11.5
500～999人	25	50	16	91	500～999人	4.0	2.8	3.6	3.2
1000～4999人	37	86	38	161	1000～4999人	5.9	4.8	8.5	5.6
5000～19999人	25	42	5	72	5000～19999人	4.0	2.4	1.1	2.5
20000～99999人	15	34	9	58	20000～99999人	2.4	1.9	2.0	2.0
100000人～	5	8	4	17	100000人～	0.8	0.4	0.9	0.6
EN	544	1599	171	2314	EN	86.8	89.7	38.1	81.0
N-EN	83	183	278	544	N-EN	13.2	10.3	61.9	19.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A5. あなたの団体の設立についておうかがいします。あなたの団体は、主に一般会員の自発的要求によって設立されたのですか。それとも組織の決定によって設立されたのですか。(a0501)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
自発的設立	224	568	120	912	自発的設立	35.7	31.9	26.7	31.9
組織の決定による設立	299	857	258	1414	組織の決定による設立	47.7	48.1	57.5	49.5
EN	523	1425	378	2326	EN	83.4	80.0	84.2	81.4
N-EN	104	357	71	532	N-EN	16.6	20.0	15.8	18.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A6. あなたの団体の会員はどの方式で社団に加入しましたか。選んだ項目に“✓”をつけてください。

個人会員 (a0601)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
自己申請により加入	354	1195	285	1834	自己申請により加入	56.5	67.1	63.5	64.2
自動的に会員になる	88	206	66	360	自動的に会員になる	14.0	11.6	14.7	12.6
EN	442	1401	351	2194	EN	70.5	78.6	78.2	76.8
N-EN	185	381	98	664	N-EN	29.5	21.4	21.8	23.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

団体会員 (a0602)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
自己申請により加入	299	792	232	1323	自己申請により加入	47.7	44.4	51.7	46.3
自動的に会員になる	116	302	111	529	自動的に会員になる	18.5	16.9	24.7	18.5
EN	415	1094	343	1852	EN	66.2	61.4	76.4	64.8
N-EN	212	688	106	1006	N-EN	33.8	38.6	23.6	35.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A7. あなたの団体はどのような目的で設立されたのですか。あてはまるものすべてに“✓”を記入してください。

1. 会員への情報提供 (a0701)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	384	1181	316	1881	ある	61.2	66.3	70.4	65.8
ない	240	580	129	949	ない	38.3	32.5	28.7	33.2
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 会員のための経済的利益の追求 (a0702)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	90	184	52	326	ある	14.4	10.3	11.6	11.4
ない	534	1577	393	2504	ない	85.2	88.5	87.5	87.6
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 会員の正当な権益の擁護 (a0703)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	279	943	253	1475	ある	44.5	52.9	56.3	51.6
ない	345	818	192	1355	ない	55.0	45.9	42.8	47.4
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 会員の教育・訓練・研修 (a0704)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	390	1117	310	1817	ある	62.2	62.7	69.0	63.6
ない	234	644	135	1013	ない	37.3	36.1	30.1	35.4
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 会員のために政府からの優遇政策と優待を勝ち取る (a0705)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	156	442	138	736	ある	24.9	24.8	30.7	25.8
ない	468	1319	307	2094	ない	74.6	74.0	68.4	73.3
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 政府主管部門の管理業務への協力 (a0706)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	323	896	251	1470	ある	51.5	50.3	55.9	51.4
ない	301	865	194	1360	ない	48.0	48.5	43.2	47.6
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 政策・規則の制定・実施への影響力行使 (a0707)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	89	207	73	369	ある	14.2	11.6	16.3	12.9
ない	535	1554	372	2461	ない	85.3	87.2	82.9	86.1
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 特定専門分野の学術研究の促進 (a0708)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	274	907	279	1460	ある	43.7	50.9	62.1	51.1
ない	350	854	166	1370	ない	55.8	47.9	37.0	47.9
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 会員間の交流増進 (a0709)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	409	1284	310	2003	ある	65.2	72.1	69.0	70.1
ない	215	477	135	827	ない	34.3	26.8	30.1	28.9
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 共同の趣味の育成・発展 (a0710)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	131	426	85	642	ある	20.9	23.9	18.9	22.5
ない	493	1335	360	2188	ない	78.6	74.9	80.2	76.6
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 専門性を利用した一般向け仲介サービスの提供 (a0711)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	199	433	152	784	ある	31.7	24.3	33.9	27.4
ない	425	1328	293	2046	ない	67.8	74.5	65.3	71.6
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 一般向け公益活動の展開 (a0712)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	240	694	162	1096	ある	38.3	38.9	36.1	38.3
ない	384	1067	283	1734	ない	61.2	59.9	63.0	60.7
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 他の団体や個人への資金助成 (a0713)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	32	78	14	124	ある	5.1	4.4	3.1	4.3
ない	592	1683	431	2706	ない	94.4	94.4	96.0	94.7
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. その他 (a0714)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	75	158	33	266	ある	12.0	8.9	7.3	9.3
ない	549	1603	412	2564	ない	87.6	90.0	91.8	89.7
EN	624	1761	445	2830	EN	99.5	98.8	99.1	99.0
N-EN	3	21	4	28	N-EN	0.5	1.2	0.9	1.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A8. あなたの団体は政府の認定する編制定員を有していますか。(a0800)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
有している	139	257	100	496	有している	22.2	14.4	22.3	17.4
有していない	424	1382	329	2135	有していない	67.6	77.6	73.3	74.7
EN	563	1639	429	2631	EN	89.8	92.0	95.5	92.1
N-EN	64	143	20	227	N-EN	10.2	8.0	4.5	7.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

事業編制定員と社団編制定員のどちらを保有しているか (a0801)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
事業編制定員	84	172		256	事業編制定員	13.4	9.7		10.6
社団編制定員	46	69		115	社団編制定員	7.3	3.9		4.8
EN	130	241		371	EN	20.7	13.5		15.4
N-EN	497	1541		2038	N-EN	79.3	86.5		84.6
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

a. あなたの団体が事業編制定員を有している場合、以下のどの分類に属しますか。具体的な編制定員の数を選んだ項目の後ろの罫線に書いてください。

賃金が全額財政拠出される編制定員 (a0811)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	598	1722	352	2672	0人	95.4	96.6	78.4	93.5
1人	12	18	7	37	1人	1.9	1.0	1.6	1.3
2人	6	11	11	28	2人	1.0	0.6	2.4	1.0
3～4人	3	9	17	29	3～4人	0.5	0.5	3.8	1.0
5～9人	2	5	20	27	5～9人	0.3	0.3	4.5	0.9
10～29人	1	3	3	7	10～29人	0.2	0.2	0.7	0.2
30～49人	0	0	2	2	30～49人			0.4	0.1
50～99人	0	2	0	2	50～99人		0.1		0.1
100人～	0	1	0	1	100人～		0.1		0.0
EN	622	1771	412	2805	EN	99.2	99.4	91.8	98.1
N-EN	5	11	37	53	N-EN	0.8	0.6	8.2	1.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

賃金が一部財政拠出される編制定員 (a0812)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	615	1768		2383	0人	98.1	99.2		98.9
1人	1	2		3	1人	0.2	0.1		0.1
2人	0	1		1	2人		0.1		0.0
3～4人	0	2		2	3～4人		0.1		0.1
10～29人	4	1		5	10～29人	0.6	0.1		0.2
EN	620	1774		2394	EN	98.9	99.6		99.4
N-EN	7	8		15	N-EN	1.1	0.4		0.6
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

賃金が自己負担である編制定員 (a0813)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	590	1683		2273	0人	94.1	94.4		94.4
1人	5	13		18	1人	0.8	0.7		0.7
2人	1	1		2	2人	0.2	0.1		0.1
3～4人	1	3		4	3～4人	0.2	0.2		0.2
5～9人	0	1		1	5～9人		0.1		0.0
10～29人	1	2		3	10～29人	0.2	0.1		0.1
50～99人	0	2		2	50～99人		0.1		0.1
EN	598	1705		2303	EN	95.4	95.7		95.6
N-EN	29	77		106	N-EN	4.6	4.3		4.4
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

b. あなたの団体が社団編制定員を有している場合、具体的な編制定員数は_____人 (a0821)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	565	1706	362	2633	0人	90.1	95.7	80.6	92.1
1人	18	38	9	65	1人	2.9	2.1	2.0	2.3
2人	2	9	0	11	2人	0.3	0.5		0.4
3～4人	9	9	3	21	3～4人	1.4	0.5	0.7	0.7
5～9人	13	12	9	34	5～9人	2.1	0.7	2.0	1.2
10～29人	15	3	9	27	10～29人	2.4	0.2	2.0	0.9
30～49人	2	1	0	3	30～49人	0.3	0.1		0.1
50～99人	2	0	1	3	50～99人	0.3		0.2	0.1
EN	626	1778	393	2797	EN	99.8	99.8	87.5	97.9
N-EN	1	4	56	61	N-EN	0.2	0.2	12.5	2.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A9. あなたの団体の主な指導者の基本状況について、次の該当する項目に“✓”をつけて下さい。(名誉会長が1名でない場合には、現任の序列一位の名誉会長の状況について書いてください。以下同じ)

性別 (第一名誉会長) (a0901)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
男	262	850	239	1351	男	41.8	47.7	53.2	47.3
女	50	68	19	137	女	8.0	3.8	4.2	4.8
EN	312	918	258	1488	EN	49.8	51.5	57.5	52.1
N-EN	315	864	191	1370	N-EN	50.2	48.5	42.5	47.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

性別 (会長) (a0911)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
男	448	1317	313	2078	男	71.5	73.9	69.7	72.7
女	74	129	46	249	女	11.8	7.2	10.2	8.7
EN	522	1446	359	2327	EN	83.3	81.1	80.0	81.4
N-EN	105	336	90	531	N-EN	16.7	18.9	20.0	18.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

性別 (秘書長) (a0921)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
男	348	1165	281	1794	男	55.5	65.4	62.6	62.8
女	156	226	78	460	女	24.9	12.7	17.4	16.1
EN	504	1391	359	2254	EN	80.4	78.1	80.0	78.9
N-EN	123	391	90	604	N-EN	19.6	21.9	20.0	21.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

年齢（第一名誉会長）（a0902）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
40歳以下	10	73	18	101	40歳以下	1.6	4.1	4.0	3.5
40～60歳	161	653	182	996	40～60歳	25.7	36.6	40.5	34.8
60歳以上	174	316	88	578	60歳以上	27.8	17.7	19.6	20.2
EN	345	1042	288	1675	EN	55.0	58.5	64.1	58.6
N-EN	282	740	161	1183	N-EN	45.0	41.5	35.9	41.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

年齢（会長）（a0912）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
40歳以下	54	198	32	284	40歳以下	8.6	11.1	7.1	9.9
40～60歳	329	1176	304	1809	40～60歳	52.5	66.0	67.7	63.3
60歳以上	216	334	87	637	60歳以上	34.4	18.7	19.4	22.3
EN	599	1708	423	2730	EN	95.5	95.8	94.2	95.5
N-EN	28	74	26	128	N-EN	4.5	4.2	5.8	4.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

年齢（秘書長）（a0922）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
40歳以下	95	458	99	652	40歳以下	15.2	25.7	22.0	22.8
40～60歳	335	950	284	1569	40～60歳	53.4	53.3	63.3	54.9
60歳以上	152	238	52	442	60歳以上	24.2	13.4	11.6	15.5
EN	582	1646	435	2663	EN	92.8	92.4	96.9	93.2
N-EN	45	136	14	195	N-EN	7.2	7.6	3.1	6.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

教育水準（第一名誉会長）（a0903）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
高卒以下	18	121	12	151	高卒以下	2.9	6.8	2.7	5.3
大学・専門学校卒	248	804	219	1271	大学・専門学校卒	39.6	45.1	48.8	44.5
修士以上	63	65	42	170	修士以上	10.0	3.6	9.4	5.9
EN	329	990	273	1592	EN	52.5	55.6	60.8	55.7
N-EN	298	792	176	1266	N-EN	47.5	44.4	39.2	44.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

教育水準（会長）（a0913）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
高卒以下	49	274	19	342	高卒以下	7.8	15.4	4.2	12.0
大学・専門学校卒	437	1262	325	2024	大学・専門学校卒	69.7	70.8	72.4	70.8
修士以上	94	114	70	278	修士以上	15.0	6.4	15.6	9.7
EN	580	1650	414	2644	EN	92.5	92.6	92.2	92.5
N-EN	47	132	35	214	N-EN	7.5	7.4	7.8	7.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

教育水準（秘書長）（a0923）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
高卒以下	53	259	26	338	高卒以下	8.5	14.5	5.8	11.8
大学・専門学校卒	450	1264	341	2055	大学・専門学校卒	71.8	70.9	75.9	71.9
修士以上	58	64	53	175	修士以上	9.3	3.6	11.8	6.1
EN	561	1587	420	2568	EN	89.5	89.1	93.5	89.9
N-EN	66	195	29	290	N-EN	10.5	10.9	6.5	10.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

政治状況（第一名誉会長）（a0904）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
中共黨員	312	922	266	1500	中共黨員	49.8	51.7	59.2	52.5
民主党派	19	55	8	82	民主党派	3.0	3.1	1.8	2.9
非黨員	9	32	1	42	非黨員	1.4	1.8	0.2	1.5
EN	340	1009	275	1624	EN	54.2	56.6	61.2	56.8
N-EN	287	773	174	1234	N-EN	45.8	43.4	38.8	43.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

政治状況（会長）（a0914）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
中共黨員	538	1453	374	2365	中共黨員	85.8	81.5	83.3	82.8
民主党派	14	78	16	108	民主党派	2.2	4.4	3.6	3.8
非黨員	29	117	20	166	非黨員	4.6	6.6	4.5	5.8
EN	581	1648	410	2639	EN	92.7	92.5	91.3	92.3
N-EN	46	134	39	219	N-EN	7.3	7.5	8.7	7.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

政治状況（秘書長）（a0924）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
中共黨員	477	1249	357	2083	中共黨員	76.1	70.1	79.5	72.9
民主党派	13	100	14	127	民主党派	2.1	5.6	3.1	4.4
非黨員	59	208	33	300	非黨員	9.4	11.7	7.3	10.5
EN	549	1557	404	2510	EN	87.6	87.4	90.0	87.8
N-EN	78	225	45	348	N-EN	12.4	12.6	10.0	12.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A10. あなたの団体の主な指導者の就任した（あるいは現任の）最高行政級別（ポスト）は以下のどれですか。該当する項目に“✓”をつけて下さい。

第一名誉会長（a1001）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
省部級（大臣次官級）以上	38	14	5	57	省部級（大臣次官級）以上	6.1	0.8	1.1	2.0
省部級（大臣次官級）	76	71	49	196	省部級（大臣次官級）	12.1	4.0	10.9	6.9
庁局級（局長級）	133	320	143	596	庁局級（局長級）	21.2	18.0	31.8	20.9
処級（課長級）	83	434	70	587	処級（課長級）	13.2	24.4	15.6	20.5
科級（係長級）	3	146	11	160	科級（係長級）	0.5	8.2	2.4	5.6
科級（係長級）以下	2	23	4	29	科級（係長級）以下	0.3	1.3	0.9	1.0
EN	335	1008	282	1625	EN	53.4	56.6	62.8	56.9
N-EN	292	774	167	1233	N-EN	46.6	43.4	37.2	43.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会長 (a1002)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
省部級 (大臣次官級) 以上	6	6	1	13	省部級 (大臣次官級) 以上	1.0	0.3	0.2	0.5
省部級 (大臣次官級)	34	15	17	66	省部級 (大臣次官級)	5.4	0.8	3.8	2.3
庁局級 (局長級)	233	316	167	716	庁局級 (局長級)	37.2	17.7	37.2	25.1
処級 (課長級)	250	567	151	968	処級 (課長級)	39.9	31.8	33.6	33.9
科級 (係長級)	43	539	55	637	科級 (係長級)	6.9	30.2	12.2	22.3
科級 (係長級) 以下	8	144	11	163	科級 (係長級) 以下	1.3	8.1	2.4	5.7
EN	574	1587	402	2563	EN	91.5	89.1	89.5	89.7
N-EN	53	195	47	295	N-EN	8.5	10.9	10.5	10.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

秘書長 (a1003)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
省部級 (大臣次官級) 以上	1	1	0	2	省部級 (大臣次官級) 以上	0.2	0.1		0.1
省部級 (大臣次官級)	1	0	1	2	省部級 (大臣次官級)	0.2		0.2	0.1
庁局級 (局長級)	62	43	21	126	庁局級 (局長級)	9.9	2.4	4.7	4.4
処級 (課長級)	277	399	210	886	処級 (課長級)	44.2	22.4	46.8	31.0
科級 (係長級)	175	630	143	948	科級 (係長級)	27.9	35.4	31.8	33.2
科級 (係長級) 以下	36	461	33	530	科級 (係長級) 以下	5.7	25.9	7.3	18.5
EN	552	1534	408	2494	EN	88.0	86.1	90.9	87.3
N-EN	75	248	41	364	N-EN	12.0	13.9	9.1	12.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A11. あなたの団体の執行機関 (秘書長、事務所及び各職能部門) の専従職員の基本状況を紹介してください。

総人数 (a1101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	41	221	32	294	0人	6.5	12.4	7.1	10.3
1人	50	289	40	379	1人	8.0	16.2	8.9	13.3
2人	71	236	54	361	2人	11.3	13.2	12.0	12.6
3~4人	120	259	112	491	3~4人	19.1	14.5	24.9	17.2
5~9人	124	151	82	357	5~9人	19.8	8.5	18.3	12.5
10~29人	57	64	21	142	10~29人	9.1	3.6	4.7	5.0
30~49人	8	9	5	22	30~49人	1.3	0.5	1.1	0.8
50~99人	3	11	0	14	50~99人	0.5	0.6		0.5
100人~	0	6	2	8	100人~		0.3	0.4	0.3
EN	474	1246	348	2068	EN	75.6	69.9	77.5	72.4
N-EN	153	536	101	790	N-EN	24.4	30.1	22.5	27.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

男性の割合 (a1102)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	76	287	48	411	0%	12.1	16.1	10.7	14.4
1～10%	25	25	2	52	1～10%	4.0	1.4	0.4	1.8
11～20%	12	2	8	22	11～20%	1.9	0.1	1.8	0.8
21～30%	21	12	6	39	21～30%	3.3	0.7	1.3	1.4
31～40%	24	52	25	101	31～40%	3.8	2.9	5.6	3.5
41～50%	63	142	48	253	41～50%	10.0	8.0	10.7	8.9
51～60%	40	35	14	89	51～60%	6.4	2.0	3.1	3.1
61～70%	34	84	42	160	61～70%	5.4	4.7	9.4	5.6
71～80%	52	88	32	172	71～80%	8.3	4.9	7.1	6.0
81～90%	17	30	14	61	81～90%	2.7	1.7	3.1	2.1
91～100%	67	409	83	559	91～100%	10.7	23.0	18.5	19.6
EN	431	1166	322	1919	EN	68.7	65.4	71.7	67.1
N-EN	196	616	127	939	N-EN	31.3	34.6	28.3	32.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

平均年齢 (a1103)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
～30歳	15	34	40	89	～30歳	2.4	1.9	8.9	3.1
31～40歳	102	255	102	459	31～40歳	16.3	14.3	22.7	16.1
41～50歳	166	321	127	614	41～50歳	26.5	18.0	28.3	21.5
51～60歳	78	205	53	336	51～60歳	12.4	11.5	11.8	11.8
61～70歳	48	129	18	195	61～70歳	7.7	7.2	4.0	6.8
71歳～	1	17	0	18	71歳～	0.2	1.0		0.6
EN	410	961	340	1711	EN	65.4	53.9	75.7	59.9
N-EN	217	821	109	1147	N-EN	34.6	46.1	24.3	40.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

大学・専門学校卒以上の学歴をもつ職員の割合 (a1104)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	49	295	33	377	0%	7.8	16.6	7.3	13.2
1～10%	7	16	4	27	1～10%	1.1	0.9	0.9	0.9
11～20%	9	26	1	36	11～20%	1.4	1.5	0.2	1.3
21～30%	12	39	5	56	21～30%	1.9	2.2	1.1	2.0
31～40%	10	49	14	73	31～40%	1.6	2.7	3.1	2.6
41～50%	45	91	21	157	41～50%	7.2	5.1	4.7	5.5
51～60%	14	21	8	43	51～60%	2.2	1.2	1.8	1.5
61～70%	23	59	8	90	61～70%	3.7	3.3	1.8	3.1
71～80%	49	58	14	121	71～80%	7.8	3.3	3.1	4.2
81～90%	24	17	15	56	81～90%	3.8	1.0	3.3	2.0
91～100%	203	458	202	863	91～100%	32.4	25.7	45.0	30.2
EN	445	1129	325	1899	EN	71.0	63.4	72.4	66.4
N-EN	182	653	124	959	N-EN	29.0	36.6	27.6	33.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A12. あなたの団体の専従職員はどのような方式で報酬を受け取っていますか。（次の該当する項目に人数を書いてください。）

社団から給料を受け取る (a1201)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	255	1049	294	1598	0人	40.7	58.9	65.5	55.9
1人	12	31	10	53	1人	1.9	1.7	2.2	1.9
2人	12	25	9	46	2人	1.9	1.4	2.0	1.6
3～4人	13	27	17	57	3～4人	2.1	1.5	3.8	2.0
5～9人	21	7	9	37	5～9人	3.3	0.4	2.0	1.3
10～29人	7	8	2	17	10～29人	1.1	0.4	0.4	0.6
30～49人	0	1	0	1	30～49人		0.1		0.0
50～99人	1	2	0	3	50～99人	0.2	0.1		0.1
EN	321	1150	341	1812	EN	51.2	64.5	75.9	63.4
N-EN	306	632	108	1046	N-EN	48.8	35.5	24.1	36.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

元の単位（職場）から給料を受け取る (a1202)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	425	1165	229	1819	0人	67.8	65.4	51.0	63.6
1人	17	56	13	86	1人	2.7	3.1	2.9	3.0
2人	24	27	17	68	2人	3.8	1.5	3.8	2.4
3～4人	29	37	21	87	3～4人	4.6	2.1	4.7	3.0
5～9人	17	15	22	54	5～9人	2.7	0.8	4.9	1.9
10～29人	7	9	4	20	10～29人	1.1	0.5	0.9	0.7
30～49人	0	0	1	1	30～49人			0.2	0.0
50～99人	0	0	2	2	50～99人			0.4	0.1
100人～	1	1	0	2	100人～	0.2	0.1		0.1
EN	520	1310	309	2139	EN	82.9	73.5	68.8	74.8
N-EN	107	472	140	719	N-EN	17.1	26.5	31.2	25.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

社団から手当てを受け取るのみ (a1203)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	520	1513	390	2423	0人	82.9	84.9	86.9	84.8
1人	16	52	9	77	1人	2.6	2.9	2.0	2.7
2人	17	28	9	54	2人	2.7	1.6	2.0	1.9
3～4人	24	25	8	57	3～4人	3.8	1.4	1.8	2.0
5～9人	17	10	1	28	5～9人	2.7	0.6	0.2	1.0
10～29人	4	1	3	8	10～29人	0.6	0.1	0.7	0.3
30～49人	0	1	0	1	30～49人		0.1		0.0
EN	598	1630	420	2648	EN	95.4	91.5	93.5	92.7
N-EN	29	152	29	210	N-EN	4.6	8.5	6.5	7.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

ボランティア (a1204)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	571	1455	376	2402	0人	91.1	81.6	83.7	84.0
1人	5	22	7	34	1人	0.8	1.2	1.6	1.2
2人	2	11	7	20	2人	0.3	0.6	1.6	0.7
3～4人	4	10	1	15	3～4人	0.6	0.6	0.2	0.5
5～9人	4	3	3	10	5～9人	0.6	0.2	0.7	0.3
10～29人	2	5	1	8	10～29人	0.3	0.3	0.2	0.3
50～99人	1	0	0	1	50～99人	0.2			0.0
100人～	0	1	0	1	100人～		0.1		0.0
EN	589	1507	395	2491	EN	93.9	84.6	88.0	87.2
N-EN	38	275	54	367	N-EN	6.1	15.4	12.0	12.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

その他の方式 (a1205)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0人	613	1749	439	2801	0人	97.8	98.1	97.8	98.0
1人	0	1	0	1	1人		0.1		0.0
3~4人	0	1	0	1	3~4人		0.1		0.0
5~9人	0	1	1	2	5~9人		0.1	0.2	0.1
EN	613	1752	440	2805	EN	97.8	98.3	98.0	98.1
N-EN	14	30	9	53	N-EN	2.2	1.7	2.0	1.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

A13. あなたの団体は専従職員のために年金あるいは医療保険に加入していますか。(a1301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
加入している	97	251	69	417	加入している	15.5	14.1	15.4	14.6
加入していない	391	968	256	1615	加入していない	62.4	54.3	57.0	56.5
EN	488	1219	325	2032	EN	77.8	68.4	72.4	71.1
N-EN	139	563	124	826	N-EN	22.2	31.6	27.6	28.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

第二部

B1. あなたの団体は1998年から2000年の3年間に年平均何回、次の会議を開きましたか。(選んだ項目に“✓”をつけて下さい。)(北京市、浙江省)

B1. あなたの団体は過去3年間に年平均何回、次の会議を開きましたか。(選んだ項目に“✓”をつけて下さい。)(黒龍江省)

全体会員大会 (b0101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0回	55	192	56	303	0回	8.8	10.8	12.5	10.6
1～2回	245	821	167	1233	1～2回	39.1	46.1	37.2	43.1
3～4回	33	79	21	133	3～4回	5.3	4.4	4.7	4.7
5回以上	14	28	10	52	5回以上	2.2	1.6	2.2	1.8
EN	347	1120	254	1721	EN	55.3	62.9	56.6	60.2
N-EN	280	662	195	1137	N-EN	44.7	37.1	43.4	39.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

全員代表大会 (b0102)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0回	27	83	36	146	0回	4.3	4.7	8.0	5.1
1～2回	276	836	211	1323	1～2回	44.0	46.9	47.0	46.3
3～4回	39	134	28	201	3～4回	6.2	7.5	6.2	7.0
5回以上	18	33	8	59	5回以上	2.9	1.9	1.8	2.1
EN	360	1086	283	1729	EN	57.4	60.9	63.0	60.5
N-EN	267	696	166	1129	N-EN	42.6	39.1	37.0	39.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

理事会 (b0103)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0回	8	20	23	51	0回	1.3	1.1	5.1	1.8
1～2回	288	761	195	1244	1～2回	45.9	42.7	43.4	43.5
3～4回	138	470	97	705	3～4回	22.0	26.4	21.6	24.7
5回以上	69	246	25	340	5回以上	11.0	13.8	5.6	11.9
EN	503	1497	340	2340	EN	80.2	84.0	75.7	81.9
N-EN	124	285	109	518	N-EN	19.8	16.0	24.3	18.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

常務理事会 (b0104)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0回	8	30	19	57	0回	1.3	1.7	4.2	2.0
1～2回	177	483	176	836	1～2回	28.2	27.1	39.2	29.3
3～4回	139	382	99	620	3～4回	22.2	21.4	22.0	21.7
5回以上	135	334	58	527	5回以上	21.5	18.7	12.9	18.4
EN	459	1229	352	2040	EN	73.2	69.0	78.4	71.4
N-EN	168	553	97	818	N-EN	26.8	31.0	21.6	28.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会長事務会議 (b0105)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0回	19	88	11	118	0回	3.0	4.9	2.4	4.1
1～2回	98	352	132	582	1～2回	15.6	19.8	29.4	20.4
3～4回	107	262	83	452	3～4回	17.1	14.7	18.5	15.8
5回以上	202	400	106	708	5回以上	32.2	22.4	23.6	24.8
EN	426	1102	332	1860	EN	67.9	61.8	73.9	65.1
N-EN	201	680	117	998	N-EN	32.1	38.2	26.1	34.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B2. あなたの団体の主な指導者の選出過程において、候補者はどの方式によって選ばれますか。（選んだ項目に“✓”をつけて下さい。）

会長 (b0201)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
業務主管部門の推薦	160	414	127	701	業務主管部門の推薦	25.5	23.2	28.3	24.5
理事会の推薦	246	836	178	1260	理事会の推薦	39.2	46.9	39.6	44.1
指導者間の協議	109	232	58	399	指導者間の協議	17.4	13.0	12.9	14.0
会員による自由競争選挙	34	104	30	168	会員による自由競争選挙	5.4	5.8	6.7	5.9
その他	10	28	6	44	その他	1.6	1.6	1.3	1.5
EN	559	1614	399	2572	EN	89.2	90.6	88.9	90.0
N-EN	68	168	50	286	N-EN	10.8	9.4	11.1	10.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

秘書長 (b0202)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
業務主管部門の推薦	119	295	115	529	業務主管部門の推薦	19.0	16.6	25.6	18.5
理事会の推薦	280	961	167	1408	理事会の推薦	44.7	53.9	37.2	49.3
指導者間の協議	101	210	74	385	指導者間の協議	16.1	11.8	16.5	13.5
会員による自由競争選挙	32	87	29	148	会員による自由競争選挙	5.1	4.9	6.5	5.2
その他	8	28	6	42	その他	1.3	1.6	1.3	1.5
EN	540	1581	391	2512	EN	86.1	88.7	87.1	87.9
N-EN	87	201	58	346	N-EN	13.9	11.3	12.9	12.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B3. あなたの団体の主な指導者はどのような選挙方式によって選ばれたのですか。（選んだ項目に“✓”をつけて下さい。）

選挙方式 (会長) (b0301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
等額選挙	153	610	163	926	等額選挙	24.4	34.2	36.3	32.4
差額選挙	29	175	25	229	差額選挙	4.6	9.8	5.6	8.0
EN					EN				
N-EN	445	997	261	1703	N-EN	71.0	55.9	58.1	59.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

選挙方式 (秘書長) (b0302)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
等額選挙	140	547	146	833	等額選挙	22.3	30.7	32.5	29.1
差額選挙	26	162	27	215	差額選挙	4.1	9.1	6.0	7.5
EN	166	709	173	1048	EN	26.5	39.8	38.5	36.7
N-EN	461	1073	276	1810	N-EN	73.5	60.2	61.5	63.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 等額選挙：候補者数＝定数 差額選挙：候補者数＞定数

投票方式(会長) (b0311)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
無記名投票	112	439	84	635	無記名投票	17.9	24.6	18.7	22.2
挙手などによる公開採決	328	816	201	1345	挙手などによる公開採決	52.3	45.8	44.8	47.1
その他	32	44	17	93	その他	5.1	2.5	3.8	3.3
EN	472	1299	302	2073	EN	75.3	72.9	67.3	72.5
N-EN	155	483	147	785	N-EN	24.7	27.1	32.7	27.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

投票方式(秘書長) (b0312)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
無記名投票	96	366	77	539	無記名投票	15.3	20.5	17.1	18.9
挙手などによる公開採決	326	840	205	1371	挙手などによる公開採決	52.0	47.1	45.7	48.0
その他	31	60	25	116	その他	4.9	3.4	5.6	4.1
EN	453	1266	307	2026	EN	72.2	71.0	68.4	70.9
N-EN	174	516	142	832	N-EN	27.8	29.0	31.6	29.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B4. あなたの団体は政府に対しどのような活動を展開したことがありますか。(あてはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。)(注：黒龍江省は2002年)

1. 口頭で政府に建議・意見・要求を申し入れる (b0401)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	255	918	207	1380	ある	40.7	51.5	46.1	48.3
ない	250	581	182	1013	ない	39.9	32.6	40.5	35.4
EN	505	1499	389	2393	EN	80.5	84.1	86.6	83.7
N-EN	122	283	60	465	N-EN	19.5	15.9	13.4	16.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

1. 口頭で政府に建議・意見・要求を申し入れる (回数) (b0401c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	38	226	44	308	1回	6.1	12.7	9.8	10.8
2回	79	273	62	414	2回	12.6	15.3	13.8	14.5
3～4回	47	184	45	276	3～4回	7.5	10.3	10.0	9.7
5～9回	38	120	29	187	5～9回	6.1	6.7	6.5	6.5
10～29回	15	47	12	74	10～29回	2.4	2.6	2.7	2.6
30～49回	0	1	0	1	30～49回		0.1		0.0
50～99回	0	1	0	1	50～99回		0.1		0.0
100回～	0	4	0	4	100回～		0.2		0.1
EN	217	856	192	1265	EN	34.6	48.0	42.8	44.3
N-EN	410	926	257	1593	N-EN	65.4	52.0	57.2	55.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 主体的に政府に対し調査研究報告を提供する (b0402)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	246	756	199	1201	ある	39.2	42.4	44.3	42.0
ない	259	743	190	1192	ない	41.3	41.7	42.3	41.7
EN	505	1499	389	2393	EN	80.5	84.1	86.6	83.7
N-EN	122	283	60	465	N-EN	19.5	15.9	13.4	16.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 主体的に政府に対し調査研究報告を提供する（回数）（b0402c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	103	366	92	561	1回	16.4	20.5	20.5	19.6
2回	77	222	52	351	2回	12.3	12.5	11.6	12.3
3～4回	23	75	27	125	3～4回	3.7	4.2	6.0	4.4
5～9回	10	28	12	50	5～9回	1.6	1.6	2.7	1.7
10～29回	3	15	9	27	10～29回	0.5	0.8	2.0	0.9
50～99回	0	2	0	2	50～99回		0.1		0.1
100回～	0	0	1	1	100回～			0.2	0.0
EN	216	708	193	1117	EN	34.4	39.7	43.0	39.1
N-EN	411	1074	256	1741	N-EN	65.6	60.3	57.0	60.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 政府の委託を受けて、業界に関する調査研究を行う（b0403）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	171	558	169	898	ある	27.3	31.3	37.6	31.4
ない	334	941	220	1495	ない	53.3	52.8	49.0	52.3
EN	505	1499	389	2393	EN	80.5	84.1	86.6	83.7
N-EN	122	283	60	465	N-EN	19.5	15.9	13.4	16.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 政府の委託を受けて、業界に関する調査研究を行う（回数）（b0403c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	73	294	87	454	1回	11.6	16.5	19.4	15.9
2回	48	128	42	218	2回	7.7	7.2	9.4	7.6
3～4回	13	63	19	95	3～4回	2.1	3.5	4.2	3.3
5～9回	6	14	6	26	5～9回	1.0	0.8	1.3	0.9
10～29回	2	6	5	13	10～29回	0.3	0.3	1.1	0.5
50～99回	0	2	0	2	50～99回		0.1		0.1
EN	142	507	159	808	EN	22.6	28.5	35.4	28.3
N-EN	485	1275	290	2050	N-EN	77.4	71.5	64.6	71.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 政府に協力して、政策・法規の宣伝を行ったり実施の徹底を図ったりする（b0404）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	304	857	225	1386	ある	48.5	48.1	50.1	48.5
ない	201	642	164	1007	ない	32.1	36.0	36.5	35.2
EN	505	1499	389	2393	EN	80.5	84.1	86.6	83.7
N-EN	122	283	60	465	N-EN	19.5	15.9	13.4	16.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 政府に協力して、政策・法規の宣伝を行ったり実施の徹底を図ったりする（回数）（b0404c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	69	275	67	411	1回	11.0	15.4	14.9	14.4
2回	80	245	62	387	2回	12.8	13.7	13.8	13.5
3～4回	57	157	43	257	3～4回	9.1	8.8	9.6	9.0
5～9回	39	76	24	139	5～9回	6.2	4.3	5.3	4.9
10～29回	19	41	17	77	10～29回	3.0	2.3	3.8	2.7
30～49回	4	1	0	5	30～49回	0.6	0.1		0.2
50～99回	1	3	0	4	50～99回	0.2	0.2		0.1
100回～	0	4	0	4	100回～		0.2		0.1
EN	269	802	213	1284	EN	42.9	45.0	47.4	44.9
N-EN	358	980	236	1574	N-EN	57.1	55.0	52.6	55.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 政府の委託を受けて、業界内の資格認定あるいは製品の品質についての審査と認証を行う (b0405)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	109	252	80	441	ある	17.4	14.1	17.8	15.4
ない	396	1247	309	1952	ない	63.2	70.0	68.8	68.3
EN	505	1499	389	2393	EN	80.5	84.1	86.6	83.7
N-EN	122	283	60	465	N-EN	19.5	15.9	13.4	16.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 政府の委託を受けて、業界内の資格認定あるいは製品の品質についての審査と認証を行う (回数) (b0405c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	31	108	36	175	1回	4.9	6.1	8.0	6.1
2回	22	41	14	77	2回	3.5	2.3	3.1	2.7
3～4回	6	18	7	31	3～4回	1.0	1.0	1.6	1.1
5～9回	5	15	5	25	5～9回	0.8	0.8	1.1	0.9
10～29回	2	4	4	10	10～29回	0.3	0.2	0.9	0.3
30～49回	1	1	0	2	30～49回	0.2	0.1		0.1
50～99回	4	2	1	7	50～99回	0.6	0.1	0.2	0.2
EN	71	189	67	327	EN	11.3	10.6	14.9	11.4
N-EN	556	1593	382	2531	N-EN	88.7	89.4	85.1	88.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 党・政府と協力して、重要な活動をめぐり、活動を展開する (b0406)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	357	1004	241	1602	ある	56.9	56.3	53.7	56.1
ない	148	495	148	791	ない	23.6	27.8	33.0	27.7
EN	505	1499	389	2393	EN	80.5	84.1	86.6	83.7
N-EN	122	283	60	465	N-EN	19.5	15.9	13.4	16.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 党・政府と協力して、重要な活動をめぐり、活動を展開する (回数) (b0406c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	82	340	83	505	1回	13.1	19.1	18.5	17.7
2回	119	298	74	491	2回	19.0	16.7	16.5	17.2
3～4回	71	195	40	306	3～4回	11.3	10.9	8.9	10.7
5～9回	44	101	20	165	5～9回	7.0	5.7	4.5	5.8
10～29回	12	29	11	52	10～29回	1.9	1.6	2.4	1.8
30～49回	1	2	1	4	30～49回	0.2	0.1	0.2	0.1
EN	329	965	229	1523	EN	52.5	54.2	51.0	53.3
N-EN	298	817	220	1335	N-EN	47.5	45.8	49.0	46.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. その他 (b0407)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	72	229	49	350	ある	11.5	12.9	10.9	12.2
ない	433	1270	340	2043	ない	69.1	71.3	75.7	71.5
EN	505	1499	389	2393	EN	80.5	84.1	86.6	83.7
N-EN	122	283	60	465	N-EN	19.5	15.9	13.4	16.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. その他（回数）(b0407c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	11	63	17	91	1回	1.8	3.5	3.8	3.2
2回	14	37	9	60	2回	2.2	2.1	2.0	2.1
3～4回	16	53	10	79	3～4回	2.6	3.0	2.2	2.8
5～9回	8	28	3	39	5～9回	1.3	1.6	0.7	1.4
10～29回	9	15	2	26	10～29回	1.4	0.8	0.4	0.9
30～49回	2	1	0	3	30～49回	0.3	0.1		0.1
50～99回	2	3	0	5	50～99回	0.3	0.2		0.2
100回～	0	3	1	4	100回～		0.2	0.2	0.1
EN	62	203	42	307	EN	9.9	11.4	9.4	10.7
N-EN	565	1579	407	2551	N-EN	90.1	88.6	90.6	89.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B5. あなたの団体は社会に向けてどのような活動を展開したことがありますか。（当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。）（注：黒龍江省は2002年）

1. 専門的な研修会を開く (b0501)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	370	1083	261	1714	ある	59.0	60.8	58.1	60.0
ない	152	424	106	682	ない	24.2	23.8	23.6	23.9
EN	522	1507	367	2396	EN	83.3	84.6	81.7	83.8
N-EN	105	275	82	462	N-EN	16.7	15.4	18.3	16.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

1. 専門的な研修会を開く（回数）(b0501c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	95	355	88	538	1回	15.2	19.9	19.6	18.8
2回	87	296	69	452	2回	13.9	16.6	15.4	15.8
3～4回	68	198	45	311	3～4回	10.8	11.1	10.0	10.9
5～9回	40	104	31	175	5～9回	6.4	5.8	6.9	6.1
10～29回	40	71	10	121	10～29回	6.4	4.0	2.2	4.2
30～49回	8	10	4	22	30～49回	1.3	0.6	0.9	0.8
50～99回	4	5	0	9	50～99回	0.6	0.3		0.3
100回～	1	10	0	11	100回～	0.2	0.6		0.4
EN	343	1049	247	1639	EN	54.7	58.9	55.0	57.3
N-EN	284	733	202	1219	N-EN	45.3	41.1	45.0	42.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 専門的な情報コンサルティングサービスを提供する (b0502)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	301	820	207	1328	ある	48.0	46.0	46.1	46.5
ない	221	687	160	1068	ない	35.2	38.6	35.6	37.4
EN	522	1507	367	2396	EN	83.3	84.6	81.7	83.8
N-EN	105	275	82	462	N-EN	16.7	15.4	18.3	16.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 専門的な情報コンサルティングサービスを提供する（回数）（b0502c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	39	176	42	257	1回	6.2	9.9	9.4	9.0
2回	53	183	22	258	2回	8.5	10.3	4.9	9.0
3～4回	59	115	33	207	3～4回	9.4	6.5	7.3	7.2
5～9回	40	104	37	181	5～9回	6.4	5.8	8.2	6.3
10～29回	47	135	39	221	10～29回	7.5	7.6	8.7	7.7
30～49回	5	9	3	17	30～49回	0.8	0.5	0.7	0.6
50～99回	10	9	8	27	50～99回	1.6	0.5	1.8	0.9
100回～	10	27	6	43	100回～	1.6	1.5	1.3	1.5
EN	263	758	190	1211	EN	41.9	42.5	42.3	42.4
N-EN	364	1024	259	1647	N-EN	58.1	57.5	57.7	57.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 公共の場所やメディアを通じて政策宣伝を展開する（b0503）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	256	771	185	1212	ある	40.8	43.3	41.2	42.4
ない	266	736	182	1184	ない	42.4	41.3	40.5	41.4
EN	522	1507	367	2396	EN	83.3	84.6	81.7	83.8
N-EN	105	275	82	462	N-EN	16.7	15.4	18.3	16.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 公共の場所やメディアを通じて政策宣伝を展開する（回数）（b0503c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	60	289	46	395	1回	9.6	16.2	10.2	13.8
2回	63	183	50	296	2回	10.0	10.3	11.1	10.4
3～4回	44	120	29	193	3～4回	7.0	6.7	6.5	6.8
5～9回	30	81	20	131	5～9回	4.8	4.5	4.5	4.6
10～29回	20	49	20	89	10～29回	3.2	2.7	4.5	3.1
30～49回	5	6	5	16	30～49回	0.8	0.3	1.1	0.6
50～99回	4	4	0	8	50～99回	0.6	0.2		0.3
100回～	1	1	0	2	100回～	0.2	0.1		0.1
EN	227	733	170	1130	EN	36.2	41.1	37.9	39.5
N-EN	400	1049	279	1728	N-EN	63.8	58.9	62.1	60.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 社会公益活動を呼びかけたり、それに参加したりする（b0504）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	263	770	146	1179	ある	41.9	43.2	32.5	41.3
ない	259	737	221	1217	ない	41.3	41.4	49.2	42.6
EN	522	1507	367	2396	EN	83.3	84.6	81.7	83.8
N-EN	105	275	82	462	N-EN	16.7	15.4	18.3	16.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 社会公益活動を呼びかけたり、それに参加したりする（回数）（b0504c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	82	294	56	432	1回	13.1	16.5	12.5	15.1
2回	72	199	42	313	2回	11.5	11.2	9.4	11.0
3～4回	46	117	21	184	3～4回	7.3	6.6	4.7	6.4
5～9回	23	69	11	103	5～9回	3.7	3.9	2.4	3.6
10～29回	10	39	7	56	10～29回	1.6	2.2	1.6	2.0
30～49回	2	1	1	4	30～49回	0.3	0.1	0.2	0.1
50～99回	1	5	0	6	50～99回	0.2	0.3		0.2
100回～	0	3	0	3	100回～		0.2		0.1
EN	236	727	138	1101	EN	37.6	40.8	30.7	38.5
N-EN	391	1055	311	1757	N-EN	62.4	59.2	69.3	61.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. その他（b0505）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	79	201	41	321	ある	12.6	11.3	9.1	11.2
ない	443	1306	326	2075	ない	70.7	73.3	72.6	72.6
EN	522	1507	367	2396	EN	83.3	84.6	81.7	83.8
N-EN	105	275	82	462	N-EN	16.7	15.4	18.3	16.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. その他（回数）（b0505c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	20	57	16	93	1回	3.2	3.2	3.6	3.3
2回	12	31	6	49	2回	1.9	1.7	1.3	1.7
3～4回	15	36	7	58	3～4回	2.4	2.0	1.6	2.0
5～9回	9	27	2	38	5～9回	1.4	1.5	0.4	1.3
10～29回	11	13	4	28	10～29回	1.8	0.7	0.9	1.0
30～49回	1	3	1	5	30～49回	0.2	0.2	0.2	0.2
50～99回	1	4	0	5	50～99回	0.2	0.2		0.2
100回～	1	7	0	8	100回～	0.2	0.4		0.3
EN	70	178	36	284	EN	11.2	10.0	8.0	9.9
N-EN	557	1604	413	2574	N-EN	88.8	90.0	92.0	90.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B6. あなたの団体は会員に向けてどのようなサービスを提供したことがありますか。（当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。加えて、2000年に各活動を展開した回数を後ろの罫線に書いてください。）（注：黒龍江省は2002年）

1. 業務研修

a. 会員の研修会・研究討論会を開く（b0611）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	368	1100	267	1735	ある	58.7	61.7	59.5	60.7
ない	124	356	78	558	ない	19.8	20.0	17.4	19.5
EN	492	1456	345	2293	EN	78.5	81.7	76.8	80.2
N-EN	135	326	104	565	N-EN	21.5	18.3	23.2	19.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

a. 会員の研修会・研究討論会を開く（回数）（b0611c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	88	449	107	644	1回	14.0	25.2	23.8	22.5
2回	104	319	70	493	2回	16.6	17.9	15.6	17.2
3～4回	69	153	37	259	3～4回	11.0	8.6	8.2	9.1
5～9回	49	74	28	151	5～9回	7.8	4.2	6.2	5.3
10～29回	28	54	9	91	10～29回	4.5	3.0	2.0	3.2
30～49回	1	6	2	9	30～49回	0.2	0.3	0.4	0.3
50～99回	2	4	3	9	50～99回	0.3	0.2	0.7	0.3
100回～	2	3	1	6	100回～	0.3	0.2	0.2	0.2
EN	343	1062	257	1662	EN	54.7	59.6	57.2	58.2
N-EN	284	720	192	1196	N-EN	45.3	40.4	42.8	41.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 新聞・雑誌の郵送などの情報サービスを提供する（b0612）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	280	891	188	1359	ある	44.7	50.0	41.9	47.6
ない	212	565	157	934	ない	33.8	31.7	35.0	32.7
EN	492	1456	345	2293	EN	78.5	81.7	76.8	80.2
N-EN	135	326	104	565	N-EN	21.5	18.3	23.2	19.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 新聞・雑誌の郵送などの情報サービスを提供する（回数）（b0612c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	29	144	28	201	1回	4.6	8.1	6.2	7.0
2回	24	114	23	161	2回	3.8	6.4	5.1	5.6
3～4回	55	158	39	252	3～4回	8.8	8.9	8.7	8.8
5～9回	45	138	23	206	5～9回	7.2	7.7	5.1	7.2
10～29回	81	242	57	380	10～29回	12.9	13.6	12.7	13.3
30～49回	9	12	1	22	30～49回	1.4	0.7	0.2	0.8
50～99回	4	7	1	12	50～99回	0.6	0.4	0.2	0.4
100回～	3	12	4	19	100回～	0.5	0.7	0.9	0.7
EN	250	827	176	1253	EN	39.9	46.4	39.2	43.8
N-EN	377	955	273	1605	N-EN	60.1	53.6	60.8	56.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. 会員の国内視察を実施する（b0613）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	215	689	134	1038	ある	34.3	38.7	29.8	36.3
ない	277	767	211	1255	ない	44.2	43.0	47.0	43.9
EN	492	1456	345	2293	EN	78.5	81.7	76.8	80.2
N-EN	135	326	104	565	N-EN	21.5	18.3	23.2	19.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. 会員の国内視察を実施する（回数）（b0613c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	95	403	70	568	1回	15.2	22.6	15.6	19.9
2回	58	151	32	241	2回	9.3	8.5	7.1	8.4
3～4回	20	60	17	97	3～4回	3.2	3.4	3.8	3.4
5～9回	10	25	4	39	5～9回	1.6	1.4	0.9	1.4
10～29回	4	3	0	7	10～29回	0.6	0.2	0.2	0.2
100回～	0	2	0	2	100回～	0.1	0.1	0.1	0.1
EN	187	644	123	954	EN	29.8	36.1	27.4	33.4
N-EN	440	1138	326	1904	N-EN	70.2	63.9	72.6	66.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

d. 会員の国外視察を実施する (b0614)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	121	237	58	416	ある	19.3	13.3	12.9	14.6
ない	371	1219	287	1877	ない	59.2	68.4	63.9	65.7
EN	492	1456	345	2293	EN	78.5	81.7	76.8	80.2
N-EN	135	326	104	565	N-EN	21.5	18.3	23.2	19.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

d. 会員の国外視察を実施する (回数) (b0614c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	69	123	34	226	1回	11.0	6.9	7.6	7.9
2回	16	34	12	62	2回	2.6	1.9	2.7	2.2
3～4回	4	14	2	20	3～4回	0.6	0.8	0.4	0.7
5～9回	3	5	0	8	5～9回	0.5	0.3		0.3
10～29回	1	2	1	4	10～29回	0.2	0.1	0.2	0.1
100回～	0	1	0	1	100回～		0.1		0.0
EN	93	179	49	321	EN	14.8	10.0	10.9	11.2
N-EN	534	1603	400	2537	N-EN	85.2	90.0	89.1	88.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

e. その他 (b0615)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	46	109	20	175	ある	7.3	6.1	4.5	6.1
ない	446	1347	325	2118	ない	71.1	75.6	72.4	74.1
EN	492	1456	345	2293	EN	78.5	81.7	76.8	80.2
N-EN	135	326	104	565	N-EN	21.5	18.3	23.2	19.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

e. その他 (回数) (b0615c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	10	28	6	44	1回	1.6	1.6	1.3	1.5
2回	9	25	7	41	2回	1.4	1.4	1.6	1.4
3～4回	10	17	5	32	3～4回	1.6	1.0	1.1	1.1
5～9回	5	12	0	17	5～9回	0.8	0.7		0.6
10～29回	3	12	0	15	10～29回	0.5	0.7		0.5
30～49回	1	0	0	1	30～49回	0.2			0.0
50～99回	1	0	0	1	50～99回	0.2			0.0
100回～	0	0	1	1	100回～			0.2	0.0
EN	39	94	19	152	EN	6.2	5.3	4.2	5.3
N-EN	588	1688	430	2706	N-EN	93.8	94.7	95.8	94.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 権益の擁護

a. 会員の意見や要求を報告・伝達する (b0621)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	259	782	185	1226	ある	41.3	43.9	41.2	42.9
ない	47	127	37	211	ない	7.5	7.1	8.2	7.4
EN	306	909	222	1437	EN	48.8	51.0	49.4	50.3
N-EN	321	873	227	1421	N-EN	51.2	49.0	50.6	49.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

a. 会員の意見や要求を報告・伝達する（回数）（b0621c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	67	255	45	367	1回	10.7	14.3	10.0	12.8
2回	85	231	62	378	2回	13.6	13.0	13.8	13.2
3～4回	32	127	28	187	3～4回	5.1	7.1	6.2	6.5
5～9回	24	72	10	106	5～9回	3.8	4.0	2.2	3.7
10～29回	15	37	21	73	10～29回	2.4	2.1	4.7	2.6
30～49回	0	3	1	4	30～49回		0.2	0.2	0.1
50～99回	0	4	0	4	50～99回		0.2		0.1
100回～	1	0	2	3	100回～	0.2		0.4	0.1
EN	224	729	169	1122	EN	35.7	40.9	37.6	39.3
N-EN	403	1053	280	1736	N-EN	64.3	59.1	62.4	60.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 会員のために法律支援を提供する（b0622）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	70	211	68	349	ある	11.2	11.8	15.1	12.2
ない	236	698	154	1088	ない	37.6	39.2	34.3	38.1
EN	306	909	222	1437	EN	48.8	51.0	49.4	50.3
N-EN	321	873	227	1421	N-EN	51.2	49.0	50.6	49.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 会員のために法律支援を提供する（回数）（b0622c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	14	59	24	97	1回	2.2	3.3	5.3	3.4
2回	16	59	9	84	2回	2.6	3.3	2.0	2.9
3～4回	8	27	9	44	3～4回	1.3	1.5	2.0	1.5
5～9回	6	17	3	26	5～9回	1.0	1.0	0.7	0.9
10～29回	7	7	11	25	10～29回	1.1	0.4	2.4	0.9
30～49回	1	2	0	3	30～49回	0.2	0.1		0.1
50～99回	1	2	2	5	50～99回	0.2	0.1	0.4	0.2
100回～	1	0	1	2	100回～	0.2		0.2	0.1
EN	54	173	59	286	EN	8.6	9.7	13.1	10.0
N-EN	573	1609	390	2572	N-EN	91.4	90.3	86.9	90.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. その他のやり方で会員の合法的な権益を擁護する（b0623）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	97	366	89	552	ある	15.5	20.5	19.8	19.3
ない	209	543	133	885	ない	33.3	30.5	29.6	31.0
EN	306	909	222	1437	EN	48.8	51.0	49.4	50.3
N-EN	321	873	227	1421	N-EN	51.2	49.0	50.6	49.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. その他のやり方で会員の合法的な権益を擁護する（回数）（b0623c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	22	107	22	151	1回	3.5	6.0	4.9	5.3
2回	19	78	25	122	2回	3.0	4.4	5.6	4.3
3～4回	11	49	9	69	3～4回	1.8	2.7	2.0	2.4
5～9回	9	46	9	64	5～9回	1.4	2.6	2.0	2.2
10～29回	7	28	6	41	10～29回	1.1	1.6	1.3	1.4
30～49回	1	2	0	3	30～49回	0.2	0.1		0.1
50～99回	0	2	3	5	50～99回		0.1	0.7	0.2
100回～	3	8	4	15	100回～	0.5	0.4	0.9	0.5
EN	72	320	78	470	EN	11.5	18.0	17.4	16.4
N-EN	555	1462	371	2388	N-EN	88.5	82.0	82.6	83.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

d. 会員に消費面での優遇を提供する（b0624）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	66	172	47	285	ある	10.5	9.7	10.5	10.0
ない	240	737	175	1152	ない	38.3	41.4	39.0	40.3
EN	306	909	222	1437	EN	48.8	51.0	49.4	50.3
N-EN	321	873	227	1421	N-EN	51.2	49.0	50.6	49.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

d. 会員に消費面での優遇を提供する（回数）（b0624c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	17	63	14	94	1回	2.7	3.5	3.1	3.3
2回	11	33	7	51	2回	1.8	1.9	1.6	1.8
3～4回	6	14	4	24	3～4回	1.0	0.8	0.9	0.8
5～9回	5	9	1	15	5～9回	0.8	0.5	0.2	0.5
10～29回	4	10	2	16	10～29回	0.6	0.6	0.4	0.6
30～49回	0	0	4	4	30～49回			0.9	0.1
50～99回	0	1	0	1	50～99回		0.1		0.0
100回～	0	3	1	4	100回～		0.2	0.2	0.1
EN	43	133	33	209	EN	6.9	7.5	7.3	7.3
N-EN	584	1649	416	2649	N-EN	93.1	92.5	92.7	92.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

e. その他（b0625）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	16	28	7	51	ある	2.6	1.6	1.6	1.8
ない	290	881	215	1386	ない	46.3	49.4	47.9	48.5
EN	306	909	222	1437	EN	48.8	51.0	49.4	50.3
N-EN	321	873	227	1421	N-EN	51.2	49.0	50.6	49.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

e. その他（回数）（b0625c）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	5	5	1	11	1回	0.8	0.3	0.2	0.4
2回	0	5	1	6	2回		0.3	0.2	0.2
3～4回	2	1	0	3	3～4回	0.3	0.1		0.1
5～9回	1	4	0	5	5～9回	0.2	0.2		0.2
10～29回	1	2	1	4	10～29回	0.2	0.1	0.2	0.1
30～49回	0	2	0	2	30～49回		0.1		0.1
100回～	0	1	1	2	100回～		0.1	0.2	0.1
EN	9	20	4	33	EN	1.4	1.1	0.9	1.2
N-EN	618	1762	445	2825	N-EN	98.6	98.9	99.1	98.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 交流活動

a. 会員の旅行を組織する (b0631)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	124	369	60	553	ある	19.8	20.7	13.4	19.3
ない	181	424	108	713	ない	28.9	23.8	24.1	24.9
EN	305	793	168	1266	EN	48.6	44.5	37.4	44.3
N-EN	322	989	281	1592	N-EN	51.4	55.5	62.6	55.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

a. 会員の旅行を組織する (回数) (b0631c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	60	215	32	307	1回	9.6	12.1	7.1	10.7
2回	27	77	10	114	2回	4.3	4.3	2.2	4.0
3～4回	11	22	3	36	3～4回	1.8	1.2	0.7	1.3
5～9回	3	10	1	14	5～9回	0.5	0.6	0.2	0.5
10～29回	3	4	2	9	10～29回	0.5	0.2	0.4	0.3
30～49回	0	3	0	3	30～49回		0.2		0.1
50～99回	0	2	0	2	50～99回		0.1		0.1
EN	104	333	48	485	EN	16.6	18.7	10.7	17.0
N-EN	523	1449	401	2373	N-EN	83.4	81.3	89.3	83.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 会員のパーティーを催す (b0632)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	243	559	136	938	ある	38.8	31.4	30.3	32.8
ない	62	234	32	328	ない	9.9	13.1	7.1	11.5
EN	305	793	168	1266	EN	48.6	44.5	37.4	44.3
N-EN	322	989	281	1592	N-EN	51.4	55.5	62.6	55.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 会員のパーティーを催す (回数) (b0632c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	132	360	91	583	1回	21.1	20.2	20.3	20.4
2回	64	106	25	195	2回	10.2	5.9	5.6	6.8
3～4回	14	35	7	56	3～4回	2.2	2.0	1.6	2.0
5～9回	7	13	0	20	5～9回	1.1	0.7		0.7
10～29回	2	8	4	14	10～29回	0.3	0.4	0.9	0.5
30～49回	0	1	1	2	30～49回		0.1	0.2	0.1
100回～	0	2	0	2	100回～		0.1		0.1
EN	219	525	128	872	EN	34.9	29.5	28.5	30.5
N-EN	408	1257	321	1986	N-EN	65.1	70.5	71.5	69.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. その他 (b0633)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	42	95	19	156	ある	6.7	5.3	4.2	5.5
ない	263	698	149	1110	ない	41.9	39.2	33.2	38.8
EN	305	793	168	1266	EN	48.6	44.5	37.4	44.3
N-EN	322	989	281	1592	N-EN	51.4	55.5	62.6	55.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. その他（回数）(b0633c)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1回	16	36	9	61	1回	2.6	2.0	2.0	2.1
2回	10	20	5	35	2回	1.6	1.1	1.1	1.2
3～4回	7	18	0	25	3～4回	1.1	1.0		0.9
5～9回	0	8	0	8	5～9回		0.4		0.3
10～29回	2	3	0	5	10～29回	0.3	0.2		0.2
30～49回	1	0	0	1	30～49回	0.2			0.0
50～99回	0	1	0	1	50～99回		0.1		0.0
EN	36	86	14	136	EN	5.7	4.8	3.1	4.8
N-EN	591	1696	435	2722	N-EN	94.3	95.2	96.9	95.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. その他 (b0641)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	53	123	20	196	ある	8.5	6.9	4.5	6.9
ない	574	1659	429	2662	ない	91.5	93.1	95.5	93.1
EN	627	1782	449	2858	EN	100.0	100.0	100.0	100.0
N-EN	0	0	0	0	N-EN	0.0	0.0	0.0	0.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B7. あなたの団体と業務主管単位の関係について、当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。

1. 本団体に事務所を提供する (b0701)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	316	892	231	1439	ある	50.4	50.1	51.4	50.3
ない	272	760	169	1201	ない	43.4	42.6	37.6	42.0
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 本団体に人員を派遣し、給料を支払う (b0702)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	177	417	127	721	ある	28.2	23.4	28.3	25.2
ない	411	1235	273	1919	ない	65.6	69.3	60.8	67.1
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 本団体に財政拠出する (b0703)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	186	579	100	865	ある	29.7	32.5	22.3	30.3
ない	402	1073	300	1775	ない	64.1	60.2	66.8	62.1
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 団体の指導者を推薦、あるいは決定する (b0704)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	296	802	229	1327	ある	47.2	45.0	51.0	46.4
ない	292	850	171	1313	ない	46.6	47.7	38.1	45.9
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 団体の会議に出席する (b0705)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	354	1138	270	1762	ある	56.5	63.9	60.1	61.7
ない	234	514	130	878	ない	37.3	28.8	29.0	30.7
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 団体の年度活動報告を審査する (b0706)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	459	1126	297	1882	ある	73.2	63.2	66.1	65.9
ない	129	526	103	758	ない	20.6	29.5	22.9	26.5
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 団体の財務状況を審査する (b0707)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	417	1013	237	1667	ある	66.5	56.8	52.8	58.3
ない	171	639	163	973	ない	27.3	35.9	36.3	34.0
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. その他 (b0708)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	30	81	11	122	ある	4.8	4.5	2.4	4.3
ない	558	1571	389	2518	ない	89.0	88.2	86.6	88.1
EN	588	1652	400	2640	EN	93.8	92.7	89.1	92.4
N-EN	39	130	49	218	N-EN	6.2	7.3	10.9	7.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B8. あなたの団体の業務主管単位の指導者は通常、団体の活動にどの程度参加していますか。(b0801)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全ての活動	56	233	90	379	全ての活動	8.9	13.1	20.0	13.3
多数の活動	258	767	186	1211	多数の活動	41.1	43.0	41.4	42.4
少数の活動	254	673	133	1060	少数の活動	40.5	37.8	29.6	37.1
参加したことはない	35	39	12	86	参加したことはない	5.6	2.2	2.7	3.0
EN	603	1712	421	2736	EN	96.2	96.1	93.8	95.7
N-EN	24	70	28	122	N-EN	3.8	3.9	6.2	4.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B9. 総じて、あなたの団体と業務主管単位の関係は緊密ですか。(b0901)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に緊密	223	571	210	1004	非常に緊密	35.6	32.0	46.8	35.1
比較的緊密	276	888	160	1324	比較的緊密	44.0	49.8	35.6	46.3
ふつう	77	247	54	378	ふつう	12.3	13.9	12.0	13.2
連絡が少ない	26	37	15	78	連絡が少ない	4.1	2.1	3.3	2.7
連絡がない	5	6	1	12	連絡がない	0.8	0.3	0.2	0.4
言いにくい	7	11	0	18	言いにくい	1.1	0.6		0.6
EN	614	1760	440	2814	EN	97.9	98.8	98.0	98.5
N-EN	13	22	9	44	N-EN	2.1	1.2	2.0	1.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B10. あなたの団体は優秀会員の比較評定を行ったことがありますか。(b1001)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	235	790	193	1218	ある	37.5	44.3	43.0	42.6
ない	336	855	202	1393	ない	53.6	48.0	45.0	48.7
EN	571	1645	395	2611	EN	91.1	92.3	88.0	91.4
N-EN	56	137	54	247	N-EN	8.9	7.7	12.0	8.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B11. あなたの団体の展開する各種社団活動に積極的に参加している会員の人数はどのぐらいですか。(b1101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に多い	66	216	63	345	非常に多い	10.5	12.1	14.0	12.1
比較的多い	364	1035	235	1634	比較的多い	58.1	58.1	52.3	57.2
半分ぐらい	111	272	74	457	半分ぐらい	17.7	15.3	16.5	16.0
比較的少ない	37	169	47	253	比較的少ない	5.9	9.5	10.5	8.9
非常に少ない	1	9	8	18	非常に少ない	0.2	0.5	1.8	0.6
EN	579	1701	427	2707	EN	92.3	95.5	95.1	94.7
N-EN	48	81	22	151	N-EN	7.7	4.5	4.9	5.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B12. あなたの団体はかつて業務主管単位あるいは社団登記管理機関によって優秀社団に選ばれたことがありますか。(b1201)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	239	776	201	1216	ある	38.1	43.5	44.8	42.5
ない	321	809	182	1312	ない	51.2	45.4	40.5	45.9
EN	560	1585	383	2528	EN	89.3	88.9	85.3	88.5
N-EN	67	197	66	330	N-EN	10.7	11.1	14.7	11.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B13. あなたの団体の活動と発展にとって、より大きな影響力をもっているのは業務主管単位ですか、それとも社団登記管理機関ですか。(b1301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
業務主管単位	463	1505	370	2338	業務主管単位	73.8	84.5	82.4	81.8
社団登記管理機関	90	137	32	259	社団登記管理機関	14.4	7.7	7.1	9.1
EN	553	1642	402	2597	EN	88.2	92.1	89.5	90.9
N-EN	74	140	47	261	N-EN	11.8	7.9	10.5	9.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B14. あなたの団体が日常の活動を展開する際、会員に対する拘束力が大きいのはどの規範ですか。下記の項目の中から最も重要なものを3つ選んで、その順番を右の表の中に書いてください。

第1位 (b1401)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
国家の法律	278	753	222	1253	国家の法律	44.3	42.3	49.4	43.8
地方の法規	38	121	26	185	地方の法規	6.1	6.8	5.8	6.5
党の政策	77	173	48	298	党の政策	12.3	9.7	10.7	10.4
上級指導部の指示	54	159	47	260	上級指導部の指示	8.6	8.9	10.5	9.1
社団の定款	61	243	32	336	社団の定款	9.7	13.6	7.1	11.8
職業道徳	14	40	5	59	職業道徳	2.2	2.2	1.1	2.1
一般のマスメディア	0	3	2	5	一般のマスメディア		0.2	0.4	0.2
業界の協定	9	21	1	31	業界の協定	1.4	1.2	0.2	1.1
個人の良心	3	8	0	11	個人の良心	0.5	0.4		0.4
本団体成員の口頭の約束	0	5	0	5	本団体成員の口頭の約束		0.3		0.2
書面契約	2	4	2	8	書面契約	0.3	0.2	0.4	0.3
風俗習慣	0	3	1	4	風俗習慣		0.2	0.2	0.1
その他	0	14	2	16	その他		0.8	0.4	0.6
EN	536	1547	388	2471	EN	85.5	86.8	86.4	86.5
N-EN	91	235	61	387	N-EN	14.5	13.2	13.6	13.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

第2位 (b1402)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
国家の法律	28	96	22	146	国家の法律	4.5	5.4	4.9	5.1
地方の法規	121	312	103	536	地方の法規	19.3	17.5	22.9	18.8
党の政策	113	253	65	431	党の政策	18.0	14.2	14.5	15.1
上級指導部の指示	83	242	59	384	上級指導部の指示	13.2	13.6	13.1	13.4
社団の定款	129	355	80	564	社団の定款	20.6	19.9	17.8	19.7
職業道徳	25	137	21	183	職業道徳	4.0	7.7	4.7	6.4
一般のマスメディア	3	11	4	18	一般のマスメディア	0.5	0.6	0.9	0.6
業界の協定	16	58	18	92	業界の協定	2.6	3.3	4.0	3.2
個人の良心	0	20	0	20	個人の良心		1.1		0.7
本団体成員の口頭の約束	4	16	3	23	本団体成員の口頭の約束	0.6	0.9	0.7	0.8
書面契約	4	10	3	17	書面契約	0.6	0.6	0.7	0.6
風俗習慣	2	6	5	13	風俗習慣	0.3	0.3	1.1	0.5
その他	2	7	0	9	その他	0.3	0.4		0.3
EN	530	1523	383	2436	EN	84.5	85.5	85.3	85.2
N-EN	97	259	66	422	N-EN	15.5	14.5	14.7	14.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

第3位 (b1403)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
国家の法律	15	57	14	86	国家の法律	2.4	3.2	3.1	3.0
地方の法規	34	76	13	123	地方の法規	5.4	4.3	2.9	4.3
党の政策	40	121	30	191	党の政策	6.4	6.8	6.7	6.7
上級指導部の指示	83	191	45	319	上級指導部の指示	13.2	10.7	10.0	11.2
社団の定款	178	434	122	734	社団の定款	28.4	24.4	27.2	25.7
職業道徳	75	245	68	388	職業道徳	12.0	13.7	15.1	13.6
一般のマスメディア	12	36	10	58	一般のマスメディア	1.9	2.0	2.2	2.0
業界の協定	28	100	36	164	業界の協定	4.5	5.6	8.0	5.7
個人の良心	23	92	17	132	個人の良心	3.7	5.2	3.8	4.6
本団体成員の口頭の約束	11	54	9	74	本団体成員の口頭の約束	1.8	3.0	2.0	2.6
書面契約	12	31	8	51	書面契約	1.9	1.7	1.8	1.8
風俗習慣	6	28	5	39	風俗習慣	1.0	1.6	1.1	1.4
その他	3	12	3	18	その他	0.5	0.7	0.7	0.6
EN	520	1477	380	2377	EN	82.9	82.9	84.6	83.2
N-EN	107	305	69	481	N-EN	17.1	17.1	15.4	16.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B15. あなたの団体が成員間の衝突を解決する主な方式は何ですか。当てはまるもの全てに“✓”をつけて下さい。

1. 衝突各方面による集団協議 (b1501)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	108	258	64	430	ある	17.2	14.5	14.3	15.0
ない	382	1075	246	1703	ない	60.9	60.3	54.8	59.6
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 社団外部による仲裁 (b1502)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	8	44	6	58	ある	1.3	2.5	1.3	2.0
ない	482	1289	304	2075	ない	76.9	72.3	67.7	72.6
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 社団内部での仲裁 (b1503)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	60	150	40	250	ある	9.6	8.4	8.9	8.7
ない	430	1183	270	1883	ない	68.6	66.4	60.1	65.9
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 会長事務会議による調停 (b1504)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	210	453	149	812	ある	33.5	25.4	33.2	28.4
ない	280	880	161	1321	ない	44.7	49.4	35.9	46.2
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 理事会による調停 (b1505)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	207	665	130	1002	ある	33.0	37.3	29.0	35.1
ない	283	668	180	1131	ない	45.1	37.5	40.1	39.6
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 常務理事会による調停 (b1506)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	150	344	107	601	ある	23.9	19.3	23.8	21.0
ない	340	989	203	1532	ない	54.2	55.5	45.2	53.6
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 会員代表大会による調停 (b1507)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	54	115	37	206	ある	8.6	6.5	8.2	7.2
ない	436	1218	273	1927	ない	69.5	68.4	60.8	67.4
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 全体会員大会による調停 (b1508)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	18	41	13	72	ある	2.9	2.3	2.9	2.5
ない	472	1292	297	2061	ない	75.3	72.5	66.1	72.1
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. その他 (b1509)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	59	163	21	243	ある	9.4	9.1	4.7	8.5
ない	431	1170	289	1890	ない	68.7	65.7	64.4	66.1
EN	490	1333	310	2133	EN	78.1	74.8	69.0	74.6
N-EN	137	449	139	725	N-EN	21.9	25.2	31.0	25.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B16. あなたの団体の成員間の相互信頼度はどの程度ですか。 (b1601)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に高い	87	180	75	342	非常に高い	13.9	10.1	16.7	12.0
比較的高い	392	1136	253	1781	比較的高い	62.5	63.7	56.3	62.3
ふつう	112	377	95	584	ふつう	17.9	21.2	21.2	20.4
比較的低い	4	9	4	17	比較的低い	0.6	0.5	0.9	0.6
非常に低い	2	5	1	8	非常に低い	0.3	0.3	0.2	0.3
言いにくい	9	23	6	38	言いにくい	1.4	1.3	1.3	1.3
EN	606	1730	434	2770	EN	96.7	97.1	96.7	96.9
N-EN	21	52	15	88	N-EN	3.3	2.9	3.3	3.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

B16a. あなたは、あなたの団体の指導部に対する一般会員の信頼度はどの程度だと思いますか。(b1611)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に高い			69	69	非常に高い			15.4	15.4
比較的高い			275	275	比較的高い			61.2	61.2
ふつう			72	72	ふつう			16.0	16.0
比較的低い			3	3	比較的低い			0.7	0.7
非常に低い			2	2	非常に低い			0.4	0.4
言いにくい			10	10	言いにくい			2.2	2.2
EN			431	431	EN			96.0	96.0
N-EN			18	18	N-EN			4.0	4.0
N			449	449	N			100.0	100.0

B16b. あなたは、あなたの団体の工作機構に対する一般会員の信頼度はどの程度だと思いますか。(b1612)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に高い			58	58	非常に高い			12.9	12.9
比較的高い			271	271	比較的高い			60.4	60.4
ふつう			93	93	ふつう			20.7	20.7
比較的低い			1	1	比較的低い			0.2	0.2
非常に低い			1	1	非常に低い			0.2	0.2
言いにくい			8	8	言いにくい			1.8	1.8
EN			432	432	EN			96.2	96.2
N-EN			17	17	N-EN			3.8	3.8
N			449	449	N			100.0	100.0

B17. あなたの団体は社団党組織を有していますか。(b1701)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
有している	134	275	72	481	有している	21.4	15.4	16.0	16.8
有していない	447	1399	340	2186	有していない	71.3	78.5	75.7	76.5
EN	581	1674	412	2667	EN	92.7	93.9	91.8	93.3
N-EN	46	108	37	191	N-EN	7.3	6.1	8.2	6.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

第三部

C1. あなたの団体は、どの分野の政策に特に関心をもっていますか。あてはまるものすべてに“✓”をつけてください。

1. 財政政策 (c0101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	207	711	158	1076	ある	33.0	39.9	35.2	37.6
ない	400	989	273	1662	ない	63.8	55.5	60.8	58.2
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 金融政策 (c0102)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	104	360	90	554	ある	16.6	20.2	20.0	19.4
ない	503	1340	341	2184	ない	80.2	75.2	75.9	76.4
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 通商政策 (c0103)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	84	315	81	480	ある	13.4	17.7	18.0	16.8
ない	522	1385	350	2257	ない	83.3	77.7	78.0	79.0
EN	606	1700	431	2737	EN	96.7	95.4	96.0	95.8
N-EN	21	82	18	121	N-EN	3.3	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 業界の産業振興政策 (c0104)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	299	760	260	1319	ある	47.7	42.6	57.9	46.2
ない	308	940	171	1419	ない	49.1	52.7	38.1	49.7
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 土木・建設・公共事業政策 (c0105)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	74	167	55	296	ある	11.8	9.4	12.2	10.4
ない	533	1533	376	2442	ない	85.0	86.0	83.7	85.4
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 運輸・交通政策 (c0106)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	40	138	48	226	ある	6.4	7.7	10.7	7.9
ない	567	1562	383	2512	ない	90.4	87.7	85.3	87.9
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 通信・情報政策 (c0107)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	81	188	73	342	ある	12.9	10.5	16.3	12.0
ない	526	1512	358	2396	ない	83.9	84.8	79.7	83.8
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 科学技術政策 (c0108)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	226	599	169	994	ある	36.0	33.6	37.6	34.8
ない	381	1101	262	1744	ない	60.8	61.8	58.4	61.0
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 地域発展政策 (c0109)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	193	399	159	751	ある	30.8	22.4	35.4	26.3
ない	414	1301	272	1987	ない	66.0	73.0	60.6	69.5
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 外交政策 (c0110)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	56	128	35	219	ある	8.9	7.2	7.8	7.7
ない	551	1572	396	2519	ない	87.9	88.2	88.2	88.1
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 国防政策 (c0111)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	23	53	11	87	ある	3.7	3.0	2.4	3.0
ない	584	1647	420	2651	ない	93.1	92.4	93.5	92.8
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 治安政策 (c0112)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	81	208	51	340	ある	12.9	11.7	11.4	11.9
ない	526	1492	380	2398	ない	83.9	83.7	84.6	83.9
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 司法政策 (c0113)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	70	125	56	251	ある	11.2	7.0	12.5	8.8
ない	537	1575	375	2487	ない	85.6	88.4	83.5	87.0
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 地方行政政策 (c0114)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	264	781	196	1241	ある	42.1	43.8	43.7	43.4
ない	343	919	235	1497	ない	54.7	51.6	52.3	52.4
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

15. 労働政策 (c0115)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	106	257	69	432	ある	16.9	14.4	15.4	15.1
ない	501	1443	362	2306	ない	79.9	81.0	80.6	80.7
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

16. 農業・林業・水産政策 (c0116)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	71	262	85	418	ある	11.3	14.7	18.9	14.6
ない	536	1438	346	2320	ない	85.5	80.7	77.1	81.2
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

17. 消費者政策 (c0117)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	112	255	95	462	ある	17.9	14.3	21.2	16.2
ない	495	1445	336	2276	ない	78.9	81.1	74.8	79.6
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

18. 環境政策 (c0118)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	136	303	102	541	ある	21.7	17.0	22.7	18.9
ない	471	1397	329	2197	ない	75.1	78.4	73.3	76.9
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

19. 厚生・福祉・医療政策 (c0119)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	157	418	125	700	ある	25.0	23.5	27.8	24.5
ない	450	1282	306	2038	ない	71.8	71.9	68.2	71.3
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

20. 国際交流・援助政策 (c0120)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	111	187	74	372	ある	17.7	10.5	16.5	13.0
ない	496	1513	357	2366	ない	79.1	84.9	79.5	82.8
EN	607	1700	431	2738	EN	96.8	95.4	96.0	95.8
N-EN	20	82	18	120	N-EN	3.2	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

21. 文教・学術・スポーツ政策 (c0121)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	249	617	147	1013	ある	39.7	34.6	32.7	35.4
ない	357	1083	284	1724	ない	56.9	60.8	63.3	60.3
EN	606	1700	431	2737	EN	96.7	95.4	96.0	95.8
N-EN	21	82	18	121	N-EN	3.3	4.6	4.0	4.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

22. その他 (c0122)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	26			26	ある	4.1			4.1
ない	580			580	ない	92.5			92.5
EN	606			606	EN	96.7			96.7
N-EN	21			21	N-EN	3.3			3.3
N	627			627	N	100.0			100.0

G2. あなたの団体はどの分野の政策に影響を与えることに努めていますか。あてはまるものすべてに“✓”をつけて下さい。

1. 財政政策 (c0201)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	90	393	87	570	ある	14.4	22.1	19.4	19.9
ない	412	1092	311	1815	ない	65.7	61.3	69.3	63.5
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 金融政策 (c0202)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	40	184	50	274	ある	6.4	10.3	11.1	9.6
ない	462	1301	348	2111	ない	73.7	73.0	77.5	73.9
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 通商政策 (c0203)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	47	185	50	282	ある	7.5	10.4	11.1	9.9
ない	455	1300	348	2103	ない	72.6	73.0	77.5	73.6
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 業界の産業振興政策 (c0204)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	215	567	196	978	ある	34.3	31.8	43.7	34.2
ない	287	918	202	1407	ない	45.8	51.5	45.0	49.2
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 土木・建設・公共事業政策 (c0205)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	56	109	35	200	ある	8.9	6.1	7.8	7.0
ない	446	1376	363	2185	ない	71.1	77.2	80.8	76.5
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 運輸・交通政策 (c0206)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	27	88	26	141	ある	4.3	4.9	5.8	4.9
ない	475	1397	372	2244	ない	75.8	78.4	82.9	78.5
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 通信・情報政策 (c0207)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	47	87	40	174	ある	7.5	4.9	8.9	6.1
ない	455	1398	358	2211	ない	72.6	78.5	79.7	77.4
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 科学技術政策 (c0208)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	130	375	118	623	ある	20.7	21.0	26.3	21.8
ない	372	1110	280	1762	ない	59.3	62.3	62.4	61.7
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 地域発展政策 (c0209)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	104	274	117	495	ある	16.6	15.4	26.1	17.3
ない	398	1211	281	1890	ない	63.5	68.0	62.6	66.1
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 外交政策 (c0210)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	15	24	6	45	ある	2.4	1.3	1.3	1.6
ない	487	1461	392	2340	ない	77.7	82.0	87.3	81.9
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 国防政策 (c0211)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	6	14	2	22	ある	1.0	0.8	0.4	0.8
ない	496	1471	396	2363	ない	79.1	82.5	88.2	82.7
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 治安政策 (c0212)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	40	116	26	182	ある	6.4	6.5	5.8	6.4
ない	462	1369	372	2203	ない	73.7	76.8	82.9	77.1
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 司法政策 (c0213)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	32	71	36	139	ある	5.1	4.0	8.0	4.9
ない	470	1414	362	2246	ない	75.0	79.3	80.6	78.6
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 地方行政政策 (c0214)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	163	538	173	874	ある	26.0	30.2	38.5	30.6
ない	339	947	225	1511	ない	54.1	53.1	50.1	52.9
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

15. 労働政策 (c0215)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	59	174	45	278	ある	9.4	9.8	10.0	9.7
ない	443	1311	353	2107	ない	70.7	73.6	78.6	73.7
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

16. 農業・林業・水産政策 (c0216)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	59	222	62	343	ある	9.4	12.5	13.8	12.0
ない	443	1263	336	2042	ない	70.7	70.9	74.8	71.4
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

17. 消費者政策 (c0217)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	81	161	65	307	ある	12.9	9.0	14.5	10.7
ない	421	1324	333	2078	ない	67.1	74.3	74.2	72.7
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

18. 環境政策 (c0218)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	97	203	70	370	ある	15.5	11.4	15.6	12.9
ない	405	1282	328	2015	ない	64.6	71.9	73.1	70.5
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

19. 厚生・福祉・医療政策 (c0219)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	97	299	95	491	ある	15.5	16.8	21.2	17.2
ない	405	1186	303	1894	ない	64.6	66.6	67.5	66.3
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

20. 国際交流・援助政策 (c0220)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	62	107	40	209	ある	9.9	6.0	8.9	7.3
ない	440	1378	358	2176	ない	70.2	77.3	79.7	76.1
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

21. 文教・学術・スポーツ政策 (c0221)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	183	471	121	775	ある	29.2	26.4	26.9	27.1
ない	319	1014	277	1610	ない	50.9	56.9	61.7	56.3
EN	502	1485	398	2385	EN	80.1	83.3	88.6	83.4
N-EN	125	297	51	473	N-EN	19.9	16.7	11.4	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

22. その他 (c0222)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	16			16	ある	2.6			2.6
ない	486			486	ない	77.5			77.5
EN	502			502	EN	80.1			80.1
N-EN	125			125	N-EN	19.9			19.9
N	627			627	N	100.0			100.0

C3. あなたの団体と政府の関係について、あてはまる事項すべてに“✓”をつけて下さい。

1. 法律によって規定される関係のみ有する (c0301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	92	261	59	412	ある	14.7	14.6	13.1	14.4
ない	479	1352	358	2189	ない	76.4	75.9	79.7	76.6
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 何らかの行政指導を受ける関係がある (c0302)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	400	992	262	1654	ある	63.8	55.7	58.4	57.9
ない	171	621	155	947	ない	27.3	34.8	34.5	33.1
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 行政機関の政策の実施に対し支持と協力を与える (c0303)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	321	816	229	1366	ある	51.2	45.8	51.0	47.8
ない	250	797	188	1235	ない	39.9	44.7	41.9	43.2
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 団体や業界などの関連事務について意見交換をしている (c0304)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	196	482	144	822	ある	31.3	27.0	32.1	28.8
ない	375	1131	273	1779	ない	59.8	63.5	60.8	62.2
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 政府に対し政策に関するコンサルティングを行ったり、意見を提供したりする (c0305)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	224	600	204	1028	ある	35.7	33.7	45.4	36.0
ない	347	1013	213	1573	ない	55.3	56.8	47.4	55.0
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 政府に対し政策議案を提起する (c0306)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	158	499	144	801	ある	25.2	28.0	32.1	28.0
ない	413	1114	273	1800	ない	65.9	62.5	60.8	63.0
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 政府の委託を受けて政策研究を行う (c0307)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	171	431	151	753	ある	27.3	24.2	33.6	26.3
ない	400	1182	266	1848	ない	63.8	66.3	59.2	64.7
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 政府職員の退職後のポストを提供している (c0308)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	130	209	94	433	ある	20.7	11.7	20.9	15.2
ない	441	1404	323	2168	ない	70.3	78.8	71.9	75.9
EN	571	1613	417	2601	EN	91.1	90.5	92.9	91.0
N-EN	56	169	32	257	N-EN	8.9	9.5	7.1	9.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C4. あなたの団体が政府行政機関に意見や要求を提出しようとする際、直接政府行政職員と連絡をとりますか。それとも仲介人物を通じて間接的に連絡を取りますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

1. 直接連絡をとる (c0401)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	188	481	68	737	ある	30.0	27.0	15.1	25.8
ない	371	1132	78	1581	ない	59.2	63.5	17.4	55.3
EN	559	1613	146	2318	EN	89.2	90.5	32.5	81.1
N-EN	68	169	303	540	N-EN	10.8	9.5	67.5	18.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 間接的に連絡をとる (c0402)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	495	1472	305	2272	ある	78.9	82.6	67.9	79.5
ない	63	140	2	205	ない	10.0	7.9	0.4	7.2
EN	558	1612	307	2477	EN	89.0	90.5	68.4	86.7
N-EN	69	170	142	381	N-EN	11.0	9.5	31.6	13.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

次のような人物を介して中央政府と連絡をとる

a. 全国人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0411)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	75	235	27	337	連絡しない	12.0	13.2	6.0	11.8
連絡をとる	44	68	8	120	連絡をとる	7.0	3.8	1.8	4.2
しばしば連絡をとる	34	21	1	56	しばしば連絡をとる	5.4	1.2	0.2	2.0
EN	153	324	36	513	EN	24.4	18.2	8.0	17.9
N-EN	474	1458	413	2345	N-EN	75.6	81.8	92.0	82.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 地方人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0412)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	65	184	22	271	連絡しない	10.4	10.3	4.9	9.5
連絡をとる	54	181	29	264	連絡をとる	8.6	10.2	6.5	9.2
しばしば連絡をとる	48	42	12	102	しばしば連絡をとる	7.7	2.4	2.7	3.6
EN	167	407	63	637	EN	26.6	22.8	14.0	22.3
N-EN	460	1375	386	2221	N-EN	73.4	77.2	86.0	77.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. 中央政府職員 (c0413)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	73	227	24	324	連絡しない	11.6	12.7	5.3	11.3
連絡をとる	41	52	8	101	連絡をとる	6.5	2.9	1.8	3.5
しばしば連絡をとる	35	18	4	57	しばしば連絡をとる	5.6	1.0	0.9	2.0
EN	149	297	36	482	EN	23.8	16.7	8.0	16.9
N-EN	478	1485	413	2376	N-EN	76.2	83.3	92.0	83.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

d. 地方政府職員 (c0414)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	62	162	18	242	連絡しない	9.9	9.1	4.0	8.5
連絡をとる	74	217	33	324	連絡をとる	11.8	12.2	7.3	11.3
しばしば連絡をとる	61	67	21	149	しばしば連絡をとる	9.7	3.8	4.7	5.2
EN	197	446	72	715	EN	31.4	25.0	16.0	25.0
N-EN	430	1336	377	2143	N-EN	68.6	75.0	84.0	75.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

e. 民主諸党派人士/社会の有名人 (c0415)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	67	184	22	273	連絡しない	10.7	10.3	4.9	9.6
連絡をとる	55	133	14	202	連絡をとる	8.8	7.5	3.1	7.1
しばしば連絡をとる	47	44	12	103	しばしば連絡をとる	7.5	2.5	2.7	3.6
EN	169	361	48	578	EN	27.0	20.3	10.7	20.2
N-EN	458	1421	401	2280	N-EN	73.0	79.7	89.3	79.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

f. 業務主管単位の指導者 (c0416)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	57	143	10	210	連絡しない	9.1	8.0	2.2	7.3
連絡をとる	130	333	56	519	連絡をとる	20.7	18.7	12.5	18.2
しばしば連絡をとる	113	212	71	396	しばしば連絡をとる	18.0	11.9	15.8	13.9
EN	300	688	137	1125	EN	47.8	38.6	30.5	39.4
N-EN	327	1094	312	1733	N-EN	52.2	61.4	69.5	60.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

g. 定年退職した幹部/幹部の親戚 (c0417)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	68	204	26	298	連絡しない	10.8	11.4	5.8	10.4
連絡をとる	43	86	5	134	連絡をとる	6.9	4.8	1.1	4.7
しばしば連絡をとる	38	23	5	66	しばしば連絡をとる	6.1	1.3	1.1	2.3
EN	149	313	36	498	EN	23.8	17.6	8.0	17.4
N-EN	478	1469	413	2360	N-EN	76.2	82.4	92.0	82.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

h. 指導者の側近 (c0418)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	71	209	26	306	連絡しない	11.3	11.7	5.8	10.7
連絡をとる	37	84	8	129	連絡をとる	5.9	4.7	1.8	4.5
しばしば連絡をとる	36	31	2	69	しばしば連絡をとる	5.7	1.7	0.4	2.4
EN	144	324	36	504	EN	23.0	18.2	8.0	17.6
N-EN	483	1458	413	2354	N-EN	77.0	81.8	92.0	82.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

次のような人物を介して北京市あるいは区/県政府と連絡をとる (北京市、浙江省)
 次のような人物を介して黒龍江省/市/県政府と連絡をとる (黒龍江省)

a. 全国人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0421)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	74	218	25	317	連絡しない	11.8	12.2	5.6	11.1
連絡をとる	37	68	9	114	連絡をとる	5.9	3.8	2.0	4.0
しばしば連絡をとる	37	23	4	64	しばしば連絡をとる	5.9	1.3	0.9	2.2
EN	148	309	38	495	EN	23.6	17.3	8.5	17.3
N-EN	479	1473	411	2363	N-EN	76.4	82.7	91.5	82.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 地方人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0422)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	59	149	19	227	連絡しない	9.4	8.4	4.2	7.9
連絡をとる	69	277	34	380	連絡をとる	11.0	15.5	7.6	13.3
しばしば連絡をとる	50	74	14	138	しばしば連絡をとる	8.0	4.2	3.1	4.8
EN	178	500	67	745	EN	28.4	28.1	14.9	26.1
N-EN	449	1282	382	2113	N-EN	71.6	71.9	85.1	73.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. 中央政府職員 (c0423)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	74	231	26	331	連絡しない	11.8	13.0	5.8	11.6
連絡をとる	33	47	4	84	連絡をとる	5.3	2.6	0.9	2.9
しばしば連絡をとる	33	20	1	54	しばしば連絡をとる	5.3	1.1	0.2	1.9
EN	140	298	31	469	EN	22.3	16.7	6.9	16.4
N-EN	487	1484	418	2389	N-EN	77.7	83.3	93.1	83.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

d. 地方政府職員 (c0424)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	50	120	14	184	連絡しない	8.0	6.7	3.1	6.4
連絡をとる	104	322	52	478	連絡をとる	16.6	18.1	11.6	16.7
しばしば連絡をとる	59	86	33	178	しばしば連絡をとる	9.4	4.8	7.3	6.2
EN	213	528	99	840	EN	34.0	29.6	22.0	29.4
N-EN	414	1254	350	2018	N-EN	66.0	70.4	78.0	70.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

e. 民主諸党派人士/社会の有名人 (c0425)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	64	149	19	232	連絡しない	10.2	8.4	4.2	8.1
連絡をとる	57	206	25	288	連絡をとる	9.1	11.6	5.6	10.1
しばしば連絡をとる	43	53	10	106	しばしば連絡をとる	6.9	3.0	2.2	3.7
EN	164	408	54	626	EN	26.2	22.9	12.0	21.9
N-EN	463	1374	395	2232	N-EN	73.8	77.1	88.0	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

f. 業務主管単位の指導者 (c0426)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	47	55	5	107	連絡しない	7.5	3.1	1.1	3.7
連絡をとる	171	568	99	838	連絡をとる	27.3	31.9	22.0	29.3
しばしば連絡をとる	135	309	91	535	しばしば連絡をとる	21.5	17.3	20.3	18.7
EN	353	932	195	1480	EN	56.3	52.3	43.4	51.8
N-EN	274	850	254	1378	N-EN	43.7	47.7	56.6	48.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

g. 定年退職した幹部/幹部の親戚 (c0427)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	64	190	23	277	連絡しない	10.2	10.7	5.1	9.7
連絡をとる	48	115	14	177	連絡をとる	7.7	6.5	3.1	6.2
しばしば連絡をとる	39	30	5	74	しばしば連絡をとる	6.2	1.7	1.1	2.6
EN	151	335	42	528	EN	24.1	18.8	9.4	18.5
N-EN	476	1447	407	2330	N-EN	75.9	81.2	90.6	81.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

h. 指導者の側近 (c0428)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
連絡しない	65	193	24	282	連絡しない	10.4	10.8	5.3	9.9
連絡をとる	45	112	11	168	連絡をとる	7.2	6.3	2.4	5.9
しばしば連絡をとる	36	35	4	75	しばしば連絡をとる	5.7	2.0	0.9	2.6
EN	146	340	39	525	EN	23.3	19.1	8.7	18.4
N-EN	481	1442	410	2333	N-EN	76.7	80.9	91.3	81.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

Q5. あなたの団体は次のそれぞれの役職の政府職員とどの程度接触しますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

中央政府の職員と

1. 部級（大臣次官級）以上 (c0511)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	103	321	45	469	接触なし	16.4	18.0	10.0	16.4
接触する	77	77	27	181	接触する	12.3	4.3	6.0	6.3
頻繁に接触する	16	8	1	25	頻繁に接触する	2.6	0.4	0.2	0.9
EN	196	406	73	675	EN	31.3	22.8	16.3	23.6
N-EN	431	1376	376	2183	N-EN	68.7	77.2	83.7	76.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 局級（局長級） (c0512)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	81	285	33	399	接触なし	12.9	16.0	7.4	14.0
接触する	131	191	83	405	接触する	20.9	10.7	18.5	14.2
頻繁に接触する	37	31	25	93	頻繁に接触する	5.9	1.7	5.6	3.3
EN	249	507	141	897	EN	39.7	28.5	31.5	31.4
N-EN	378	1275	307	1960	N-EN	60.3	71.5	68.5	68.6
N	627	1782	448	2857	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 処級（課長級） (c0513)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	75	253	32	360	接触なし	12.0	14.2	7.1	12.6
接触する	120	222	81	423	接触する	19.1	12.5	18.0	14.8
頻繁に接触する	56	55	56	167	頻繁に接触する	8.9	3.1	12.5	5.8
EN	251	530	169	950	EN	40.0	29.7	37.6	33.2
N-EN	376	1252	280	1908	N-EN	60.0	70.3	62.4	66.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 科級（係長級） (c0514)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	74	263	28	365	接触なし	11.8	14.8	6.2	12.8
接触する	67	159	51	277	接触する	10.7	8.9	11.4	9.7
頻繁に接触する	27	56	44	127	頻繁に接触する	4.3	3.1	9.8	4.4
EN	168	478	123	769	EN	26.8	26.8	27.4	26.9
N-EN	459	1304	326	2089	N-EN	73.2	73.2	72.6	73.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 普通職員 (c0515)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	76	262	30	368	接触なし	12.1	14.7	6.7	12.9
接触する	62	126	37	225	接触する	9.9	7.1	8.2	7.9
頻繁に接触する	24	39	29	92	頻繁に接触する	3.8	2.2	6.5	3.2
EN	162	427	96	685	EN	25.8	24.0	21.4	24.0
N-EN	465	1355	353	2173	N-EN	74.2	76.0	78.6	76.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

北京市/区県政府の職員と（北京市、浙江省）
 黒龍江省/市/区県政府の職員と（黒龍江省）

1. 省/直轄市級 (c0521)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	87	254	41	382	接触なし	13.9	14.3	9.1	13.4
接触する	108	196	53	357	接触する	17.2	11.0	11.8	12.5
頻繁に接触する	24	25	13	62	頻繁に接触する	3.8	1.4	2.9	2.2
EN	219	475	107	801	EN	34.9	26.7	23.8	28.0
N-EN	408	1307	342	2057	N-EN	65.1	73.3	76.2	72.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 司/局級 (c0522)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	66	180	20	266	接触なし	10.5	10.1	4.5	9.3
接触する	239	497	159	895	接触する	38.1	27.9	35.4	31.3
頻繁に接触する	84	92	49	225	頻繁に接触する	13.4	5.2	10.9	7.9
EN	389	769	228	1386	EN	62.0	43.2	50.8	48.5
N-EN	238	1013	221	1472	N-EN	38.0	56.8	49.2	51.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 処級（課長級） (c0523)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	43	96	9	148	接触なし	6.9	5.4	2.0	5.2
接触する	254	768	180	1202	接触する	40.5	43.1	40.1	42.1
頻繁に接触する	157	255	105	517	頻繁に接触する	25.0	14.3	23.4	18.1
EN	454	1119	294	1867	EN	72.4	62.8	65.5	65.3
N-EN	173	663	155	991	N-EN	27.6	37.2	34.5	34.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 科級（係長級） (c0524)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	45	89	9	143	接触なし	7.2	5.0	2.0	5.0
接触する	148	651	115	914	接触する	23.6	36.5	25.6	32.0
頻繁に接触する	100	301	102	503	頻繁に接触する	15.9	16.9	22.7	17.6
EN	293	1041	226	1560	EN	46.7	58.4	50.3	54.6
N-EN	334	741	223	1298	N-EN	53.3	41.6	49.7	45.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 普通職員 (c0525)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
接触なし	46	100	11	157	接触なし	7.3	5.6	2.4	5.5
接触する	134	424	80	638	接触する	21.4	23.8	17.8	22.3
頻繁に接触する	82	222	63	367	頻繁に接触する	13.1	12.5	14.0	12.8
EN	262	746	154	1162	EN	41.8	41.9	34.3	40.7
N-EN	365	1036	295	1696	N-EN	58.2	58.1	65.7	59.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C6. あなたの団体が、個人的つきあいのある人が下記のなかにありますか。いる場合はあてはまるものすべてに“✓”をつけてください。

1. 全国人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0601)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	76	86	20	182	ある	12.1	4.8	4.5	6.4
ない	315	1065	285	1665	ない	50.2	59.8	63.5	58.3
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 地方人民代表大会代表/政治協商会議委員 (c0602)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	125	370	89	584	ある	19.9	20.8	19.8	20.4
ない	266	782	216	1264	ない	42.4	43.9	48.1	44.2
EN	391	1152	305	1848	EN	62.4	64.6	67.9	64.7
N-EN	236	630	144	1010	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 中央指導者 (c0603)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	20	10	2	32	ある	3.2	0.6	0.4	1.1
ない	371	1141	303	1815	ない	59.2	64.0	67.5	63.5
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 地方政府職員 (c0604)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	162	508	136	806	ある	25.8	28.5	30.3	28.2
ない	229	643	169	1041	ない	36.5	36.1	37.6	36.4
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 民主諸党派人士/社会の有名人 (c0605)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	115	350	80	545	ある	18.3	19.6	17.8	19.1
ない	276	801	225	1302	ない	44.0	44.9	50.1	45.6
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 業務主管単位の指導者 (c0606)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	288	914	247	1449	ある	45.9	51.3	55.0	50.7
ない	103	237	58	398	ない	16.4	13.3	12.9	13.9
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 定年退職した幹部/幹部の親戚 (c0607)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	84	211	68	363	ある	13.4	11.8	15.1	12.7
ない	307	940	237	1484	ない	49.0	52.7	52.8	51.9
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 指導者の側近 (c0608)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	41	124	30	195	ある	6.5	7.0	6.7	6.8
ない	351	1027	275	1653	ない	56.0	57.6	61.2	57.8
EN	392	1151	305	1848	EN	62.5	64.6	67.9	64.7
N-EN	235	631	144	1010	N-EN	37.5	35.4	32.1	35.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 全国紙新聞記者 (c0609)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	103	123	51	277	ある	16.4	6.9	11.4	9.7
ない	288	1028	254	1570	ない	45.9	57.7	56.6	54.9
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 地方紙新聞記者 (c0610)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	156	538	147	841	ある	24.9	30.2	32.7	29.4
ない	235	613	158	1006	ない	37.5	34.4	35.2	35.2
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 全国ラジオ局、テレビ局記者 (c0611)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	77	52	19	148	ある	12.3	2.9	4.2	5.2
ない	314	1099	286	1699	ない	50.1	61.7	63.7	59.4
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 地方ラジオ局、テレビ局記者 (c0612)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	137	463	132	732	ある	21.9	26.0	29.4	25.6
ない	254	688	173	1115	ない	40.5	38.6	38.5	39.0
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 中央各部委の部・局級幹部 (c0613)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	65	47	13	125	ある	10.4	2.6	2.9	4.4
ない	326	1104	292	1722	ない	52.0	62.0	65.0	60.3
EN	391	1151	305	1847	EN	62.4	64.6	67.9	64.6
N-EN	236	631	144	1011	N-EN	37.6	35.4	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 中央部委の処級職員 (c0614)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	63	50	16	129	ある	10.0	2.8	3.6	4.5
ない	328	1100	289	1717	ない	52.3	61.7	64.4	60.1
EN	391	1150	305	1846	EN	62.4	64.5	67.9	64.6
N-EN	236	632	144	1012	N-EN	37.6	35.5	32.1	35.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C7. あなたの団体は政府機関に本団体の意見や要求を提出する場合、次にあげるような手段や行動をどの程度なさいますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

1. 政府の組織した座談会に参加する (c0701)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくない	75	119	23	217	まったくない	12.0	6.7	5.1	7.6
あまりない	83	336	65	484	あまりない	13.2	18.9	14.5	16.9
ある程度	138	360	100	598	ある程度	22.0	20.2	22.3	20.9
かなり	42	97	31	170	かなり	6.7	5.4	6.9	5.9
非常に頻繁	5	27	8	40	非常に頻繁	0.8	1.5	1.8	1.4
EN	343	939	227	1509	EN	54.7	52.7	50.6	52.8
N-EN	284	843	222	1349	N-EN	45.3	47.3	49.4	47.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 調査報告あるいは政策建議報告案を提出する (c0702)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくない	64	120	18	202	まったくない	10.2	6.7	4.0	7.1
あまりない	85	341	82	508	あまりない	13.6	19.1	18.3	17.8
ある程度	135	379	102	616	ある程度	21.5	21.3	22.7	21.6
かなり	42	91	25	158	かなり	6.7	5.1	5.6	5.5
非常に頻繁	9	23	7	39	非常に頻繁	1.4	1.3	1.6	1.4
EN	335	954	234	1523	EN	53.4	53.5	52.1	53.3
N-EN	292	828	215	1335	N-EN	46.6	46.5	47.9	46.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 政府職員に電話をする (c0703)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	85	164	30	279	まったくくない	13.6	9.2	6.7	9.8
あまりない	60	225	38	323	あまりない	9.6	12.6	8.5	11.3
ある程度	93	256	53	402	ある程度	14.8	14.4	11.8	14.1
かなり	44	89	25	158	かなり	7.0	5.0	5.6	5.5
非常に頻繁	6	21	7	34	非常に頻繁	1.0	1.2	1.6	1.2
EN	288	755	153	1196	EN	45.9	42.4	34.1	41.8
N-EN	339	1027	296	1662	N-EN	54.1	57.6	65.9	58.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 手紙を書く (電子メールも含む) (c0704)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	111	238	41	390	まったくくない	17.7	13.4	9.1	13.6
あまりない	47	148	23	218	あまりない	7.5	8.3	5.1	7.6
ある程度	35	98	14	147	ある程度	5.6	5.5	3.1	5.1
かなり	12	21	4	37	かなり	1.9	1.2	0.9	1.3
非常に頻繁	1	7	1	9	非常に頻繁	0.2	0.4	0.2	0.3
EN	206	512	83	801	EN	32.9	28.7	18.5	28.0
N-EN	421	1270	366	2057	N-EN	67.1	71.3	81.5	72.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 会員に働きかけて政府機関に手紙を書く、電話をかけるなど (c0705)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	124	300	61	485	まったくくない	19.8	16.8	13.6	17.0
あまりない	18	96	10	124	あまりない	2.9	5.4	2.2	4.3
ある程度	14	41	14	69	ある程度	2.2	2.3	3.1	2.4
かなり	5	10	1	16	かなり	0.8	0.6	0.2	0.6
非常に頻繁	0	2	3	5	非常に頻繁	0.1	0.1	0.7	0.2
EN	161	449	89	699	EN	25.7	25.2	19.8	24.5
N-EN	466	1333	360	2159	N-EN	74.3	74.8	80.2	75.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 個人的な関係を通じて接触する (c0706)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	111	221	42	374	まったくくない	17.7	12.4	9.4	13.1
あまりない	43	167	25	235	あまりない	6.9	9.4	5.6	8.2
ある程度	30	118	19	167	ある程度	4.8	6.6	4.2	5.8
かなり	5	30	5	40	かなり	0.8	1.7	1.1	1.4
非常に頻繁	1	7	1	9	非常に頻繁	0.2	0.4	0.2	0.3
EN	190	543	92	825	EN	30.3	30.5	20.5	28.9
N-EN	437	1239	357	2033	N-EN	69.7	69.5	79.5	71.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. メディアに情報を提供する (c0707)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	112	215	50	377	まったくくない	17.9	12.1	11.1	13.2
あまりない	24	156	25	205	あまりない	3.8	8.8	5.6	7.2
ある程度	35	123	18	176	ある程度	5.6	6.9	4.0	6.2
かなり	7	31	11	49	かなり	1.1	1.7	2.4	1.7
非常に頻繁	2	6	6	14	非常に頻繁	0.3	0.3	1.3	0.5
EN	180	531	110	821	EN	28.7	29.8	24.5	28.7
N-EN	447	1251	339	2037	N-EN	71.3	70.2	75.5	71.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 記者会見を開き、団体の立場を明らかにする (c0708)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくない	130	352	61	543	まったくない	20.7	19.8	13.6	19.0
あまりない	17	50	10	77	あまりない	2.7	2.8	2.2	2.7
ある程度	11	21	6	38	ある程度	1.8	1.2	1.3	1.3
かなり	3	4	0	7	かなり	0.5	0.2		0.2
非常に頻繁	2	1	2	5	非常に頻繁	0.3	0.1	0.4	0.2
EN	163	428	79	670	EN	26.0	24.0	17.6	23.4
N-EN	464	1354	370	2188	N-EN	74.0	76.0	82.4	76.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 有料でメディアに広告・宣伝を掲載する (c0709)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくない	132	321	56	509	まったくない	21.1	18.0	12.5	17.8
あまりない	16	72	14	102	あまりない	2.6	4.0	3.1	3.6
ある程度	6	35	11	52	ある程度	1.0	2.0	2.4	1.8
かなり	4	12	2	18	かなり	0.6	0.7	0.4	0.6
非常に頻繁	0	1	1	2	非常に頻繁		0.1	0.2	0.1
EN	158	441	84	683	EN	25.2	24.7	18.7	23.9
N-EN	469	1341	365	2175	N-EN	74.8	75.3	81.3	76.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 他の団体と連合し、共同行動をとる (c0710)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくない	122	291	50	463	まったくない	19.5	16.3	11.1	16.2
あまりない	20	89	11	120	あまりない	3.2	5.0	2.4	4.2
ある程度	21	54	20	95	ある程度	3.3	3.0	4.5	3.3
かなり	12	13	3	28	かなり	1.9	0.7	0.7	1.0
非常に頻繁	0	3	2	5	非常に頻繁		0.2	0.4	0.2
EN	175	450	86	711	EN	27.9	25.3	19.2	24.9
N-EN	452	1332	363	2147	N-EN	72.1	74.7	80.8	75.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 司法を通じて問題を解決する (c0711)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくない	131	356	65	552	まったくない	20.9	20.0	14.5	19.3
あまりない	18	47	4	69	あまりない	2.9	2.6	0.9	2.4
ある程度	4	29	4	37	ある程度	0.6	1.6	0.9	1.3
かなり	1	4	1	6	かなり	0.2	0.2	0.2	0.2
非常に頻繁	0	1	3	4	非常に頻繁		0.1	0.7	0.1
EN	154	437	77	668	EN	24.6	24.5	17.1	23.4
N-EN	473	1345	372	2190	N-EN	75.4	75.5	82.9	76.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 陳情に行く (c0712)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくない	143	374	69	586	まったくない	22.8	21.0	15.4	20.5
あまりない	8	29	0	37	あまりない	1.3	1.6		1.3
ある程度	1	16	1	18	ある程度	0.2	0.9	0.2	0.6
かなり	1	2	0	3	かなり	0.2	0.1		0.1
非常に頻繁	0	2	0	2	非常に頻繁		0.1		0.1
EN	153	423	70	646	EN	24.4	23.7	15.6	22.6
N-EN	474	1359	379	2212	N-EN	75.6	76.3	84.4	77.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 請願あるいは座り込みをする (c0713)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	144	394	69	607	まったくくない	23.0	22.1	15.4	21.2
あまりない	7	11	0	18	あまりない	1.1	0.6		0.6
ある程度	1	7	0	8	ある程度	0.2	0.4		0.3
かなり	1	0	0	1	かなり	0.2			0.0
非常に頻繁	0	1	0	1	非常に頻繁		0.1		0.0
EN	153	413	69	635	EN	24.4	23.2	15.4	22.2
N-EN	474	1369	380	2223	N-EN	75.6	76.8	84.6	77.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 大衆集会を開き、大衆の支持を獲得する (c0714)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	140	391	69	600	まったくくない	22.3	21.9	15.4	21.0
あまりない	11	13	0	24	あまりない	1.8	0.7		0.8
ある程度	1	8	1	10	ある程度	0.2	0.4	0.2	0.3
かなり	1	1	0	2	かなり	0.2	0.1		0.1
非常に頻繁	0	1	0	1	非常に頻繁		0.1		0.0
EN	153	414	70	637	EN	24.4	23.2	15.6	22.3
N-EN	474	1368	379	2221	N-EN	75.6	76.8	84.4	77.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

15. その他 (c0715)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	96	207	31	334	まったくくない	15.3	11.6	6.9	11.7
あまりない	8	21	0	29	あまりない	1.3	1.2		1.0
ある程度	4	15	2	21	ある程度	0.6	0.8	0.4	0.7
かなり	6	6	6	18	かなり	1.0	0.3	1.3	0.6
非常に頻繁	0	3	2	5	非常に頻繁		0.2	0.4	0.2
EN	114	252	41	407	EN	18.2	14.1	9.1	14.2
N-EN	513	1530	408	2451	N-EN	81.8	85.9	90.9	85.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C8. あなたの団体は、各行政レベルの行政機関から政策の制定や執行に関して相談を受けたり、意見を求められたりすることがありますか。そのようなことがある場合には、具体的な行政機関名をお書きください。(c0800)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	168	468	122	758	ある	26.8	26.3	27.2	26.5
ない	313	939	242	1494	ない	49.9	52.7	53.9	52.3
EN	481	1407	364	2252	EN	76.7	79.0	81.1	78.8
N-EN	146	375	85	606	N-EN	23.3	21.0	18.9	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

中央政府 (c0801)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	17	32	8	57	ある	2.7	1.8	1.8	2.0
ない	152	428	110	690	ない	24.2	24.0	24.5	24.1
EN	169	460	118	747	EN	27.0	25.8	26.3	26.1
N-EN	458	1322	331	2111	N-EN	73.0	74.2	73.7	73.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

直轄市/省政府 (c0802)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	100	111	52	263	ある	15.9	6.2	11.6	9.2
ない	69	349	67	485	ない	11.0	19.6	14.9	17.0
EN	169	460	119	748	EN	27.0	25.8	26.5	26.2
N-EN	458	1322	330	2110	N-EN	73.0	74.2	73.5	73.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

区・県/地級市政府 (c0803)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	82	187	45	314	ある	13.1	10.5	10.0	11.0
ない	87	273	73	433	ない	13.9	15.3	16.3	15.2
EN	169	460	118	747	EN	27.0	25.8	26.3	26.1
N-EN	458	1322	331	2111	N-EN	73.0	74.2	73.7	73.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

県級政府 (c0804)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある		267	43	310	ある		15.0	9.6	13.9
ない		193	75	268	ない		10.8	16.7	12.0
EN		460	118	578	EN		25.8	26.3	25.9
N-EN		1322	331	1653	N-EN		74.2	73.7	74.1
N		1782	449	2231	N		100.0	100.0	100.0

C9. あなたの団体は、中央または地方政府に特定の政策や方針を〈実施〉するよう働きかけ、成功したことがありますか。(c0901)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	78	201	61	340	ある	12.4	11.3	13.6	11.9
ない	339	957	232	1528	ない	54.1	53.7	51.7	53.5
EN	417	1158	293	1868	EN	66.5	65.0	65.3	65.4
N-EN	210	624	156	990	N-EN	33.5	35.0	34.7	34.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C10. あなたの団体は、中央または地方政府に特定の政策や方針を〈修正〉あるいは〈停止〉するよう働きかけ、成功したことがありますか。(c1001)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	25	56	13	94	ある	4.0	3.1	2.9	3.3
ない	363	1013	261	1637	ない	57.9	56.8	58.1	57.3
EN	388	1069	274	1731	EN	61.9	60.0	61.0	60.6
N-EN	239	713	175	1127	N-EN	38.1	40.0	39.0	39.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C11. あなたの団体の主張をとおしたり、自らの権益を守ったりするためには、下記のどの政府機関と接触するのがより有効だと思われますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。

1. 党委員会機関 (c1101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
効果無し	20	49	9	78	効果無し	3.2	2.7	2.0	2.7
効果は小さい	25	53	13	91	効果は小さい	4.0	3.0	2.9	3.2
ふつう	24	98	20	142	ふつう	3.8	5.5	4.5	5.0
比較的有効	58	215	27	300	比較的有効	9.3	12.1	6.0	10.5
最も有効	68	220	63	351	最も有効	10.8	12.3	14.0	12.3
EN	195	635	132	962	EN	31.1	35.6	29.4	33.7
N-EN	432	1147	317	1896	N-EN	68.9	64.4	70.6	66.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 行政機関 (c1102)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
効果無し	13	35	5	53	効果無し	2.1	2.0	1.1	1.9
効果は小さい	18	70	10	98	効果は小さい	2.9	3.9	2.2	3.4
ふつう	50	191	30	271	ふつう	8.0	10.7	6.7	9.5
比較的有効	179	482	119	780	比較的有効	28.5	27.0	26.5	27.3
最も有効	116	291	104	511	最も有効	18.5	16.3	23.2	17.9
EN	376	1069	268	1713	EN	60.0	60.0	59.7	59.9
N-EN	251	713	181	1145	N-EN	40.0	40.0	40.3	40.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 人民代表大会 (c1103)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
効果無し	12	58	11	81	効果無し	1.9	3.3	2.4	2.8
効果は小さい	15	69	14	98	効果は小さい	2.4	3.9	3.1	3.4
ふつう	40	190	29	259	ふつう	6.4	10.7	6.5	9.1
比較的有効	53	179	36	268	比較的有効	8.5	10.0	8.0	9.4
最も有効	28	54	36	118	最も有効	4.5	3.0	8.0	4.1
EN	148	550	126	824	EN	23.6	30.9	28.1	28.8
N-EN	479	1232	323	2034	N-EN	76.4	69.1	71.9	71.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 政治協商会議 (c1104)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
効果無し	16	75	14	105	効果無し	2.6	4.2	3.1	3.7
効果は小さい	17	120	26	163	効果は小さい	2.7	6.7	5.8	5.7
ふつう	51	169	25	245	ふつう	8.1	9.5	5.6	8.6
比較的有効	46	115	22	183	比較的有効	7.3	6.5	4.9	6.4
最も有効	12	15	11	38	最も有効	1.9	0.8	2.4	1.3
EN	142	494	98	734	EN	22.6	27.7	21.8	25.7
N-EN	485	1288	351	2124	N-EN	77.4	72.3	78.2	74.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 裁判所 (c1105)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
効果無し	24	126	19	169	効果無し	3.8	7.1	4.2	5.9
効果は小さい	23	89	18	130	効果は小さい	3.7	5.0	4.0	4.5
ふつう	45	107	16	168	ふつう	7.2	6.0	3.6	5.9
比較的有効	24	66	24	114	比較的有効	3.8	3.7	5.3	4.0
最も有効	15	28	21	64	最も有効	2.4	1.6	4.7	2.2
EN	131	416	98	645	EN	20.9	23.3	21.8	22.6
N-EN	496	1366	351	2213	N-EN	79.1	76.7	78.2	77.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

Q12. あなたの団体は、日常活動する上で必要な情報をどこから得ていますか。次の中から重要な順に3つまでお答えください。

情報源 1 位 (c1201)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
中央政府	57	139	62	258	中央政府	9.1	7.8	13.8	9.0
地方政府	203	475	134	812	地方政府	32.4	26.7	29.8	28.4
党組織	25	78	19	122	党組織	4.0	4.4	4.2	4.3
全国人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	1	1	1	3	全国人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	0.2	0.1	0.2	0.1
地方人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	4	17	3	24	地方人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	0.6	1.0	0.7	0.8
学者・専門家	47	122	48	217	学者・専門家	7.5	6.8	10.7	7.6
一般のマスメディ ア	17	60	10	87	一般のマスメディ ア	2.7	3.4	2.2	3.0
専門紙・業界紙	51	238	35	324	専門紙・業界紙	8.1	13.4	7.8	11.3
他の社会団体	12	43	4	59	他の社会団体	1.9	2.4	0.9	2.1
団体のメンバー	36	126	9	171	団体のメンバー	5.7	7.1	2.0	6.0
企業	23	50	7	80	企業	3.7	2.8	1.6	2.8
非公式のルート	1	5	1	7	非公式のルート	0.2	0.3	0.2	0.2
その他	12	47	8	67	その他	1.9	2.6	1.8	2.3
EN	489	1401	341	2231	EN	78.0	78.6	75.9	78.1
N-EN	138	381	108	627	N-EN	22.0	21.4	24.1	21.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

情報源 2 位 (c1202)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
中央政府	13	26	16	55	中央政府	2.1	1.5	3.6	1.9
地方政府	74	235	86	395	地方政府	11.8	13.2	19.2	13.8
党組織	21	69	25	115	党組織	3.3	3.9	5.6	4.0
全国人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	5	4	3	12	全国人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	0.8	0.2	0.7	0.4
地方人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	9	34	13	56	地方人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	1.4	1.9	2.9	2.0
学者・専門家	72	184	51	307	学者・専門家	11.5	10.3	11.4	10.7
一般のマスメディ ア	43	139	22	204	一般のマスメディ ア	6.9	7.8	4.9	7.1
専門紙・業界紙	112	292	59	463	専門紙・業界紙	17.9	16.4	13.1	16.2
他の社会団体	26	91	14	131	他の社会団体	4.1	5.1	3.1	4.6
団体のメンバー	72	208	24	304	団体のメンバー	11.5	11.7	5.3	10.6
企業	24	50	7	81	企業	3.8	2.8	1.6	2.8
非公式のルート	4	6	1	11	非公式のルート	0.6	0.3	0.2	0.4
その他	5	21	6	32	その他	0.8	1.2	1.3	1.1
EN	480	1359	327	2166	EN	76.6	76.3	72.8	75.8
N-EN	147	423	122	692	N-EN	23.4	23.7	27.2	24.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

情報源3位 (c1203)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
中央政府	11	15	13	39	中央政府	1.8	0.8	2.9	1.4
地方政府	26	109	17	152	地方政府	4.1	6.1	3.8	5.3
党組織	24	41	31	96	党組織	3.8	2.3	6.9	3.4
全国人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	0	2	3	5	全国人民代表大会 代表/政治協商会 議委員		0.1	0.7	0.2
地方人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	9	20	15	44	地方人民代表大会 代表/政治協商会 議委員	1.4	1.1	3.3	1.5
学者・専門家	45	146	59	250	学者・専門家	7.2	8.2	13.1	8.7
一般のマスメディア	43	130	38	211	一般のマスメディア	6.9	7.3	8.5	7.4
専門紙・業界紙	74	233	42	349	専門紙・業界紙	11.8	13.1	9.4	12.2
他の社会団体	53	134	16	203	他の社会団体	8.5	7.5	3.6	7.1
団体のメンバー	97	280	48	425	団体のメンバー	15.5	15.7	10.7	14.9
企業	37	84	25	146	企業	5.9	4.7	5.6	5.1
非公式のルート	11	41	4	56	非公式のルート	1.8	2.3	0.9	2.0
その他	5	29	2	36	その他	0.8	1.6	0.4	1.3
EN	435	1264	313	2012	EN	69.4	70.9	69.7	70.4
N-EN	192	518	136	846	N-EN	30.6	29.1	30.3	29.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C13. 過去の3年間に、あなたの団体はマスコミに何回ぐらいとりあげられましたか。おおよその数をお答えください。(c1301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0回	79	96	232	407	0回	12.6	5.4	51.7	14.2
1～4回	173	573	129	875	1～4回	27.6	32.2	28.7	30.6
5～9回	58	218	37	313	5～9回	9.3	12.2	8.2	11.0
10～19回	46	183	27	256	10～19回	7.3	10.3	6.0	9.0
20～29回	16	42	7	65	20～29回	2.6	2.4	1.6	2.3
30～49回	5	32	6	43	30～49回	0.8	1.8	1.3	1.5
50～99回	2	17	2	21	50～99回	0.3	1.0	0.4	0.7
100回～	10	18	2	30	100回～	1.6	1.0	0.4	1.0
EN	389	1179	442	2010	EN	62.0	66.2	98.4	70.3
N-EN	238	603	7	848	N-EN	38.0	33.8	1.6	29.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C14. あなたの団体は全国人民代表大会または地方人民代表大会の立法活動に影響を与える活動を展開したことがありますか。

全国人民代表大会に対して (c1401)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	7	16	0	23	ある	1.1	0.9		0.8
ない	330	803	194	1327	ない	52.6	45.1	43.2	46.4
EN	337	819	194	1350	EN	53.7	46.0	43.2	47.2
N-EN	290	963	255	1508	N-EN	46.3	54.0	56.8	52.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

市/省人民代表大会に対して (c1402)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	20	39	20	79	ある	3.2	2.2	4.5	2.8
ない	332	809	194	1335	ない	53.0	45.4	43.2	46.7
EN	352	848	214	1414	EN	56.1	47.6	47.7	49.5
N-EN	275	934	235	1444	N-EN	43.9	52.4	52.3	50.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

区・県/地級市人民代表大会に対して (c1403)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	20	46	16	82	ある	3.2	2.6	3.6	2.9
ない	340	807	196	1343	ない	54.2	45.3	43.7	47.0
EN	360	853	212	1425	EN	57.4	47.9	47.2	49.9
N-EN	267	929	237	1433	N-EN	42.6	52.1	52.8	50.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

県級人民代表大会に対して (c1404)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある		84	13	97	ある		4.7	2.9	4.3
ない		844	195	1039	ない		47.4	43.4	46.6
EN		928	208	1136	EN		52.1	46.3	50.9
N-EN		854	241	1095	N-EN		47.9	53.7	49.1
N		1782	449	2231	N		100.0	100.0	100.0

C15. あなたの団体は、人民代表大会代表の選挙において以下のような活動をしたことがありますか。次の尺度にしたがって、後ろの番号を選んでください。

1. 会員に対し決められた時間に投票するよう呼びかける (c1501)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	284	551	135	970	まったくくない	45.3	30.9	30.1	33.9
あまりない	15	58	11	84	あまりない	2.4	3.3	2.4	2.9
ふつう	37	77	17	131	ふつう	5.9	4.3	3.8	4.6
かなり頻繁	7	22	9	38	かなり頻繁	1.1	1.2	2.0	1.3
非常に頻繁	7	26	7	40	非常に頻繁	1.1	1.5	1.6	1.4
EN	350	734	179	1263	EN	55.8	41.2	39.9	44.2
N-EN	277	1048	270	1595	N-EN	44.2	58.8	60.1	55.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 特定の候補者に投票するように、会員に呼びかける (c1502)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	300	612	144	1056	まったくくない	47.8	34.3	32.1	36.9
あまりない	7	19	8	34	あまりない	1.1	1.1	1.8	1.2
ふつう	6	15	3	24	ふつう	1.0	0.8	0.7	0.8
かなり頻繁	4	7	1	12	かなり頻繁	0.6	0.4	0.2	0.4
非常に頻繁	0	4	3	7	非常に頻繁		0.2	0.7	0.2
EN	317	657	159	1133	EN	50.6	36.9	35.4	39.6
N-EN	310	1125	290	1725	N-EN	49.4	63.1	64.6	60.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 特定の候補者に投票するよう、会員を通じて一般の人に呼びかける (c1503)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	303	628	146	1077	まったくくない	48.3	35.2	32.5	37.7
あまりない	6	15	4	25	あまりない	1.0	0.8	0.9	0.9
ふつう	4	11	3	18	ふつう	0.6	0.6	0.7	0.6
かなり頻繁	2	2	0	4	かなり頻繁	0.3	0.1		0.1
非常に頻繁	0	2	2	4	非常に頻繁		0.1	0.4	0.1
EN	315	658	155	1128	EN	50.2	36.9	34.5	39.5
N-EN	312	1124	294	1730	N-EN	49.8	63.1	65.5	60.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 特定の候補者に資金や物資の援助をする (c1504)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	306	638	151	1095	まったくくない	48.8	35.8	33.6	38.3
あまりない	4	10	1	15	あまりない	0.6	0.6	0.2	0.5
ふつう	1	2	0	3	ふつう	0.2	0.1		0.1
非常に頻繁	0	1	2	3	非常に頻繁		0.1	0.4	0.1
EN	311	651	154	1116	EN	49.6	36.5	34.3	39.0
N-EN	316	1131	295	1742	N-EN	50.4	63.5	65.7	61.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 特定の候補者の選挙運動に、人員の援助をする (c1505)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	303	637	149	1089	まったくくない	48.3	35.7	33.2	38.1
あまりない	7	12	2	21	あまりない	1.1	0.7	0.4	0.7
ふつう	1	4	2	7	ふつう	0.2	0.2	0.4	0.2
かなり頻繁	2	0	0	2	かなり頻繁	0.3			0.1
非常に頻繁	0	1	2	3	非常に頻繁		0.1	0.4	0.1
EN	313	654	155	1122	EN	49.9	36.7	34.5	39.3
N-EN	314	1128	294	1736	N-EN	50.1	63.3	65.5	60.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 会員を候補者として推薦する (c1506)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
まったくくない	289	576	140	1005	まったくくない	46.1	32.3	31.2	35.2
あまりない	16	62	14	92	あまりない	2.6	3.5	3.1	3.2
ふつう	12	51	11	74	ふつう	1.9	2.9	2.4	2.6
かなり頻繁	4	19	4	27	かなり頻繁	0.6	1.1	0.9	0.9
非常に頻繁	0	8	7	15	非常に頻繁		0.4	1.6	0.5
EN	321	716	176	1213	EN	51.2	40.2	39.2	42.4
N-EN	306	1066	273	1645	N-EN	48.8	59.8	60.8	57.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C16. 1990年以降、国と北京市によって制定・公布された重要な法律と法規に対するあなたの団体の態度は如何ですか。立法の過程において政府機関に団体の意見を提出したことがありますか。政府の最終的な政策決定に満足していますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。(北京市、浙江省)

C16. 1990年以降、国と黒龍江省によって制定・公布された重要な法律と法規に対するあなたの団体の態度は如何ですか。立法の過程において政府機関に団体の意見を提出したことがありますか。政府の最終的な政策決定に満足していますか。次の尺度にしたがい、後ろの番号を選んでください。(黒龍江省)

法律と法規に対する賛否

1. 中華人民共和国消費者權益保護法 (c1610)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
反対	1	6	2	9	反対	0.2	0.3	0.4	0.3
中立	13	34	13	60	中立	2.1	1.9	2.9	2.1
賛成	339	843	199	1381	賛成	54.1	47.3	44.3	48.3
EN	353	883	214	1450	EN	56.3	49.6	47.7	50.7
N-EN	274	899	235	1408	N-EN	43.7	50.4	52.3	49.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 中華人民共和國行政處罰法 (c1611)

度数	北京市	浙江省	黑龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黑龍江省	合計
反对	1	4	3	8	反对	0.2	0.2	0.7	0.3
中立	17	60	16	93	中立	2.7	3.4	3.6	3.3
賛成	302	757	176	1235	賛成	48.2	42.5	39.2	43.2
EN	320	821	195	1336	EN	51.0	46.1	43.4	46.7
N-EN	307	961	254	1522	N-EN	49.0	53.9	56.6	53.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 中華人民共和國刑法 (c1612)

度数	北京市	浙江省	黑龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黑龍江省	合計
反对	0	5	1	6	反对		0.3	0.2	0.2
中立	23	45	17	85	中立	3.7	2.5	3.8	3.0
賛成	290	758	172	1220	賛成	46.3	42.5	38.3	42.7
EN	313	808	190	1311	EN	49.9	45.3	42.3	45.9
N-EN	314	974	259	1547	N-EN	50.1	54.7	57.7	54.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 中華人民共和國契約法 (c1613)

度数	北京市	浙江省	黑龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黑龍江省	合計
反对	1	6	3	10	反对	0.2	0.3	0.7	0.3
中立	17	49	18	84	中立	2.7	2.7	4.0	2.9
賛成	302	774	174	1250	賛成	48.2	43.4	38.8	43.7
EN	320	829	195	1344	EN	51.0	46.5	43.4	47.0
N-EN	307	953	254	1514	N-EN	49.0	53.5	56.6	53.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 中華人民共和國婚姻法 (c1614)

度数	北京市	浙江省	黑龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黑龍江省	合計
反对	3	8	2	13	反对	0.5	0.4	0.4	0.5
中立	20	59	25	104	中立	3.2	3.3	5.6	3.6
賛成	290	748	155	1193	賛成	46.3	42.0	34.5	41.7
EN	313	815	182	1310	EN	49.9	45.7	40.5	45.8
N-EN	314	967	267	1548	N-EN	50.1	54.3	59.5	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 北京市個人經營・私營企業雇用労働者管理暫定行弁法 (北京市) (c1615)

6. 浙江省偽物商品生産販売取締条例 (浙江省) (c1615)

6. 黑龍江省消費者權益保護条例 (黑龍江省) (c1615)

度数	北京市	浙江省	黑龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黑龍江省	合計
反对	1	9	5	15	反对	0.2	0.5	1.1	0.5
中立	33	41	14	88	中立	5.3	2.3	3.1	3.1
賛成	265	776	177	1218	賛成	42.3	43.5	39.4	42.6
EN	299	826	196	1321	EN	47.7	46.4	43.7	46.2
N-EN	328	956	253	1537	N-EN	52.3	53.6	56.3	53.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 北京市社会治安綜合管理条例（北京市）（c1616）
 7. 浙江省職工失業保險条例（浙江省）（c1616）
 7. 黒龍江省失業保險条例（黒龍江省）（c1616）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
反対	0	9	5	14	反対		0.5	1.1	0.5
中立	19	75	34	128	中立	3.0	4.2	7.6	4.5
賛成	293	726	148	1167	賛成	46.7	40.7	33.0	40.8
EN	312	810	187	1309	EN	49.8	45.5	41.6	45.8
N-EN	315	972	262	1549	N-EN	50.2	54.5	58.4	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 北京市花火・爆竹打ち上げ禁止に関する規定（北京市）（c1617）
 8. 浙江省無許可經營取締条例（浙江省）（c1617）
 8. 黒龍江省都市熱供給条例（黒龍江省）（c1617）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
反対	7	7	4	18	反対	1.1	0.4	0.9	0.6
中立	35	67	36	138	中立	5.6	3.8	8.0	4.8
賛成	282	732	139	1153	賛成	45.0	41.1	31.0	40.3
EN	324	806	179	1309	EN	51.7	45.2	39.9	45.8
N-EN	303	976	270	1549	N-EN	48.3	54.8	60.1	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 北京市行政・事業・料金徴収管理条例（北京市）（c1618）
 9. 浙江省職工基本養老保險条例（浙江省）（c1618）
 9. 黒龍江省私営企業工会条例（黒龍江省）（c1618）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
反対	2	10	1	13	反対	0.3	0.6	0.2	0.5
中立	42	68	37	147	中立	6.7	3.8	8.2	5.1
賛成	270	758	130	1158	賛成	43.1	42.5	29.0	40.5
EN	314	836	168	1318	EN	50.1	46.9	37.4	46.1
N-EN	313	946	281	1540	N-EN	49.9	53.1	62.6	53.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 北京市労働市場管理条例（北京市）（c1619）
 10. 浙江省『中華人民共和國消費者權益保護法』実施弁法（浙江省）（c1619）
 10. 黒龍江省行政による法執行規範化条例（黒龍江省）（c1619）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
反対	1	12	3	16	反対	0.2	0.7	0.7	0.6
中立	37	58	27	122	中立	5.9	3.3	6.0	4.3
賛成	266	789	152	1207	賛成	42.4	44.3	33.9	42.2
EN	304	859	182	1345	EN	48.5	48.2	40.5	47.1
N-EN	323	923	267	1513	N-EN	51.5	51.8	59.5	52.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

立法過程における意見の提出

1. 中華人民共和國消費者權益保護法（c1620）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	72	200	45	317	弱い	11.5	11.2	10.0	11.1
ふつう	95	274	60	429	ふつう	15.2	15.4	13.4	15.0
強い	44	120	39	203	強い	7.0	6.7	8.7	7.1
EN	211	594	144	949	EN	33.7	33.3	32.1	33.2
N-EN	416	1188	305	1909	N-EN	66.3	66.7	67.9	66.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 中華人民共和国行政処罰法 (c1621)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	69	197	45	311	弱い	11.0	11.1	10.0	10.9
ふつう	101	289	61	451	ふつう	16.1	16.2	13.6	15.8
強い	28	71	34	133	強い	4.5	4.0	7.6	4.7
EN	198	557	140	895	EN	31.6	31.3	31.2	31.3
N-EN	429	1225	309	1963	N-EN	68.4	68.7	68.8	68.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 中華人民共和国刑法 (c1622)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	70	197	46	313	弱い	11.2	11.1	10.2	11.0
ふつう	95	274	58	427	ふつう	15.2	15.4	12.9	14.9
強い	27	72	29	128	強い	4.3	4.0	6.5	4.5
EN	192	543	133	868	EN	30.6	30.5	29.6	30.4
N-EN	435	1239	316	1990	N-EN	69.4	69.5	70.4	69.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 中華人民共和国契約法 (c1623)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	71	197	41	309	弱い	11.3	11.1	9.1	10.8
ふつう	99	278	67	444	ふつう	15.8	15.6	14.9	15.5
強い	32	82	27	141	強い	5.1	4.6	6.0	4.9
EN	202	557	135	894	EN	32.2	31.3	30.1	31.3
N-EN	425	1225	314	1964	N-EN	67.8	68.7	69.9	68.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 中華人民共和国婚姻法 (c1624)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	69	202	45	316	弱い	11.0	11.3	10.0	11.1
ふつう	103	267	58	428	ふつう	16.4	15.0	12.9	15.0
強い	22	80	28	130	強い	3.5	4.5	6.2	4.5
EN	194	549	131	874	EN	30.9	30.8	29.2	30.6
N-EN	433	1233	318	1984	N-EN	69.1	69.2	70.8	69.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 北京市個人経営・私営企業雇用労働者管理暫定行弁法 (北京市) (c1625)

6. 浙江省偽物商品生産販売取締条例 (浙江省) (c1625)

6. 黒龍江省消費者權益保護条例 (黒龍江省) (c1625)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	70	189	39	298	弱い	11.2	10.6	8.7	10.4
ふつう	104	259	59	422	ふつう	16.6	14.5	13.1	14.8
強い	24	116	39	179	強い	3.8	6.5	8.7	6.3
EN	198	564	137	899	EN	31.6	31.6	30.5	31.5
N-EN	429	1218	312	1959	N-EN	68.4	68.4	69.5	68.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 北京市社会治安総合管理条例（北京市）（c1626）
 7. 浙江省職工失業保険条例（浙江省）（c1626）
 7. 黒龍江省失業保険条例（黒龍江省）（c1626）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	65	193	46	304	弱い	10.4	10.8	10.2	10.6
ふつう	92	264	57	413	ふつう	14.7	14.8	12.7	14.5
強い	35	100	30	165	強い	5.6	5.6	6.7	5.8
EN	192	557	133	882	EN	30.6	31.3	29.6	30.9
N-EN	435	1225	316	1976	N-EN	69.4	68.7	70.4	69.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 北京市花火・爆竹打ち上げ禁止に関する規定（北京市）（c1627）
 8. 浙江省無許可経営取締条例（浙江省）（c1627）
 8. 黒龍江省都市熱供給条例（黒龍江省）（c1627）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	71	192	44	307	弱い	11.3	10.8	9.8	10.7
ふつう	95	276	62	433	ふつう	15.2	15.5	13.8	15.2
強い	39	95	30	164	強い	6.2	5.3	6.7	5.7
EN	205	563	136	904	EN	32.7	31.6	30.3	31.6
N-EN	422	1219	313	1954	N-EN	67.3	68.4	69.7	68.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 北京市行政・事業・料金徴収管理条例（北京市）（c1628）
 9. 浙江省職工基本養老保険条例（浙江省）（c1628）
 9. 黒龍江省私営企業工会条例（黒龍江省）（c1628）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	67	182	46	295	弱い	10.7	10.2	10.2	10.3
ふつう	100	272	57	429	ふつう	15.9	15.3	12.7	15.0
強い	34	116	22	172	強い	5.4	6.5	4.9	6.0
EN	201	570	125	896	EN	32.1	32.0	27.8	31.4
N-EN	426	1212	324	1962	N-EN	67.9	68.0	72.2	68.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 北京市労働市場管理条例（北京市）（c1629）
 10. 浙江省『中華人民共和国消費者權益保護法』実施弁法（浙江省）（c1629）
 10. 黒龍江省行政による法執行規範化条例（黒龍江省）（c1629）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
弱い	71	184	43	298	弱い	11.3	10.3	9.6	10.4
ふつう	102	279	57	438	ふつう	16.3	15.7	12.7	15.3
強い	23	128	29	180	強い	3.7	7.2	6.5	6.3
EN	196	591	129	916	EN	31.3	33.2	28.7	32.1
N-EN	431	1191	320	1942	N-EN	68.7	66.8	71.3	67.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

政策決定に対する満足度

1. 中華人民共和国消費者權益保護法（c1630）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	9	22	5	36	不満足	1.4	1.2	1.1	1.3
満足	175	483	89	747	満足	27.9	27.1	19.8	26.1
非常に満足	97	212	79	388	非常に満足	15.5	11.9	17.6	13.6
EN	281	717	173	1171	EN	44.8	40.2	38.5	41.0
N-EN	346	1065	276	1687	N-EN	55.2	59.8	61.5	59.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 中華人民共和國行政處罰法 (c1631)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	10	31	8	49	不満足	1.6	1.7	1.8	1.7
満足	168	471	92	731	満足	26.8	26.4	20.5	25.6
非常に満足	84	164	67	315	非常に満足	13.4	9.2	14.9	11.0
EN	262	666	167	1095	EN	41.8	37.4	37.2	38.3
N-EN	365	1116	282	1763	N-EN	58.2	62.6	62.8	61.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 中華人民共和國刑法 (c1632)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	8	14	10	32	不満足	1.3	0.8	2.2	1.1
満足	167	463	87	717	満足	26.6	26.0	19.4	25.1
非常に満足	83	178	60	321	非常に満足	13.2	10.0	13.4	11.2
EN	258	655	157	1070	EN	41.1	36.8	35.0	37.4
N-EN	369	1127	292	1788	N-EN	58.9	63.2	65.0	62.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 中華人民共和國契約法 (c1633)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	7	20	6	33	不満足	1.1	1.1	1.3	1.2
満足	170	475	95	740	満足	27.1	26.7	21.2	25.9
非常に満足	84	178	59	321	非常に満足	13.4	10.0	13.1	11.2
EN	261	673	160	1094	EN	41.6	37.8	35.6	38.3
N-EN	366	1109	289	1764	N-EN	58.4	62.2	64.4	61.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 中華人民共和國婚姻法 (c1634)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	9	21	4	34	不満足	1.4	1.2	0.9	1.2
満足	169	463	93	725	満足	27.0	26.0	20.7	25.4
非常に満足	82	174	58	314	非常に満足	13.1	9.8	12.9	11.0
EN	260	658	155	1073	EN	41.5	36.9	34.5	37.5
N-EN	367	1124	294	1785	N-EN	58.5	63.1	65.5	62.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 北京市個人經營・私營企業雇用労働者管理暫定行弁法 (北京市) (c1635)

6. 浙江省偽物商品生産販売取締条例 (浙江省) (c1635)

6. 黒龍江省消費者權益保護条例 (黒龍江省) (c1635)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	10	38	10	58	不満足	1.6	2.1	2.2	2.0
満足	165	450	89	704	満足	26.3	25.3	19.8	24.6
非常に満足	73	195	65	333	非常に満足	11.6	10.9	14.5	11.7
EN	248	683	164	1095	EN	39.6	38.3	36.5	38.3
N-EN	379	1099	285	1763	N-EN	60.4	61.7	63.5	61.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 北京市社会治安総合管理条例（北京市）（c1636）
 7. 浙江省職工失業保険条例（浙江省）（c1636）
 7. 黒龍江省失業保険条例（黒龍江省）（c1636）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	17	39	10	66	不満足	2.7	2.2	2.2	2.3
満足	160	463	94	717	満足	25.5	26.0	20.9	25.1
非常に満足	84	152	51	287	非常に満足	13.4	8.5	11.4	10.0
EN	261	654	155	1070	EN	41.6	36.7	34.5	37.4
N-EN	366	1128	294	1788	N-EN	58.4	63.3	65.5	62.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 北京市花火・爆竹打ち上げ禁止に関する規定（北京市）（c1637）
 8. 浙江省無許可経営取締条例（浙江省）（c1637）
 8. 黒龍江省都市熱供給条例（黒龍江省）（c1637）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	21	38	14	73	不満足	3.3	2.1	3.1	2.6
満足	158	450	93	701	満足	25.2	25.3	20.7	24.5
非常に満足	96	176	48	320	非常に満足	15.3	9.9	10.7	11.2
EN	275	664	155	1094	EN	43.9	37.3	34.5	38.3
N-EN	352	1118	294	1764	N-EN	56.1	62.7	65.5	61.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. 北京市行政・事業・料金徴収管理条例（北京市）（c1638）
 9. 浙江省職工基本養老保険条例（浙江省）（c1638）
 9. 黒龍江省私営企業工会条例（黒龍江省）（c1638）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	17	34	7	58	不満足	2.7	1.9	1.6	2.0
満足	176	470	99	745	満足	28.1	26.4	22.0	26.1
非常に満足	70	178	41	289	非常に満足	11.2	10.0	9.1	10.1
EN	263	682	147	1092	EN	41.9	38.3	32.7	38.2
N-EN	364	1100	302	1766	N-EN	58.1	61.7	67.3	61.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 北京市労働市場管理条例（北京市）（c1639）
 10. 浙江省『中華人民共和国消費者權益保護法』実施弁法（浙江省）（c1639）
 10. 黒龍江省行政による法執行規範化条例（黒龍江省）（c1639）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
不満足	13	33	12	58	不満足	2.1	1.9	2.7	2.0
満足	172	479	91	742	満足	27.4	26.9	20.3	26.0
非常に満足	71	199	49	319	非常に満足	11.3	11.2	10.9	11.2
EN	256	711	152	1119	EN	40.8	39.9	33.9	39.2
N-EN	371	1071	297	1739	N-EN	59.2	60.1	66.1	60.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C17. 総じて、あなたの団体は、活動対象とする区域内において、政府の政策決定に対しどの程度影響力をもっていますか。（c1701）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に強い	6	4	4	14	非常に強い	1.0	0.2	0.9	0.5
かなり強い	33	131	42	206	かなり強い	5.3	7.4	9.4	7.2
ある程度	40	119	32	191	ある程度	6.4	6.7	7.1	6.7
あまりない	211	700	172	1083	あまりない	33.7	39.3	38.3	37.9
まったくない	119	293	61	473	まったくない	19.0	16.4	13.6	16.6
言いにくい	118	285	75	478	言いにくい	18.8	16.0	16.7	16.7
EN	527	1532	386	2445	EN	84.1	86.0	86.0	85.5
N-EN	100	250	63	413	N-EN	15.9	14.0	14.0	14.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

C18. 一般的に言って、あなたの団体と政府機関の関係は緊密ですか。(c1800)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に緊密	44	56	34	134	非常に緊密	7.0	3.1	7.6	4.7
比較的緊密	173	495	135	803	比較的緊密	27.6	27.8	30.1	28.1
ふつう	160	513	117	790	ふつう	25.5	28.8	26.1	27.6
交流は少ない	82	336	66	484	交流は少ない	13.1	18.9	14.7	16.9
交流はない	25	50	13	88	交流はない	4.0	2.8	2.9	3.1
言いにくい	20	51	13	84	言いにくい	3.2	2.9	2.9	2.9
EN	504	1501	378	2383	EN	80.4	84.2	84.2	83.4
N-EN	123	281	71	475	N-EN	19.6	15.8	15.8	16.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

上の問題に1-4の回答を選んだ方は次の問題に答えてください。

政府機関と連絡をとる際、あなたの団体が主体的に連絡する場合がありますか。それとも政府機関が主体的に連絡をとることが多いですか。(c1801)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
政府機関が主体的に連絡を取ることが多い	12	21	4	37	政府機関が主体的に連絡を取ることが多い	1.9	1.2	0.9	1.3
政府機関が主体的に連絡を取ることが比較的多い	23	87	26	136	政府機関が主体的に連絡を取ることが比較的多い	3.7	4.9	5.8	4.8
双方は同程度主体的である	100	240	59	399	双方は同程度主体的である	15.9	13.5	13.1	14.0
団体が主体的に連絡を取ることが比較的多い	178	656	137	971	団体が主体的に連絡を取ることが比較的多い	28.4	36.8	30.5	34.0
団体が主体的に連絡を取ることが多い	73	303	63	439	団体が主体的に連絡を取ることが多い	11.6	17.0	14.0	15.4
EN	386	1307	289	1982	EN	61.6	73.3	64.4	69.3
N-EN	241	475	160	876	N-EN	38.4	26.7	35.6	30.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

第四部

D1. あなたの団体はどの方式で現在の事務所を確保したのですか。(d0100)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
自分で財産権を有する	71	104	51	226	自分で財産権を有する	11.3	5.8	11.4	7.9
賃借りする	88	143	41	272	賃借りする	14.0	8.0	9.1	9.5
無料で借用	330	1009	228	1567	無料で借用	52.6	56.6	50.8	54.8
EN	489	1256	320	2065	EN	78.0	70.5	71.3	72.3
N-EN	138	526	129	793	N-EN	22.0	29.5	28.7	27.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

1. 自分で財産権を有する → 面積は_____平米 (d0101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0	556	1678	398	2632	0	88.7	94.2	88.6	92.1
1～19	4	5	1	10	1～19	0.6	0.3	0.2	0.3
20～39	10	20	9	39	20～39	1.6	1.1	2.0	1.4
40～59	8	9	4	21	40～59	1.3	0.5	0.9	0.7
60～79	7	3	3	13	60～79	1.1	0.2	0.7	0.5
80～99	1	1	7	9	80～99	0.2	0.1	1.6	0.3
100～	22	54	27	103	100～	3.5	3.0	6.0	3.6
EN	608	1770	449	2827	EN	97.0	99.3	100.0	98.9
N-EN	19	12	0	31	N-EN	3.0	0.7		1.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 賃借りする (d0102)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
業務主管機関の部屋を賃借り	28	42	13	83	業務主管機関の部屋を賃借り	4.5	2.4	2.9	2.9
その他政府機関の部屋を賃借り	9	11	4	24	その他政府機関の部屋を賃借り	1.4	0.6	0.9	0.8
関係者以外の部屋を賃借り	37	62	19	118	関係者以外の部屋を賃借り	5.9	3.5	4.2	4.1
団体会員の部屋を賃借り	9	21	2	32	団体会員の部屋を賃借り	1.4	1.2	0.4	1.1
個人会員の住宅を賃借り	1	4	0	5	個人会員の住宅を賃借り	0.2	0.2		0.2
EN	84	140	38	262	EN	13.4	7.9	8.5	9.2
N-EN	543	1642	411	2596	N-EN	86.6	92.1	91.5	90.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 無料で借用 (d0103)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
業務主管機関の部屋を借用	216	644	150	1010	業務主管機関の部屋を借用	34.4	36.1	33.4	35.3
その他政府機関の部屋を借用	22	82	12	116	その他政府機関の部屋を借用	3.5	4.6	2.7	4.1
関係者以外の部屋を借用	3	22	4	29	関係者以外の部屋を借用	0.5	1.2	0.9	1.0
団体会員の部屋を借用	51	164	42	257	団体会員の部屋を借用	8.1	9.2	9.4	9.0
個人会員の住宅を借用	9	31	2	42	個人会員の住宅を借用	1.4	1.7	0.4	1.5
EN	301	943	210	1454	EN	48.0	52.9	46.8	50.9
N-EN	326	839	239	1404	N-EN	52.0	47.1	53.2	49.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D2. あなたの団体の2000年度の総経費のうち各種経費財源の占める割合はどのくらいですか。（注：黒龍江省は2002年度）

政府財政による補助金（d0201）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	318	985	251	1554	0%	50.7	55.3	55.9	54.4
1～10%	17	79	6	102	1～10%	2.7	4.4	1.3	3.6
11～20%	10	41	6	57	11～20%	1.6	2.3	1.3	2.0
21～30%	12	35	5	52	21～30%	1.9	2.0	1.1	1.8
31～40%	12	37	1	50	31～40%	1.9	2.1	0.2	1.7
41～50%	22	39	2	63	41～50%	3.5	2.2	0.4	2.2
51～60%	9	19	2	30	51～60%	1.4	1.1	0.4	1.0
61～70%	7	25	6	38	61～70%	1.1	1.4	1.3	1.3
71～80%	8	48	8	64	71～80%	1.3	2.7	1.8	2.2
81～90%	13	48	4	65	81～90%	2.1	2.7	0.9	2.3
91～100%	43	115	38	196	91～100%	6.9	6.5	8.5	6.9
EN	471	1471	329	2271	EN	75.1	82.5	73.3	79.5
N-EN	156	311	120	587	N-EN	24.9	17.5	26.7	20.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会費（d0202）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	321	706	237	1264	0%	51.2	39.6	52.8	44.2
1～10%	81	269	32	382	1～10%	12.9	15.1	7.1	13.4
11～20%	40	106	30	176	11～20%	6.4	5.9	6.7	6.2
21～30%	24	66	8	98	21～30%	3.8	3.7	1.8	3.4
31～40%	13	35	3	51	31～40%	2.1	2.0	0.7	1.8
41～50%	28	55	10	93	41～50%	4.5	3.1	2.2	3.3
51～60%	8	34	4	46	51～60%	1.3	1.9	0.9	1.6
61～70%	12	41	5	58	61～70%	1.9	2.3	1.1	2.0
71～80%	13	62	14	89	71～80%	2.1	3.5	3.1	3.1
81～90%	7	56	9	72	81～90%	1.1	3.1	2.0	2.5
91～100%	69	233	76	378	91～100%	11.0	13.1	16.9	13.2
EN	616	1663	428	2707	EN	98.2	93.3	95.3	94.7
N-EN	11	119	21	151	N-EN	1.8	6.7	4.7	5.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

各種寄付金（d0203）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	516	1296	388	2200	0%	82.3	72.7	86.4	77.0
1～10%	24	90	14	128	1～10%	3.8	5.1	3.1	4.5
11～20%	14	71	8	93	11～20%	2.2	4.0	1.8	3.3
21～30%	10	46	3	59	21～30%	1.6	2.6	0.7	2.1
31～40%	5	24	5	34	31～40%	0.8	1.3	1.1	1.2
41～50%	14	41	6	61	41～50%	2.2	2.3	1.3	2.1
51～60%	4	24	4	32	51～60%	0.6	1.3	0.9	1.1
61～70%	6	37	1	44	61～70%	1.0	2.1	0.2	1.5
71～80%	7	33	5	45	71～80%	1.1	1.9	1.1	1.6
81～90%	7	33	2	42	81～90%	1.1	1.9	0.4	1.5
91～100%	12	40	7	59	91～100%	1.9	2.2	1.6	2.1
EN	619	1735	443	2797	EN	98.7	97.4	98.7	97.9
N-EN	8	47	6	61	N-EN	1.3	2.6	1.3	2.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

団体収入 (d0204)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	434	1274	355	2063	0%	69.2	71.5	79.1	72.2
1～10%	23	107	15	145	1～10%	3.7	6.0	3.3	5.1
11～20%	27	65	14	106	11～20%	4.3	3.6	3.1	3.7
21～30%	11	26	7	44	21～30%	1.8	1.5	1.6	1.5
31～40%	10	30	6	46	31～40%	1.6	1.7	1.3	1.6
41～50%	19	32	7	58	41～50%	3.0	1.8	1.6	2.0
51～60%	9	18	4	31	51～60%	1.4	1.0	0.9	1.1
61～70%	16	19	4	39	61～70%	2.6	1.1	0.9	1.4
71～80%	11	30	7	48	71～80%	1.8	1.7	1.6	1.7
81～90%	19	41	11	71	81～90%	3.0	2.3	2.4	2.5
91～100%	33	90	15	138	91～100%	5.3	5.1	3.3	4.8
EN	612	1732	445	2789	EN	97.6	97.2	99.1	97.6
N-EN	15	50	4	69	N-EN	2.4	2.8	0.9	2.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

その他 (d0205)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	539	1519	384	2442	0%	86.0	85.2	85.5	85.4
1～10%	6	49	7	62	1～10%	1.0	2.7	1.6	2.2
11～20%	6	20	5	31	11～20%	1.0	1.1	1.1	1.1
21～30%	5	7	0	12	21～30%	0.8	0.4		0.4
31～40%	4	11	2	17	31～40%	0.6	0.6	0.4	0.6
41～50%	3	9	2	14	41～50%	0.5	0.5	0.4	0.5
51～60%	3	12	0	15	51～60%	0.5	0.7		0.5
61～70%	1	16	0	17	61～70%	0.2	0.9		0.6
71～80%	3	12	3	18	71～80%	0.5	0.7	0.7	0.6
81～90%	7	22	5	34	81～90%	1.1	1.2	1.1	1.2
91～100%	14	25	21	60	91～100%	2.2	1.4	4.7	2.1
EN	591	1702	429	2722	EN	94.3	95.5	95.5	95.2
N-EN	36	80	20	136	N-EN	5.7	4.5	4.5	4.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D3. あなたの団体は政府機関から補助金を受けたことがありますか。 (d0300)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	213	656	96	965	ある	34.0	36.8	21.4	33.8
ない	304	916	266	1486	ない	48.5	51.4	59.2	52.0
EN	517	1572	362	2451	EN	82.5	88.2	80.6	85.8
N-EN	110	210	87	407	N-EN	17.5	11.8	19.4	14.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2000年、政府財政による補助金総額は_____元 (注：黒龍江省は2002年) (d0301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0	455	1229	363	2047	0	72.6	69.0	80.8	71.6
1～9千	4	23	11	38	1～9千	0.6	1.3	2.4	1.3
10～99千	6	11	41	58	10～99千	1.0	0.6	9.1	2.0
100～999千	1	21	17	39	100～999千	0.2	1.2	3.8	1.4
1000～4999千	16	100	0	116	1000～4999千	2.6	5.6		4.1
5000～9999千	16	74	1	91	5000～9999千	2.6	4.2	0.2	3.2
10000～49999千	59	202	0	261	10000～49999千	9.4	11.3		9.1
50000～99999千	26	50	0	76	50000～99999千	4.1	2.8		2.7
100000～999999千	40	69	0	109	100000～999999千	6.4	3.9		3.8
1000000千～	4	3	0	7	1000000千～	0.6	0.2		0.2
EN	627	1782	433	2842	EN	100.0	100.0	96.4	99.4
N-EN	0	0	16	16	N-EN			3.6	0.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D3a. あなたの団体の獲得した補助金は政府のどの部門から拠出されたのですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 市政府/所属本級地方政府 (d0311)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	20	219	25	264	ある	3.2	12.3	5.6	9.2
ない	190	427	67	684	ない	30.3	24.0	14.9	23.9
EN	210	646	92	948	EN	33.5	36.3	20.5	33.2
N-EN	417	1136	357	1910	N-EN	66.5	63.7	79.5	66.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 区/県政府 (d0312)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	48			48	ある	7.7			7.7
ない	162			162	ない	25.8			25.8
EN	210			210	EN	33.5			33.5
N-EN	417			417	N-EN	66.5			66.5
N	627			627	N	100.0			100.0

3. 民政機関 (d0313)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	5	8	1	14	ある	0.8	0.4	0.2	0.5
ない	205	638	91	934	ない	32.7	35.8	20.3	32.7
EN	210	646	92	948	EN	33.5	36.3	20.5	33.2
N-EN	417	1136	357	1910	N-EN	66.5	63.7	79.5	66.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 業務主管単位 (d0314)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	153	454	70	677	ある	24.4	25.5	15.6	23.7
ない	56	192	22	270	ない	8.9	10.8	4.9	9.4
EN	209	646	92	947	EN	33.3	36.3	20.5	33.1
N-EN	418	1136	357	1911	N-EN	66.7	63.7	79.5	66.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. その他の機構 (d0315)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	11	33	2	46	ある	1.8	1.9	0.4	1.6
ない	199	613	90	902	ない	31.7	34.4	20.0	31.6
EN	210	646	92	948	EN	33.5	36.3	20.5	33.2
N-EN	417	1136	357	1910	N-EN	66.5	63.7	79.5	66.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D3b. あなたの団体はどの方式で政府財政による補助金を獲得したのですか。あてはまるものを全て選んでください。

1. 一般財政拠出 (d0321)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	124	439	48	611	ある	19.8	24.6	10.7	21.4
ない	62	117	25	204	ない	9.9	6.6	5.6	7.1
EN	186	556	73	815	EN	29.7	31.2	16.3	28.5
N-EN	441	1226	376	2043	N-EN	70.3	68.8	83.7	71.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 政府委託プロジェクト抛出 (d0322)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	68	137	20	225	ある	10.8	7.7	4.5	7.9
ない	118	419	53	590	ない	18.8	23.5	11.8	20.6
EN	186	556	73	815	EN	29.7	31.2	16.3	28.5
N-EN	441	1226	376	2043	N-EN	70.3	68.8	83.7	71.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D4. 2000年、あなたの団体の全会員のうち会費を納める会員は何割を占めていますか。（注：黒龍江省は2002年）

個人会員 (d0401)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	124	246	66	436	0%	19.8	13.8	14.7	15.3
1～10%	12	66	15	93	1～10%	1.9	3.7	3.3	3.3
11～20%	10	28	8	46	11～20%	1.6	1.6	1.8	1.6
21～30%	4	24	5	33	21～30%	0.6	1.3	1.1	1.2
31～40%	10	25	5	40	31～40%	1.6	1.4	1.1	1.4
41～50%	22	45	5	72	41～50%	3.5	2.5	1.1	2.5
51～60%	11	27	5	43	51～60%	1.8	1.5	1.1	1.5
61～70%	7	42	9	58	61～70%	1.1	2.4	2.0	2.0
71～80%	18	82	11	111	71～80%	2.9	4.6	2.4	3.9
81～90%	17	108	14	139	81～90%	2.7	6.1	3.1	4.9
91～100%	74	337	39	450	91～100%	11.8	18.9	8.7	15.7
EN	309	1030	182	1521	EN	49.3	57.8	40.5	53.2
N-EN	318	752	267	1337	N-EN	50.7	42.2	59.5	46.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

団体会員 (d0402)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	86	220	44	350	0%	13.7	12.3	9.8	12.2
1～10%	10	24	13	47	1～10%	1.6	1.3	2.9	1.6
11～20%	4	23	13	40	11～20%	0.6	1.3	2.9	1.4
21～30%	14	17	11	42	21～30%	2.2	1.0	2.4	1.5
31～40%	5	15	6	26	31～40%	0.8	0.8	1.3	0.9
41～50%	18	45	19	82	41～50%	2.9	2.5	4.2	2.9
51～60%	20	34	5	59	51～60%	3.2	1.9	1.1	2.1
61～70%	26	32	13	71	61～70%	4.1	1.8	2.9	2.5
71～80%	35	90	21	146	71～80%	5.6	5.1	4.7	5.1
81～90%	33	107	11	151	81～90%	5.3	6.0	2.4	5.3
91～100%	74	348	55	477	91～100%	11.8	19.5	12.2	16.7
EN	325	955	211	1491	EN	51.8	53.6	47.0	52.2
N-EN	302	827	238	1367	N-EN	48.2	46.4	53.0	47.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D5. あなたの団体によって展開される有料サービス活動は主にどのような内容のものですか。獲得収入の多い順に3つの項目を並べ、右の表に書き入れてください。

有料サービス1位 (d0501)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
教育研修/学術討論	130	324	82	536	教育研修/学術討論	20.7	18.2	18.3	18.8
情報コンサルティングサービス	59	134	32	225	情報コンサルティングサービス	9.4	7.5	7.1	7.9
業界資格認証	10	18	12	40	業界資格認証	1.6	1.0	2.7	1.4
国内外の視察の組織	12	16	1	29	国内外の視察の組織	1.9	0.9	0.2	1.0
展示会、展示即売会、博覧会、人材交流会の開催	24	54	11	89	展示会、展示即売会、博覧会、人材交流会の開催	3.8	3.0	2.4	3.1
その他	35	84	16	135	その他	5.6	4.7	3.6	4.7
EN	270	630	154	1054	EN	43.1	35.4	34.3	36.9
N-EN	357	1152	295	1804	N-EN	56.9	64.6	65.7	63.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

有料サービス2位 (d0502)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
教育研修/学術討論	50	112	28	190	教育研修/学術討論	8.0	6.3	6.2	6.6
情報コンサルティングサービス	78	157	44	279	情報コンサルティングサービス	12.4	8.8	9.8	9.8
業界資格認証	15	33	6	54	業界資格認証	2.4	1.9	1.3	1.9
国内外の視察の組織	16	28	6	50	国内外の視察の組織	2.6	1.6	1.3	1.7
展示会、展示即売会、博覧会、人材交流会の開催	14	35	11	60	展示会、展示即売会、博覧会、人材交流会の開催	2.2	2.0	2.4	2.1
その他	12	22	3	37	その他	1.9	1.2	0.7	1.3
EN	185	387	98	670	EN	29.5	21.7	21.8	23.4
N-EN	442	1395	351	2188	N-EN	70.5	78.3	78.2	76.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

有料サービス3位 (d0503)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
教育研修/学術討論	30	30	11	71	教育研修/学術討論	4.8	1.7	2.4	2.5
情報コンサルティングサービス	16	50	9	75	情報コンサルティングサービス	2.6	2.8	2.0	2.6
業界資格認証	15	37	11	63	業界資格認証	2.4	2.1	2.4	2.2
国内外の視察の組織	15	21	9	45	国内外の視察の組織	2.4	1.2	2.0	1.6
展示会、展示即売会、博覧会、人材交流会の開催	16	42	8	66	展示会、展示即売会、博覧会、人材交流会の開催	2.6	2.4	1.8	2.3
その他	11	13	3	27	その他	1.8	0.7	0.7	0.9
EN	103	193	51	347	EN	16.4	10.8	11.4	12.1
N-EN	524	1589	398	2511	N-EN	83.6	89.2	88.6	87.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D6. あなたの団体の2000年度の総支出は約_____万元（注：黒龍江省は2002年度）（d0601）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
～1万	46	260	6	312	～1万	7.3	14.6	1.3	10.9
2～9万	142	588	37	767	2～9万	22.6	33.0	8.2	26.8
10～49万	126	235	87	448	10～49万	20.1	13.2	19.4	15.7
50～99万	18	24	48	90	50～99万	2.9	1.3	10.7	3.1
100～499万	13	25	52	90	100～499万	2.1	1.4	11.6	3.1
500万～	6	21	3	30	500万～	1.0	1.2	0.7	1.0
EN	351	1153	233	1737	EN	56.0	64.7	51.9	60.8
N-EN	276	629	216	1121	N-EN	44.0	35.3	48.1	39.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

そのうち職員の給料と事務経費が総支出の約_____%を占める。（d0602）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0%	44	126	32	202	0%	7.0	7.1	7.1	7.1
1～10%	28	190	17	235	1～10%	4.5	10.7	3.8	8.2
11～20%	34	123	17	174	11～20%	5.4	6.9	3.8	6.1
21～30%	43	90	9	142	21～30%	6.9	5.1	2.0	5.0
31～40%	17	45	8	70	31～40%	2.7	2.5	1.8	2.4
41～50%	28	91	13	132	41～50%	4.5	5.1	2.9	4.6
51～60%	23	42	15	80	51～60%	3.7	2.4	3.3	2.8
61～70%	21	29	18	68	61～70%	3.3	1.6	4.0	2.4
71～80%	29	61	27	117	71～80%	4.6	3.4	6.0	4.1
81～90%	15	32	18	65	81～90%	2.4	1.8	4.0	2.3
91～100%	30	59	31	120	91～100%	4.8	3.3	6.9	4.2
EN	312	888	205	1405	EN	49.8	49.8	45.7	49.2
N-EN	315	894	244	1453	N-EN	50.2	50.2	54.3	50.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D7. あなたの団体は経済組織を有していますか。（d0701）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
有している	83	153	35	271	有している	13.2	8.6	7.8	9.5
有していない	482	1502	378	2362	有していない	76.9	84.3	84.2	82.6
EN	565	1655	413	2633	EN	90.1	92.9	92.0	92.1
N-EN	62	127	36	225	N-EN	9.9	7.1	8.0	7.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D8. あなたの団体は国または地方政府に税金を納付したことがありますか。（d0800）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	199	216	36	451	ある	31.7	12.1	8.0	15.8
ない	323	1325	334	1982	ない	51.5	74.4	74.4	69.3
EN	522	1541	370	2433	EN	83.3	86.5	82.4	85.1
N-EN	105	241	79	425	N-EN	16.7	13.5	17.6	14.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

a. _____年から納付を始めた。(d0801)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
～1980年	1	2	0	3	～1980年	0.2	0.1		0.1
1981～90年	9	27	2	38	1981～90年	1.4	1.5	0.4	1.3
1991～95年	23	32	3	58	1991～95年	3.7	1.8	0.7	2.0
1996～97年	26	19	3	48	1996～97年	4.1	1.1	0.7	1.7
1998年	34	19	2	55	1998年	5.4	1.1	0.4	1.9
1999年	21	34	2	57	1999年	3.3	1.9	0.4	2.0
2000年～	39	40	13	92	2000年～	6.2	2.2	2.9	3.2
EN	153	173	25	351	EN	24.4	9.7	5.6	12.3
N-EN	474	1609	424	2507	N-EN	75.6	90.3	94.4	87.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

b. 2000年度、団体の年間納税総額は総計_____千元（注：黒龍江省は2002年度）(d0802)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0	427	1567	413	2407	0	68.1	87.9	92.0	84.2
1～9千	49	56	10	115	1～9千	7.8	3.1	2.2	4.0
10～99千	38	50	4	92	10～99千	6.1	2.8	0.9	3.2
100～999千	12	8	1	21	100～999千	1.9	0.4	0.2	0.7
1000～4999千	1	2	2	5	1000～4999千	0.2	0.1	0.4	0.2
10000～49999千	1	2	0	3	10000～49999千	0.2	0.1		0.1
100000～999999千	0	1	0	1	100000～999999千		0.1		0.0
1000000千～	1	0	0	1	1000000千～	0.2			0.0
EN	529	1686	448	2663	EN	84.4	94.6	99.8	93.2
N-EN	98	96	19	213	N-EN	15.6	5.4	4.2	7.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

c. 団体の納付する税金の種別 (d0803)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	140	133	28	301	ある	22.3	7.5	6.2	10.5
ない	60	83	8	151	ない	9.6	4.7	1.8	5.3
EN	200	216	36	452	EN	31.9	12.1	8.0	15.8
N-EN	427	1566	413	2406	N-EN	68.1	87.9	92.0	84.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

付加価値税 (d0811)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	1	11	2	14	ある	0.2	0.6	0.4	0.5
ない	140	122	26	288	ない	22.3	6.8	5.8	10.1
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

消費税 (d0812)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	0	1	0	1	ある		0.1		0.0
ない	141	132	28	301	ない	22.5	7.4	6.2	10.5
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

営業税 (d0813)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	88	79	17	184	ある	14.0	4.4	3.8	6.4
ない	53	54	11	118	ない	8.5	3.0	2.4	4.1
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

都市保護建設税 (d0814)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	56	18	8	82	ある	8.9	1.0	1.8	2.9
ない	85	115	20	220	ない	13.6	6.5	4.5	7.7
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

教育付加税 (d0815)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	56	22	10	88	ある	8.9	1.2	2.2	3.1
ない	85	111	18	214	ない	13.6	6.2	4.0	7.5
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

所得税 (d0816)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	89	62	9	160	ある	14.2	3.5	2.0	5.6
ない	52	71	19	142	ない	8.3	4.0	4.2	5.0
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

土地使用税 (d0817)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	4	0	10	14	ある	0.6		2.2	0.5
ない	137	133	18	288	ない	21.9	7.5	4.0	10.1
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

土地付加価値税 (d0818)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	0	0	2	2	ある			0.4	0.1
ない	140	133	26	299	ない	22.3	7.5	5.8	10.5
EN	140	133	28	301	EN	22.3	7.5	6.2	10.5
N-EN	487	1649	421	2557	N-EN	77.7	92.5	93.8	89.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

印紙税 (d0819)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	21	2	7	30	ある	3.3	0.1	1.6	1.0
ない	120	131	21	272	ない	19.1	7.4	4.7	9.5
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

車船使用税 (d0820)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	8	0	2	10	ある	1.3		0.4	0.3
ない	133	133	26	292	ない	21.2	7.5	5.8	10.2
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

不動産税 (d0821)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	5	2	8	15	ある	0.8	0.1	1.8	0.5
ない	136	131	20	287	ない	21.7	7.4	4.5	10.0
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

契約税 (d0822)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	0	0	2	2	ある			0.4	0.1
ない	141	133	26	300	ない	22.5	7.5	5.8	10.5
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

その他 (d0823)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
ある	27	34	5	66	ある	4.3	1.9	1.1	2.3
ない	114	99	23	236	ない	18.2	5.6	5.1	8.3
EN	141	133	28	302	EN	22.5	7.5	6.2	10.6
N-EN	486	1649	421	2556	N-EN	77.5	92.5	93.8	89.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D9. あなたの団体の情報機器導入の程度についておうかがいします。

1. コンピューター（パソコン）を保有している。

保有の有無 (d0900)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
はい	429	735	261	1425	はい	68.4	41.2	58.1	49.9
いいえ	46	262	48	356	いいえ	7.3	14.7	10.7	12.5
EN	475	997	309	1781	EN	75.8	55.9	68.8	62.3
N-EN	152	785	140	1077	N-EN	24.2	44.1	31.2	37.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

保有台数 (d0901)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
1台	210	395	133	738	1台	33.5	22.2	29.6	25.8
2台	78	94	54	226	2台	12.4	5.3	12.0	7.9
3～4台	40	38	35	113	3～4台	6.4	2.1	7.8	4.0
5～9台	25	16	9	50	5～9台	4.0	0.9	2.0	1.7
10～49台	13	19	4	36	10～49台	2.1	1.1	0.9	1.3
50台～	1	2	0	3	50台～	0.2	0.1		0.1
EN	367	564	235	1166	EN	58.5	31.6	52.3	40.8
N-EN	260	1218	214	1692	N-EN	41.5	68.4	47.7	59.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 電子メールを使って他の組織と情報の交換を行っている。(d0902)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
はい	174	252	128	554	はい	27.8	14.1	28.5	19.4
いいえ	144	429	97	670	いいえ	23.0	24.1	21.6	23.4
EN	318	681	225	1224	EN	50.7	38.2	50.1	42.8
N-EN	309	1101	224	1634	N-EN	49.3	61.8	49.9	57.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. インターネット上にホームページを開設している。(d0903)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
はい	66	72	49	187	はい	10.5	4.0	10.9	6.5
いいえ	188	514	127	829	いいえ	30.0	28.8	28.3	29.0
EN	254	586	176	1016	EN	40.5	32.9	39.2	35.5
N-EN	373	1196	273	1842	N-EN	59.5	67.1	60.8	64.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. ホームページを公開している。(d0904)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
はい	57	68	32	157	はい	9.1	3.8	7.1	5.5
いいえ	201	521	132	854	いいえ	32.1	29.2	29.4	29.9
EN	258	589	164	1011	EN	41.1	33.1	36.5	35.4
N-EN	369	1193	285	1847	N-EN	58.9	66.9	63.5	64.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

D10. あなたの団体に出版物があればその出版状況を紹介してください。(北京市、浙江省)

D10. あなたの団体は会報・会誌などの出版物を出版していますか(あるいは出版したことがありますか)。もしあれば、下の表の空欄にそれらの出版状況を記入してください。(黒龍江省)

出版の有無 (d1000)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
出版している			176	176	出版している			39.2	39.2
出版していない			166	166	出版していない			37.0	37.0
EN			342	342	EN			76.2	76.2
N-EN			107	107	N-EN			23.8	23.8
N			449	449	N			100.0	100.0

新聞（種類数）（d1011）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0種類	277	809		1086	0種類	44.2	45.4		45.1
1種類	16	37		53	1種類	2.6	2.1		2.2
2種類	1	4		5	2種類	0.2	0.2		0.2
EN	294	850		1144	EN	46.9	47.7		47.5
N-EN	333	932		1265	N-EN	53.1	52.3		52.5
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

新聞/会報（出版周期）（d1012）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
週	2	3	0	5	週	0.3	0.2		0.2
半月	2	3	0	5	半月	0.3	0.2		0.2
一ヶ月	4	17	2	23	一ヶ月	0.6	1.0	0.4	0.8
二ヶ月	4	3	0	7	二ヶ月	0.6	0.2		0.2
季刊	1	10	3	14	季刊	0.2	0.6	0.7	0.5
不定期	0	5	1	6	不定期		0.3	0.2	0.2
その他	1	3	158	162	その他	0.2	0.2	35.2	5.7
EN	14	44	164	222	EN	2.2	2.5	36.5	7.8
N-EN	613	1738	285	2636	N-EN	97.8	97.5	63.5	92.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

新聞/会報（公開出版物か否か）（d1013）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
公開	5	17	2	24	公開	0.8	1.0	0.4	0.8
非公開	12	31	6	49	非公開	1.9	1.7	1.3	1.7
EN	17	48	8	73	EN	2.7	2.7	1.8	2.6
N-EN	610	1734	441	2785	N-EN	97.3	97.3	98.2	97.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

新聞/会報（発行部数）（d1014）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0部	435	1667	284	2386	0部	69.4	93.5	63.3	83.5
1～99部	0	0	1	1	1～99部			0.2	0.0
100～499部	1	2	0	3	100～499部	0.2	0.1		0.1
500～999部	0	5	0	5	500～999部		0.3		0.2
1000～4999部	9	20	5	34	1000～4999部	1.4	1.1	1.1	1.2
5000～19999部	1	11	2	14	5000～19999部	0.2	0.6	0.4	0.5
20000～99999部	0	2	1	3	20000～99999部		0.1	0.2	0.1
100000部～	2	4	0	6	100000部～	0.3	0.2		0.2
EN	448	1711	293	2452	EN	71.5	96.0	65.3	85.8
N-EN	179	71	156	406	N-EN	28.5	4.0	34.7	14.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

新聞/会報（もっとも最近の出版期日）（d1015）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
2001年以前	0	3	0	3	2001年以前		0.2		0.1
2001年4-6月	0	1	0	1	2001年4-6月		0.1		0.0
2001年7-9月	1	1	0	2	2001年7-9月	0.2	0.1		0.1
2001年10-12月	6	26	0	32	2001年10-12月	1.0	1.5		1.1
2002年以降	8	8	6	22	2002年以降	1.3	0.4	1.3	0.8
EN	15	39	6	60	EN	2.4	2.2	1.3	2.1
N-EN	612	1743	443	2798	N-EN	97.6	97.8	98.7	97.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

定期刊行物（種類数）（d1021）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0種類	523	1523		2046	0種類	83.4	85.5		84.9
1種類	77	188		265	1種類	12.3	10.5		11.0
2種類	4	3		7	2種類	0.6	0.2		0.3
3種類以上	5	3		8	3種類以上	0.8	0.2		0.3
EN	609	1717		2326	EN	97.1	96.4		96.6
N-EN	18	65		83	N-EN	2.9	3.6		3.4
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

定期刊行物/会誌（出版周期）（d1022）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
週	0	3	0	3	週		0.2		0.1
半月	4	7	0	11	半月	0.6	0.4		0.4
一ヶ月	18	59	10	87	一ヶ月	2.9	3.3	2.2	3.0
二ヶ月	23	33	12	68	二ヶ月	3.7	1.9	2.7	2.4
季刊	27	69	29	125	季刊	4.3	3.9	6.5	4.4
半年	6	13	6	25	半年	1.0	0.7	1.3	0.9
不定期	6	20	3	29	不定期	1.0	1.1	0.7	1.0
その他	13	20	95	128	その他	2.1	1.1	21.2	4.5
EN	97	224	155	476	EN	15.5	12.6	34.5	16.7
N-EN	530	1558	294	2382	N-EN	84.5	87.4	65.5	83.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

定期刊行物/会誌（公開出版物か否か）（d1023）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
公開	25	51	24	100	公開	4.0	2.9	5.3	3.5
非公開	64	148	37	249	非公開	10.2	8.3	8.2	8.7
EN	89	199	61	349	EN	14.2	11.2	13.6	12.2
N-EN	538	1583	388	2509	N-EN	85.8	88.8	86.4	87.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

定期刊行物/会誌（発行部数）（d1024）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0部	412	1474	284	2170	0部	65.7	82.7	63.3	75.9
1～99部	4	4	4	12	1～99部	0.6	0.2	0.9	0.4
100～499部	16	57	19	92	100～499部	2.6	3.2	4.2	3.2
500～999部	14	44	15	73	500～999部	2.2	2.5	3.3	2.6
1000～4999部	33	84	23	140	1000～4999部	5.3	4.7	5.1	4.9
5000～19999部	15	20	10	45	5000～19999部	2.4	1.1	2.2	1.6
20000～99999部	7	5	2	14	20000～99999部	1.1	0.3	0.4	0.5
100000部～	1	4	0	5	100000部～	0.2	0.2		0.2
EN	502	1692	357	2551	EN	80.1	94.9	79.5	89.3
N-EN	125	90	92	307	N-EN	19.9	5.1	20.5	10.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

定期刊行物/会誌（もっとも最近の出版期日）（d1025）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
2001年以前	8	24	12	44	2001年以前	1.3	1.3	2.7	1.5
2001年1-3月	2	3	0	5	2001年1-3月	0.3	0.2		0.2
2001年4-6月	1	11	0	12	2001年4-6月	0.2	0.6		0.4
2001年7-9月	1	8	0	9	2001年7-9月	0.2	0.4		0.3
2001年10-12月	47	117	0	164	2001年10-12月	7.5	6.6		5.7
2002年以降	26	39	60	125	2002年以降	4.1	2.2	13.4	4.4
EN	85	202	72	359	EN	13.6	11.3	16.0	12.6
N-EN	542	1580	377	2499	N-EN	86.4	88.7	84.0	87.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会員通信・短信（種類数）（d1031）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0種類	471	1236		1707	0種類	75.1	69.4		70.9
1種類	94	350		444	1種類	15.0	19.6		18.4
2種類	12	10		22	2種類	1.9	0.6		0.9
3種類以上	5	8		13	3種類以上	0.8	0.4		0.5
EN	582	1604		2186	EN	92.8	90.0		90.7
N-EN	45	178		223	N-EN	7.2	10.0		9.3
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

会員通信・短信（出版周期）（d1032）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
日	1	1	0	2	日	0.2	0.1		0.1
週	6	1	0	7	週	1.0	0.1		0.2
半月	3	13	1	17	半月	0.5	0.7	0.2	0.6
一ヶ月	27	120	17	164	一ヶ月	4.3	6.7	3.8	5.7
二ヶ月	11	42	2	55	二ヶ月	1.8	2.4	0.4	1.9
季刊	24	74	17	115	季刊	3.8	4.2	3.8	4.0
半年	3	15	1	19	半年	0.5	0.8	0.2	0.7
不定期	48	131	21	200	不定期	7.7	7.4	4.7	7.0
その他	11	26	93	130	その他	1.8	1.5	20.7	4.5
EN	134	423	152	709	EN	21.4	23.7	33.9	24.8
N-EN	493	1359	297	2149	N-EN	78.6	76.3	66.1	75.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会員通信・短信（公開出版物か否か）（d1033）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
公開	16	52	14	82	公開	2.6	2.9	3.1	2.9
非公開	74	270	33	377	非公開	11.8	15.2	7.3	13.2
EN	90	322	47	459	EN	14.4	18.1	10.5	16.1
N-EN	537	1460	402	2399	N-EN	85.6	81.9	89.5	83.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会員通信・短信（発行部数）（d1034）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0部	396	1,216	284	1,896	0部	63.2	68.2	63.3	66.3
1～99部	17	75	20	112	1～99部	2.7	4.2	4.5	3.9
100～499部	66	235	35	336	100～499部	10.5	13.2	7.8	11.8
500～999部	10	34	8	52	500～999部	1.6	1.9	1.8	1.8
1000～4999部	13	52	12	77	1000～4999部	2.1	2.9	2.7	2.7
5000～19999部	1	5	2	8	5000～19999部	0.2	0.3	0.4	0.3
EN	503	1,617	361	2,481	EN	80.2	90.7	80.4	86.8
N-EN	124	165	88	377	N-EN	19.8	9.3	19.6	13.2
N	627	1,782	449	2,858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会員通信・短信（もっとも最近の出版期日）（d1035）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
2001年以前	9	27	3	39	2001年以前	1.4	1.5	0.7	1.4
2001年1-3月	2	8	1	11	2001年1-3月	0.3	0.4	0.2	0.4
2001年4-6月	6	21	0	27	2001年4-6月	1.0	1.2		0.9
2001年7-9月	5	23	0	28	2001年7-9月	0.8	1.3		1.0
2001年10-12月	53	230	2	285	2001年10-12月	8.5	12.9	0.4	10.0
2002年以降	35	70	57	162	2002年以降	5.6	3.9	12.7	5.7
EN	110	379	63	552	EN	17.5	21.3	14.0	19.3
N-EN	517	1403	386	2306	N-EN	82.5	78.7	86.0	80.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

その他（種類数）（d1041）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0種類	600	1707		2307	0種類	95.7	95.8		95.8
1種類	12	38		50	1種類	1.9	2.1		2.1
2種類	3	3		6	2種類	0.5	0.2		0.2
3種類以上	2	8		10	3種類以上	0.3	0.4		0.4
EN	617	1756		2373	EN	98.4	98.5		98.5
N-EN	10	26		36	N-EN	1.6	1.5		1.5
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

その他（出版周期）（d1042）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
日	1	0		1	日	0.2			0.0
一ヶ月	3	4		7	一ヶ月	0.5	0.2		0.3
二ヶ月	0	3		3	二ヶ月		0.2		0.1
季刊	0	3		3	季刊		0.2		0.1
半年	1	1		2	半年	0.2	0.1		0.1
不定期	5	8		13	不定期	0.8	0.4		0.5
その他	4	22		26	その他	0.6	1.2		1.1
EN	14	41		55	EN	2.2	2.3		2.3
N-EN	613	1741		2354	N-EN	97.8	97.7		97.7
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

その他（公開出版物か否か）（d1043）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
公開	9	18		27	公開	1.4	1.0		1.1
非公開	6	26		32	非公開	1.0	1.5		1.3
EN	15	44		59	EN	2.4	2.5		2.4
N-EN	612	1,738		2,350	N-EN	97.6	97.5		97.6
N	627	1,782		2,409	N	100.0	100.0		100.0

その他（発行部数）（d1044）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0部	432	1643		2075	0部	68.9	92.2		86.1
1～99部	1	7		8	1～99部	0.2	0.4		0.3
100～499部	1	13		14	100～499部	0.2	0.7		0.6
500～999部	3	4		7	500～999部	0.5	0.2		0.3
1000～4999部	5	18		23	1000～4999部	0.8	1.0		1.0
5000～19999部	5	6		11	5000～19999部	0.8	0.3		0.5
20000～99999部	1	3		4	20000～99999部	0.2	0.2		0.2
EN	448	1694		2142	EN	71.5	95.1		88.9
N-EN	179	88		267	N-EN	28.5	4.9		11.1
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

その他（もっとも最近の出版期日）（d1045）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
2001年以前	6	12		18	2001年以前	1.0	0.7		0.7
2001年1-3月	1	0		1	2001年1-3月	0.2			0.0
2001年4-6月	0	3		3	2001年4-6月		0.2		0.1
2001年7-9月	0	5		5	2001年7-9月		0.3		0.2
2001年10-12月	5	19		24	2001年10-12月	0.8	1.1		1.0
2002年以降	3	5		8	2002年以降	0.5	0.3		0.3
EN	15	44		59	EN	2.4	2.5		2.4
N-EN	612	1738		2350	N-EN	97.6	97.5		97.6
N	627	1782		2409	N	100.0	100.0		100.0

D10a. D10で挙げた出版物以外に、その他の出版物を出版していますか（出版したことがありますか）。もしあれば、下の表の空欄にそれらの出版物の種類数と総発行部数を記入してください。（黒龍江省）

その他の出版物の有無（d1050）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
出版している			55	55	出版している			12.2	12.2
出版していない			204	204	出版していない			45.4	45.4
EN			259	259	EN			57.7	57.7
N-EN			190	190	N-EN			42.3	42.3
N			449	449	N			100.0	100.0

新聞（種類数）（d1051）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0種類			394	394	0種類			87.8	87.8
1種類			3	3	1種類			0.7	0.7
EN			397	397	EN			88.4	88.4
N-EN			52	52	N-EN			11.6	11.6
N			449	449	N			100.0	100.0

新聞（総発行部数）（d1052）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0部			394	394	0部			87.8	87.8
1000～4999部			2	2	1000～4999部			0.4	0.4
5000～19999部			1	1	5000～19999部			0.2	0.2
EN			397	397	EN			88.4	88.4
N-EN			52	52	N-EN			11.6	11.6
N			449	449	N			100.0	100.0

定期刊行物（種類数）（d1061）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0種類			394	394	0種類			87.8	87.8
1種類			14	14	1種類			3.1	3.1
EN			408	408	EN			90.9	90.9
N-EN			41	41	N-EN			9.1	9.1
N			449	449	N			100.0	100.0

定期刊行物（総発行部数）（d1062）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0部			394	394	0部			87.8	87.8
100～499部			2	2	100～499部			0.4	0.4
500～999部			1	1	500～999部			0.2	0.2
1000～4999部			8	8	1000～4999部			1.8	1.8
5000～19999部			2	2	5000～19999部			0.4	0.4
100000部～			2	2	100000部～			0.4	0.4
EN			409	409	EN			91.1	91.1
N-EN			40	40	N-EN			8.9	8.9
N			449	449	N			100.0	100.0

書籍（種類数）（d1071）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0種類			394	394	0種類			87.8	87.8
1種類			14	14	1種類			3.1	3.1
2種類			6	6	2種類			1.3	1.3
3種類以上			8	8	3種類以上			1.8	1.8
EN			422	422	EN			94.0	94.0
N-EN			27	27	N-EN			6.0	6.0
N			449	449	N			100.0	100.0

書籍（総発行部数）（d1072）

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
0部			394	394	0部			87.8	87.8
100～499部			2	2	100～499部			0.4	0.4
500～999部			4	4	500～999部			0.9	0.9
1000～4999部			23	23	1000～4999部			5.1	5.1
5000～19999部			4	4	5000～19999部			0.9	0.9
20000～99999部			4	4	20000～99999部			0.9	0.9
EN			431	431	EN			96.0	96.0
N-EN			18	18	N-EN			4.0	4.0
N			449	449	N			100.0	100.0

第五部

E1. 下記の諸集団は中国の政治にどの程度の影響力を持っていると思いますか。現在の状況と改革開放前の状況とを比較し、それぞれ後ろの点数から選んでください。

現在

1. 労働団体 (e0101)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	23	44	17	84	全く影響力なし(1)	3.7	2.5	3.8	2.9
ほとんど影響力なし(2)	34	101	22	157	ほとんど影響力なし(2)	5.4	5.7	4.9	5.5
影響力なし(3)	49	167	23	239	影響力なし(3)	7.8	9.4	5.1	8.4
中間(4)	98	265	65	428	中間(4)	15.6	14.9	14.5	15.0
影響力あり(5)	36	98	18	152	影響力あり(5)	5.7	5.5	4.0	5.3
かなり影響力あり(6)	19	66	17	102	かなり影響力あり(6)	3.0	3.7	3.8	3.6
非常に影響力あり(7)	23	59	24	106	非常に影響力あり(7)	3.7	3.3	5.3	3.7
EN	282	800	186	1268	EN	45.0	44.9	41.4	44.4
N-EN	345	982	263	1590	N-EN	55.0	55.1	58.6	55.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 農業団体 (e0102)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	34	57	12	103	全く影響力なし(1)	5.4	3.2	2.7	3.6
ほとんど影響力なし(2)	47	106	19	172	ほとんど影響力なし(2)	7.5	5.9	4.2	6.0
影響力なし(3)	45	149	34	228	影響力なし(3)	7.2	8.4	7.6	8.0
中間(4)	82	235	43	360	中間(4)	13.1	13.2	9.6	12.6
影響力あり(5)	21	117	27	165	影響力あり(5)	3.3	6.6	6.0	5.8
かなり影響力あり(6)	19	54	19	92	かなり影響力あり(6)	3.0	3.0	4.2	3.2
非常に影響力あり(7)	15	41	21	77	非常に影響力あり(7)	2.4	2.3	4.7	2.7
EN	263	759	175	1197	EN	41.9	42.6	39.0	41.9
N-EN	364	1023	274	1661	N-EN	58.1	57.4	61.0	58.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 文化人・学者 (e0103)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	10	12	2	24	全く影響力なし(1)	1.6	0.7	0.4	0.8
ほとんど影響力なし(2)	5	17	9	31	ほとんど影響力なし(2)	0.8	1.0	2.0	1.1
影響力なし(3)	14	61	8	83	影響力なし(3)	2.2	3.4	1.8	2.9
中間(4)	60	163	34	257	中間(4)	9.6	9.1	7.6	9.0
影響力あり(5)	67	220	37	324	影響力あり(5)	10.7	12.3	8.2	11.3
かなり影響力あり(6)	87	227	51	365	かなり影響力あり(6)	13.9	12.7	11.4	12.8
非常に影響力あり(7)	58	153	62	273	非常に影響力あり(7)	9.3	8.6	13.8	9.6
EN	301	853	203	1357	EN	48.0	47.9	45.2	47.5
N-EN	326	929	246	1501	N-EN	52.0	52.1	54.8	52.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 政府職員 (e0104)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	8	14	8	30	全く影響力なし(1)	1.3	0.8	1.8	1.0
ほとんど影響力なし(2)	0	4	2	6	ほとんど影響力なし(2)		0.2	0.4	0.2
影響力なし(3)	2	13	3	18	影響力なし(3)	0.3	0.7	0.7	0.6
中間(4)	24	71	24	119	中間(4)	3.8	4.0	5.3	4.2
影響力あり(5)	34	116	22	172	影響力あり(5)	5.4	6.5	4.9	6.0
かなり影響力あり(6)	78	237	32	347	かなり影響力あり(6)	12.4	13.3	7.1	12.1
非常に影響力あり(7)	158	424	110	692	非常に影響力あり(7)	25.2	23.8	24.5	24.2
EN	304	879	201	1384	EN	48.5	49.3	44.8	48.4
N-EN	323	903	248	1474	N-EN	51.5	50.7	55.2	51.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 党の幹部 (e0105)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	7	15	9	31	全く影響力なし(1)	1.1	0.8	2.0	1.1
ほとんど影響力なし(2)	4	6	7	17	ほとんど影響力なし(2)	0.6	0.3	1.6	0.6
影響力なし(3)	6	18	1	25	影響力なし(3)	1.0	1.0	0.2	0.9
中間(4)	24	81	15	120	中間(4)	3.8	4.5	3.3	4.2
影響力あり(5)	38	103	20	161	影響力あり(5)	6.1	5.8	4.5	5.6
かなり影響力あり(6)	63	192	44	299	かなり影響力あり(6)	10.0	10.8	9.8	10.5
非常に影響力あり(7)	144	429	92	665	非常に影響力あり(7)	23.0	24.1	20.5	23.3
EN	286	844	188	1318	EN	45.6	47.4	41.9	46.1
N-EN	341	938	261	1540	N-EN	54.4	52.6	58.1	53.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 民主諸党派 (e0106)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	11	18	7	36	全く影響力なし(1)	1.8	1.0	1.6	1.3
ほとんど影響力なし(2)	5	48	7	60	ほとんど影響力なし(2)	0.8	2.7	1.6	2.1
影響力なし(3)	27	98	14	139	影響力なし(3)	4.3	5.5	3.1	4.9
中間(4)	91	254	60	405	中間(4)	14.5	14.3	13.4	14.2
影響力あり(5)	67	219	49	335	影響力あり(5)	10.7	12.3	10.9	11.7
かなり影響力あり(6)	45	111	23	179	かなり影響力あり(6)	7.2	6.2	5.1	6.3
非常に影響力あり(7)	31	54	19	104	非常に影響力あり(7)	4.9	3.0	4.2	3.6
EN	277	802	179	1258	EN	44.2	45.0	39.9	44.0
N-EN	350	980	270	1600	N-EN	55.8	55.0	60.1	56.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 国営企業 (e0107)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	13	40	7	60	全く影響なし(1)	2.1	2.2	1.6	2.1
ほとんど影響なし(2)	18	88	14	120	ほとんど影響なし(2)	2.9	4.9	3.1	4.2
影響なし(3)	30	151	27	208	影響なし(3)	4.8	8.5	6.0	7.3
中間(4)	81	249	55	385	中間(4)	12.9	14.0	12.2	13.5
影響あり(5)	68	130	38	236	影響あり(5)	10.8	7.3	8.5	8.3
かなり影響あり(6)	37	78	29	144	かなり影響あり(6)	5.9	4.4	6.5	5.0
非常に影響あり(7)	27	46	18	91	非常に影響あり(7)	4.3	2.6	4.0	3.2
EN	274	782	188	1244	EN	43.7	43.9	41.9	43.5
N-EN	353	1000	261	1614	N-EN	56.3	56.1	58.1	56.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 私営企業 (e0108)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	17	23	4	44	全く影響なし(1)	2.7	1.3	0.9	1.5
ほとんど影響なし(2)	14	49	11	74	ほとんど影響なし(2)	2.2	2.7	2.4	2.6
影響なし(3)	30	67	11	108	影響なし(3)	4.8	3.8	2.4	3.8
中間(4)	73	184	25	282	中間(4)	11.6	10.3	5.6	9.9
影響あり(5)	68	228	49	345	影響あり(5)	10.8	12.8	10.9	12.1
かなり影響あり(6)	41	160	51	252	かなり影響あり(6)	6.5	9.0	11.4	8.8
非常に影響あり(7)	28	102	41	171	非常に影響あり(7)	4.5	5.7	9.1	6.0
EN	271	813	192	1276	EN	43.2	45.6	42.8	44.6
N-EN	356	969	257	1582	N-EN	56.8	54.4	57.2	55.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. マスメディア (e0109)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	9	10	5	24	全く影響なし(1)	1.4	0.6	1.1	0.8
ほとんど影響なし(2)	3	23	3	29	ほとんど影響なし(2)	0.5	1.3	0.7	1.0
影響なし(3)	9	34	11	54	影響なし(3)	1.4	1.9	2.4	1.9
中間(4)	59	145	24	228	中間(4)	9.4	8.1	5.3	8.0
影響あり(5)	63	218	34	315	影響あり(5)	10.0	12.2	7.6	11.0
かなり影響あり(6)	88	207	53	348	かなり影響あり(6)	14.0	11.6	11.8	12.2
非常に影響あり(7)	50	165	55	270	非常に影響あり(7)	8.0	9.3	12.2	9.4
EN	281	802	185	1268	EN	44.8	45.0	41.2	44.4
N-EN	346	980	264	1590	N-EN	55.2	55.0	58.8	55.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 消費者団体 (e0110)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	18	28	9	55	全く影響なし(1)	2.9	1.6	2.0	1.9
ほとんど影響なし(2)	15	62	10	87	ほとんど影響なし(2)	2.4	3.5	2.2	3.0
影響なし(3)	30	99	18	147	影響なし(3)	4.8	5.6	4.0	5.1
中間(4)	75	243	44	362	中間(4)	12.0	13.6	9.8	12.7
影響あり(5)	59	194	42	295	影響あり(5)	9.4	10.9	9.4	10.3
かなり影響あり(6)	49	88	28	165	かなり影響あり(6)	7.8	4.9	6.2	5.8
非常に影響あり(7)	23	50	32	105	非常に影響あり(7)	3.7	2.8	7.1	3.7
EN	269	764	183	1216	EN	42.9	42.9	40.8	42.5
N-EN	358	1018	266	1642	N-EN	57.1	57.1	59.2	57.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 社会福祉団体 (e0111)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	20	32	10	62	全く影響なし(1)	3.2	1.8	2.2	2.2
ほとんど影響なし(2)	22	91	14	127	ほとんど影響なし(2)	3.5	5.1	3.1	4.4
影響なし(3)	45	128	23	196	影響なし(3)	7.2	7.2	5.1	6.9
中間(4)	92	276	67	435	中間(4)	14.7	15.5	14.9	15.2
影響あり(5)	52	138	30	220	影響あり(5)	8.3	7.7	6.7	7.7
かなり影響あり(6)	12	46	16	74	かなり影響あり(6)	1.9	2.6	3.6	2.6
非常に影響あり(7)	8	35	14	57	非常に影響あり(7)	1.3	2.0	3.1	2.0
EN	251	746	174	1171	EN	40.0	41.9	38.8	41.0
N-EN	376	1036	275	1687	N-EN	60.0	58.1	61.2	59.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 社区（住民コミュニティ）組織 (e0112)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	20	36	13	69	全く影響なし(1)	3.2	2.0	2.9	2.4
ほとんど影響なし(2)	18	80	16	114	ほとんど影響なし(2)	2.9	4.5	3.6	4.0
影響なし(3)	42	154	22	218	影響なし(3)	6.7	8.6	4.9	7.6
中間(4)	88	227	58	373	中間(4)	14.0	12.7	12.9	13.1
影響あり(5)	50	167	31	248	影響あり(5)	8.0	9.4	6.9	8.7
かなり影響あり(6)	26	55	14	95	かなり影響あり(6)	4.1	3.1	3.1	3.3
非常に影響あり(7)	15	29	21	65	非常に影響あり(7)	2.4	1.6	4.7	2.3
EN	259	748	175	1182	EN	41.3	42.0	39.0	41.4
N-EN	368	1034	274	1676	N-EN	58.7	58.0	61.0	58.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 婦人団体 (e0113)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	15	25	11	51	全く影響なし(1)	2.4	1.4	2.4	1.8
ほとんど影響なし(2)	15	65	10	90	ほとんど影響なし(2)	2.4	3.6	2.2	3.1
影響なし(3)	44	120	19	183	影響なし(3)	7.0	6.7	4.2	6.4
中間(4)	91	296	71	458	中間(4)	14.5	16.6	15.8	16.0
影響あり(5)	50	161	25	236	影響あり(5)	8.0	9.0	5.6	8.3
かなり影響あり(6)	33	55	13	101	かなり影響あり(6)	5.3	3.1	2.9	3.5
非常に影響あり(7)	11	23	20	54	非常に影響あり(7)	1.8	1.3	4.5	1.9
EN	259	745	169	1173	EN	41.3	41.8	37.6	41.0
N-EN	368	1037	280	1685	N-EN	58.7	58.2	62.4	59.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 地方政府 (e0114)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	12	15	5	32	全く影響なし(1)	1.9	0.8	1.1	1.1
ほとんど影響なし(2)	2	11	0	13	ほとんど影響なし(2)	0.3	0.6		0.5
影響なし(3)	3	27	9	39	影響なし(3)	0.5	1.5	2.0	1.4
中間(4)	43	105	27	175	中間(4)	6.9	5.9	6.0	6.1
影響あり(5)	63	184	36	283	影響あり(5)	10.0	10.3	8.0	9.9
かなり影響あり(6)	89	251	50	390	かなり影響あり(6)	14.2	14.1	11.1	13.6
非常に影響あり(7)	69	215	62	346	非常に影響あり(7)	11.0	12.1	13.8	12.1
EN	281	808	189	1278	EN	44.8	45.3	42.1	44.7
N-EN	346	974	260	1580	N-EN	55.2	54.7	57.9	55.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

15. 外国政府 (e0115)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	17	47	19	83	全く影響なし(1)	2.7	2.6	4.2	2.9
ほとんど影響なし(2)	21	49	8	78	ほとんど影響なし(2)	3.3	2.7	1.8	2.7
影響なし(3)	21	67	23	111	影響なし(3)	3.3	3.8	5.1	3.9
中間(4)	68	186	33	287	中間(4)	10.8	10.4	7.3	10.0
影響あり(5)	68	171	31	270	影響あり(5)	10.8	9.6	6.9	9.4
かなり影響あり(6)	47	118	29	194	かなり影響あり(6)	7.5	6.6	6.5	6.8
非常に影響あり(7)	19	83	15	117	非常に影響あり(7)	3.0	4.7	3.3	4.1
EN	261	721	158	1140	EN	41.6	40.5	35.2	39.9
N-EN	366	1061	291	1718	N-EN	58.4	59.5	64.8	60.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

16. 国際機関 (e0116)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	13	40	15	68	全く影響なし(1)	2.1	2.2	3.3	2.4
ほとんど影響なし(2)	15	39	8	62	ほとんど影響なし(2)	2.4	2.2	1.8	2.2
影響なし(3)	18	55	17	90	影響なし(3)	2.9	3.1	3.8	3.1
中間(4)	61	178	31	270	中間(4)	9.7	10.0	6.9	9.4
影響あり(5)	62	175	41	278	影響あり(5)	9.9	9.8	9.1	9.7
かなり影響あり(6)	65	156	29	250	かなり影響あり(6)	10.4	8.8	6.5	8.7
非常に影響あり(7)	23	92	28	143	非常に影響あり(7)	3.7	5.2	6.2	5.0
EN	257	735	169	1161	EN	41.0	41.2	37.6	40.6
N-EN	370	1047	280	1697	N-EN	59.0	58.8	62.4	59.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

17. 外国の利益団体 (e0117)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	21	49	15	85	全く影響なし(1)	3.3	2.7	3.3	3.0
ほとんど影響なし(2)	18	51	7	76	ほとんど影響なし(2)	2.9	2.9	1.6	2.7
影響なし(3)	26	89	23	138	影響なし(3)	4.1	5.0	5.1	4.8
中間(4)	64	189	34	287	中間(4)	10.2	10.6	7.6	10.0
影響あり(5)	60	165	30	255	影響あり(5)	9.6	9.3	6.7	8.9
かなり影響あり(6)	37	109	20	166	かなり影響あり(6)	5.9	6.1	4.5	5.8
非常に影響あり(7)	14	40	21	75	非常に影響あり(7)	2.2	2.2	4.7	2.6
EN	240	692	150	1082	EN	38.3	38.8	33.4	37.9
N-EN	387	1090	299	1776	N-EN	61.7	61.2	66.6	62.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

18. 大学生 (e0118)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	12	28	10	50	全く影響なし(1)	1.9	1.6	2.2	1.7
ほとんど影響なし(2)	16	36	5	57	ほとんど影響なし(2)	2.6	2.0	1.1	2.0
影響なし(3)	28	103	18	149	影響なし(3)	4.5	5.8	4.0	5.2
中間(4)	82	213	55	350	中間(4)	13.1	12.0	12.2	12.2
影響あり(5)	63	211	43	317	影響あり(5)	10.0	11.8	9.6	11.1
かなり影響あり(6)	45	108	21	174	かなり影響あり(6)	7.2	6.1	4.7	6.1
非常に影響あり(7)	18	69	27	114	非常に影響あり(7)	2.9	3.9	6.0	4.0
EN	264	768	179	1211	EN	42.1	43.1	39.9	42.4
N-EN	363	1014	270	1647	N-EN	57.9	56.9	60.1	57.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

改革開放前

1. 労働団体 (e0121)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	15	29	11	55	全く影響力なし(1)	2.4	1.6	2.4	1.9
ほとんど影響力なし(2)	14	27	5	46	ほとんど影響力なし(2)	2.2	1.5	1.1	1.6
影響力なし(3)	18	42	13	73	影響力なし(3)	2.9	2.4	2.9	2.6
中間(4)	35	110	19	164	中間(4)	5.6	6.2	4.2	5.7
影響力あり(5)	35	149	23	207	影響力あり(5)	5.6	8.4	5.1	7.2
かなり影響力あり(6)	74	198	37	309	かなり影響力あり(6)	11.8	11.1	8.2	10.8
非常に影響力あり(7)	81	237	64	382	非常に影響力あり(7)	12.9	13.3	14.3	13.4
EN	272	792	172	1236	EN	43.4	44.4	38.3	43.2
N-EN	355	990	277	1622	N-EN	56.6	55.6	61.7	56.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 農業団体 (e0122)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	24	55	14	93	全く影響力なし(1)	3.8	3.1	3.1	3.3
ほとんど影響力なし(2)	27	63	11	101	ほとんど影響力なし(2)	4.3	3.5	2.4	3.5
影響力なし(3)	23	102	22	147	影響力なし(3)	3.7	5.7	4.9	5.1
中間(4)	54	203	43	300	中間(4)	8.6	11.4	9.6	10.5
影響力あり(5)	51	131	28	210	影響力あり(5)	8.1	7.4	6.2	7.3
かなり影響力あり(6)	40	105	24	169	かなり影響力あり(6)	6.4	5.9	5.3	5.9
非常に影響力あり(7)	31	84	22	137	非常に影響力あり(7)	4.9	4.7	4.9	4.8
EN	250	743	164	1157	EN	39.9	41.7	36.5	40.5
N-EN	377	1039	285	1701	N-EN	60.1	58.3	63.5	59.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 文化人・学者 (e0123)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	31	63	16	110	全く影響力なし(1)	4.9	3.5	3.6	3.8
ほとんど影響力なし(2)	55	115	24	194	ほとんど影響力なし(2)	8.8	6.5	5.3	6.8
影響力なし(3)	51	196	35	282	影響力なし(3)	8.1	11.0	7.8	9.9
中間(4)	67	243	50	360	中間(4)	10.7	13.6	11.1	12.6
影響力あり(5)	34	72	14	120	影響力あり(5)	5.4	4.0	3.1	4.2
かなり影響力あり(6)	13	45	15	73	かなり影響力あり(6)	2.1	2.5	3.3	2.6
非常に影響力あり(7)	12	36	15	63	非常に影響力あり(7)	1.9	2.0	3.3	2.2
EN	263	770	169	1202	EN	41.9	43.2	37.6	42.1
N-EN	364	1012	280	1656	N-EN	58.1	56.8	62.4	57.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 政府職員 (e0124)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	16	21	5	42	全く影響力なし(1)	2.6	1.2	1.1	1.5
ほとんど影響力なし(2)	1	5	1	7	ほとんど影響力なし(2)	0.2	0.3	0.2	0.2
影響力なし(3)	10	18	7	35	影響力なし(3)	1.6	1.0	1.6	1.2
中間(4)	22	83	27	132	中間(4)	3.5	4.7	6.0	4.6
影響力あり(5)	31	127	13	171	影響力あり(5)	4.9	7.1	2.9	6.0
かなり影響力あり(6)	65	185	41	291	かなり影響力あり(6)	10.4	10.4	9.1	10.2
非常に影響力あり(7)	129	360	86	575	非常に影響力あり(7)	20.6	20.2	19.2	20.1
EN	274	799	180	1253	EN	43.7	44.8	40.1	43.8
N-EN	353	983	269	1605	N-EN	56.3	55.2	59.9	56.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 党の幹部 (e0125)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	15	16	6	37	全く影響力なし(1)	2.4	0.9	1.3	1.3
ほとんど影響力なし(2)	5	3	1	9	ほとんど影響力なし(2)	0.8	0.2	0.2	0.3
影響力なし(3)	9	15	6	30	影響力なし(3)	1.4	0.8	1.3	1.0
中間(4)	19	79	16	114	中間(4)	3.0	4.4	3.6	4.0
影響力あり(5)	27	99	17	143	影響力あり(5)	4.3	5.6	3.8	5.0
かなり影響力あり(6)	46	144	35	225	かなり影響力あり(6)	7.3	8.1	7.8	7.9
非常に影響力あり(7)	136	409	84	629	非常に影響力あり(7)	21.7	23.0	18.7	22.0
EN	257	765	165	1187	EN	41.0	42.9	36.7	41.5
N-EN	370	1017	284	1671	N-EN	59.0	57.1	63.3	58.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 民主諸党派 (e0126)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	30	56	12	98	全く影響力なし(1)	4.8	3.1	2.7	3.4
ほとんど影響力なし(2)	25	122	27	174	ほとんど影響力なし(2)	4.0	6.8	6.0	6.1
影響力なし(3)	57	159	28	244	影響力なし(3)	9.1	8.9	6.2	8.5
中間(4)	70	234	58	362	中間(4)	11.2	13.1	12.9	12.7
影響力あり(5)	35	109	14	158	影響力あり(5)	5.6	6.1	3.1	5.5
かなり影響力あり(6)	24	38	12	74	かなり影響力あり(6)	3.8	2.1	2.7	2.6
非常に影響力あり(7)	8	19	11	38	非常に影響力あり(7)	1.3	1.1	2.4	1.3
EN	249	737	162	1148	EN	39.7	41.4	36.1	40.2
N-EN	378	1045	287	1710	N-EN	60.3	58.6	63.9	59.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 国営企業 (e0127)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	21	23	5	49	全く影響なし(1)	3.3	1.3	1.1	1.7
ほとんど影響なし(2)	8	31	6	45	ほとんど影響なし(2)	1.3	1.7	1.3	1.6
影響なし(3)	6	42	8	56	影響なし(3)	1.0	2.4	1.8	2.0
中間(4)	35	84	17	136	中間(4)	5.6	4.7	3.8	4.8
影響あり(5)	45	167	28	240	影響あり(5)	7.2	9.4	6.2	8.4
かなり影響あり(6)	73	199	34	306	かなり影響あり(6)	11.6	11.2	7.6	10.7
非常に影響あり(7)	72	185	69	326	非常に影響あり(7)	11.5	10.4	15.4	11.4
EN	260	731	167	1158	EN	41.5	41.0	37.2	40.5
N-EN	367	1051	282	1700	N-EN	58.5	59.0	62.8	59.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 私営企業 (e0128)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	114	279	59	452	全く影響なし(1)	18.2	15.7	13.1	15.8
ほとんど影響なし(2)	60	178	37	275	ほとんど影響なし(2)	9.6	10.0	8.2	9.6
影響なし(3)	33	134	27	194	影響なし(3)	5.3	7.5	6.0	6.8
中間(4)	22	90	25	137	中間(4)	3.5	5.1	5.6	4.8
影響あり(5)	8	30	7	45	影響あり(5)	1.3	1.7	1.6	1.6
かなり影響あり(6)	5	15	4	24	かなり影響あり(6)	0.8	0.8	0.9	0.8
非常に影響あり(7)	5	7	4	16	非常に影響あり(7)	0.8	0.4	0.9	0.6
EN	247	733	163	1143	EN	39.4	41.1	36.3	40.0
N-EN	380	1049	286	1715	N-EN	60.6	58.9	63.7	60.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. マスメディア (e0129)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	26	33	12	71	全く影響なし(1)	4.1	1.9	2.7	2.5
ほとんど影響なし(2)	26	58	14	98	ほとんど影響なし(2)	4.1	3.3	3.1	3.4
影響なし(3)	47	140	33	220	影響なし(3)	7.5	7.9	7.3	7.7
中間(4)	70	243	47	360	中間(4)	11.2	13.6	10.5	12.6
影響あり(5)	35	120	25	180	影響あり(5)	5.6	6.7	5.6	6.3
かなり影響あり(6)	20	80	16	116	かなり影響あり(6)	3.2	4.5	3.6	4.1
非常に影響あり(7)	27	57	14	98	非常に影響あり(7)	4.3	3.2	3.1	3.4
EN	251	731	161	1143	EN	40.0	41.0	35.9	40.0
N-EN	376	1051	288	1715	N-EN	60.0	59.0	64.1	60.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 消費者団体 (e0130)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	69	159	35	263	全く影響なし(1)	11.0	8.9	7.8	9.2
ほとんど影響なし(2)	53	171	29	253	ほとんど影響なし(2)	8.5	9.6	6.5	8.9
影響なし(3)	50	165	35	250	影響なし(3)	8.0	9.3	7.8	8.7
中間(4)	60	167	38	265	中間(4)	9.6	9.4	8.5	9.3
影響あり(5)	9	35	13	57	影響あり(5)	1.4	2.0	2.9	2.0
かなり影響あり(6)	4	6	4	14	かなり影響あり(6)	0.6	0.3	0.9	0.5
非常に影響あり(7)	5	8	4	17	非常に影響あり(7)	0.8	0.4	0.9	0.6
EN	250	711	158	1119	EN	39.9	39.9	35.2	39.2
N-EN	377	1071	291	1739	N-EN	60.1	60.1	64.8	60.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 社会福祉団体 (e0131)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	46	103	20	169	全く影響なし(1)	7.3	5.8	4.5	5.9
ほとんど影響なし(2)	63	171	30	264	ほとんど影響なし(2)	10.0	9.6	6.7	9.2
影響なし(3)	44	170	33	247	影響なし(3)	7.0	9.5	7.3	8.6
中間(4)	61	201	49	311	中間(4)	9.7	11.3	10.9	10.9
影響あり(5)	11	43	11	65	影響あり(5)	1.8	2.4	2.4	2.3
かなり影響あり(6)	5	8	5	18	かなり影響あり(6)	0.8	0.4	1.1	0.6
非常に影響あり(7)	2	10	2	14	非常に影響あり(7)	0.3	0.6	0.4	0.5
EN	232	706	150	1088	EN	37.0	39.6	33.4	38.1
N-EN	395	1076	299	1770	N-EN	63.0	60.4	66.6	61.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 社区（住民コミュニティ）組織 (e0132)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	69	161	33	263	全く影響なし(1)	11.0	9.0	7.3	9.2
ほとんど影響なし(2)	57	175	35	267	ほとんど影響なし(2)	9.1	9.8	7.8	9.3
影響なし(3)	36	162	34	232	影響なし(3)	5.7	9.1	7.6	8.1
中間(4)	56	146	30	232	中間(4)	8.9	8.2	6.7	8.1
影響あり(5)	13	40	14	67	影響あり(5)	2.1	2.2	3.1	2.3
かなり影響あり(6)	6	10	3	19	かなり影響あり(6)	1.0	0.6	0.7	0.7
非常に影響あり(7)	3	9	2	14	非常に影響あり(7)	0.5	0.5	0.4	0.5
EN	240	703	151	1094	EN	38.3	39.5	33.6	38.3
N-EN	387	1079	298	1764	N-EN	61.7	60.5	66.4	61.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 婦人団体 (e0133)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	22	36	13	71	全く影響力なし(1)	3.5	2.0	2.9	2.5
ほとんど影響力なし(2)	26	97	16	139	ほとんど影響力なし(2)	4.1	5.4	3.6	4.9
影響力なし(3)	47	139	22	208	影響力なし(3)	7.5	7.8	4.9	7.3
中間(4)	95	276	54	425	中間(4)	15.2	15.5	12.0	14.9
影響力あり(5)	30	103	26	159	影響力あり(5)	4.8	5.8	5.8	5.6
かなり影響力あり(6)	14	29	7	50	かなり影響力あり(6)	2.2	1.6	1.6	1.7
非常に影響力あり(7)	4	19	8	31	非常に影響力あり(7)	0.6	1.1	1.8	1.1
EN	238	699	146	1083	EN	38.0	39.2	32.5	37.9
N-EN	389	1083	303	1775	N-EN	62.0	60.8	67.5	62.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 地方政府 (e0134)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	16	19	5	40	全く影響力なし(1)	2.6	1.1	1.1	1.4
ほとんど影響力なし(2)	12	17	2	31	ほとんど影響力なし(2)	1.9	1.0	0.4	1.1
影響力なし(3)	19	49	14	82	影響力なし(3)	3.0	2.7	3.1	2.9
中間(4)	60	136	44	240	中間(4)	9.6	7.6	9.8	8.4
影響力あり(5)	34	165	26	225	影響力あり(5)	5.4	9.3	5.8	7.9
かなり影響力あり(6)	65	181	25	271	かなり影響力あり(6)	10.4	10.2	5.6	9.5
非常に影響力あり(7)	46	170	42	258	非常に影響力あり(7)	7.3	9.5	9.4	9.0
EN	252	737	158	1147	EN	40.2	41.4	35.2	40.1
N-EN	375	1045	291	1711	N-EN	59.8	58.6	64.8	59.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

15. 外国政府 (e0135)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響力なし(1)	45	91	32	168	全く影響力なし(1)	7.2	5.1	7.1	5.9
ほとんど影響力なし(2)	44	140	26	210	ほとんど影響力なし(2)	7.0	7.9	5.8	7.3
影響力なし(3)	55	140	26	221	影響力なし(3)	8.8	7.9	5.8	7.7
中間(4)	66	170	33	269	中間(4)	10.5	9.5	7.3	9.4
影響力あり(5)	21	78	19	118	影響力あり(5)	3.3	4.4	4.2	4.1
かなり影響力あり(6)	5	34	6	45	かなり影響力あり(6)	0.8	1.9	1.3	1.6
非常に影響力あり(7)	4	28	3	35	非常に影響力あり(7)	0.6	1.6	0.7	1.2
EN	240	681	145	1066	EN	38.3	38.2	32.3	37.3
N-EN	387	1101	304	1792	N-EN	61.7	61.8	67.7	62.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

16. 国際機関 (e0136)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	44	94	22	160	全く影響なし(1)	7.0	5.3	4.9	5.6
ほとんど影響なし(2)	48	141	22	211	ほとんど影響なし(2)	7.7	7.9	4.9	7.4
影響なし(3)	43	143	33	219	影響なし(3)	6.9	8.0	7.3	7.7
中間(4)	76	188	38	302	中間(4)	12.1	10.5	8.5	10.6
影響あり(5)	16	60	21	97	影響あり(5)	2.6	3.4	4.7	3.4
かなり影響あり(6)	8	37	6	51	かなり影響あり(6)	1.3	2.1	1.3	1.8
非常に影響あり(7)	4	23	4	31	非常に影響あり(7)	0.6	1.3	0.9	1.1
EN	239	686	146	1071	EN	38.1	38.5	32.5	37.5
N-EN	388	1096	303	1787	N-EN	61.9	61.5	67.5	62.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

17. 外国の利益団体 (e0137)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	70	170	42	282	全く影響なし(1)	11.2	9.5	9.4	9.9
ほとんど影響なし(2)	57	158	32	247	ほとんど影響なし(2)	9.1	8.9	7.1	8.6
影響なし(3)	45	123	22	190	影響なし(3)	7.2	6.9	4.9	6.6
中間(4)	44	144	30	218	中間(4)	7.0	8.1	6.7	7.6
影響あり(5)	11	36	12	59	影響あり(5)	1.8	2.0	2.7	2.1
かなり影響あり(6)	3	21	4	28	かなり影響あり(6)	0.5	1.2	0.9	1.0
非常に影響あり(7)	2	5	1	8	非常に影響あり(7)	0.3	0.3	0.2	0.3
EN	232	657	143	1032	EN	37.0	36.9	31.8	36.1
N-EN	395	1125	306	1826	N-EN	63.0	63.1	68.2	63.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

18. 大学生 (e0138)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
全く影響なし(1)	35	61	11	107	全く影響なし(1)	5.6	3.4	2.4	3.7
ほとんど影響なし(2)	46	106	25	177	ほとんど影響なし(2)	7.3	5.9	5.6	6.2
影響なし(3)	45	127	22	194	影響なし(3)	7.2	7.1	4.9	6.8
中間(4)	72	222	51	345	中間(4)	11.5	12.5	11.4	12.1
影響あり(5)	24	117	31	172	影響あり(5)	3.8	6.6	6.9	6.0
かなり影響あり(6)	19	45	8	72	かなり影響あり(6)	3.0	2.5	1.8	2.5
非常に影響あり(7)	8	44	11	63	非常に影響あり(7)	1.3	2.5	2.4	2.2
EN	249	722	159	1130	EN	39.7	40.5	35.4	39.5
N-EN	378	1060	290	1728	N-EN	60.3	59.5	64.6	60.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

E2. あなたの団体は、下記の諸集団とどのような関係にありますか。現在の状況と改革開放前の状況とを比較し、それぞれ後ろの点数から選んでください。

現在

1. 労働団体 (e0201)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	7	14	1	22	非常に対立的(1)	1.1	0.8	0.2	0.8
比較的对立的(2)	5	15	5	25	比較的对立的(2)	0.8	0.8	1.1	0.9
やや対立的(3)	10	49	10	69	やや対立的(3)	1.6	2.7	2.2	2.4
中間(4)	97	347	78	522	中間(4)	15.5	19.5	17.4	18.3
やや協調的(5)	22	104	23	149	やや協調的(5)	3.5	5.8	5.1	5.2
比較的協調的(6)	22	72	20	114	比較的協調的(6)	3.5	4.0	4.5	4.0
非常に協調的(7)	29	89	22	140	非常に協調的(7)	4.6	5.0	4.9	4.9
EN	192	690	159	1041	EN	30.6	38.7	35.4	36.4
N-EN	435	1092	290	1817	N-EN	69.4	61.3	64.6	63.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 農業団体 (e0202)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	13	16	4	33	非常に対立的(1)	2.1	0.9	0.9	1.2
比較的对立的(2)	6	26	4	36	比較的对立的(2)	1.0	1.5	0.9	1.3
やや対立的(3)	11	47	8	66	やや対立的(3)	1.8	2.6	1.8	2.3
中間(4)	95	333	73	501	中間(4)	15.2	18.7	16.3	17.5
やや協調的(5)	13	93	20	126	やや協調的(5)	2.1	5.2	4.5	4.4
比較的協調的(6)	27	78	20	125	比較的協調的(6)	4.3	4.4	4.5	4.4
非常に協調的(7)	23	73	35	131	非常に協調的(7)	3.7	4.1	7.8	4.6
EN	188	666	164	1018	EN	30.0	37.4	36.5	35.6
N-EN	439	1116	285	1840	N-EN	70.0	62.6	63.5	64.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 文化人・学者 (e0203)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	2	6	2	10	非常に対立的(1)	0.3	0.3	0.4	0.3
比較的对立的(2)	2	6	1	9	比較的对立的(2)	0.3	0.3	0.2	0.3
やや対立的(3)	6	26	2	34	やや対立的(3)	1.0	1.5	0.4	1.2
中間(4)	61	219	46	326	中間(4)	9.7	12.3	10.2	11.4
やや協調的(5)	51	189	37	277	やや協調的(5)	8.1	10.6	8.2	9.7
比較的協調的(6)	64	185	47	296	比較的協調的(6)	10.2	10.4	10.5	10.4
非常に協調的(7)	52	138	54	244	非常に協調的(7)	8.3	7.7	12.0	8.5
EN	238	769	189	1196	EN	38.0	43.2	42.1	41.8
N-EN	389	1013	260	1662	N-EN	62.0	56.8	57.9	58.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 政府職員 (e0204)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	1	3	3	7	非常に対立的(1)	0.2	0.2	0.7	0.2
比較的对立的(2)	5	6	1	12	比較的对立的(2)	0.8	0.3	0.2	0.4
やや対立的(3)	10	32	4	46	やや対立的(3)	1.6	1.8	0.9	1.6
中間(4)	66	249	56	371	中間(4)	10.5	14.0	12.5	13.0
やや協調的(5)	54	199	37	290	やや協調的(5)	8.6	11.2	8.2	10.1
比較的協調的(6)	76	198	44	318	比較的協調的(6)	12.1	11.1	9.8	11.1
非常に協調的(7)	48	105	44	197	非常に協調的(7)	7.7	5.9	9.8	6.9
EN	260	792	189	1241	EN	41.5	44.4	42.1	43.4
N-EN	367	990	260	1617	N-EN	58.5	55.6	57.9	56.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 党の幹部 (e0205)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	3	6	2	11	非常に対立的(1)	0.5	0.3	0.4	0.4
比較的对立的(2)	3	7	2	12	比較的对立的(2)	0.5	0.4	0.4	0.4
やや対立的(3)	9	25	8	42	やや対立的(3)	1.4	1.4	1.8	1.5
中間(4)	59	245	46	350	中間(4)	9.4	13.7	10.2	12.2
やや協調的(5)	52	177	31	260	やや協調的(5)	8.3	9.9	6.9	9.1
比較的協調的(6)	50	181	35	266	比較的協調的(6)	8.0	10.2	7.8	9.3
非常に協調的(7)	55	94	41	190	非常に協調的(7)	8.8	5.3	9.1	6.6
EN	231	735	165	1131	EN	36.8	41.2	36.7	39.6
N-EN	396	1047	284	1727	N-EN	63.2	58.8	63.3	60.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 民主諸党派 (e0206)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	5	12	6	23	非常に対立的(1)	0.8	0.7	1.3	0.8
比較的对立的(2)	7	19	2	28	比較的对立的(2)	1.1	1.1	0.4	1.0
やや対立的(3)	11	35	4	50	やや対立的(3)	1.8	2.0	0.9	1.7
中間(4)	85	307	72	464	中間(4)	13.6	17.2	16.0	16.2
やや協調的(5)	38	137	25	200	やや協調的(5)	6.1	7.7	5.6	7.0
比較的協調的(6)	24	103	28	155	比較的協調的(6)	3.8	5.8	6.2	5.4
非常に協調的(7)	24	67	24	115	非常に協調的(7)	3.8	3.8	5.3	4.0
EN	194	680	161	1035	EN	30.9	38.2	35.9	36.2
N-EN	433	1102	288	1823	N-EN	69.1	61.8	64.1	63.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 国営企業 (e0207)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	5	19	4	28	非常に対立的(1)	0.8	1.1	0.9	1.0
比較的对立的(2)	9	41	5	55	比較的对立的(2)	1.4	2.3	1.1	1.9
やや対立的(3)	15	72	9	96	やや対立的(3)	2.4	4.0	2.0	3.4
中間(4)	89	320	75	484	中間(4)	14.2	18.0	16.7	16.9
やや協調的(5)	37	128	33	198	やや協調的(5)	5.9	7.2	7.3	6.9
比較的協調的(6)	41	76	24	141	比較的協調的(6)	6.5	4.3	5.3	4.9
非常に協調的(7)	35	56	26	117	非常に協調的(7)	5.6	3.1	5.8	4.1
EN	231	712	176	1119	EN	36.8	40.0	39.2	39.2
N-EN	396	1070	273	1739	N-EN	63.2	60.0	60.8	60.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 私営企業 (e0208)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	5	21	1	27	非常に対立的(1)	0.8	1.2	0.2	0.9
比較的对立的(2)	12	22	3	37	比較的对立的(2)	1.9	1.2	0.7	1.3
やや対立的(3)	22	51	12	85	やや対立的(3)	3.5	2.9	2.7	3.0
中間(4)	85	286	65	436	中間(4)	13.6	16.0	14.5	15.3
やや協調的(5)	44	154	32	230	やや協調的(5)	7.0	8.6	7.1	8.0
比較的協調的(6)	25	113	25	163	比較的協調的(6)	4.0	6.3	5.6	5.7
非常に協調的(7)	26	89	35	150	非常に協調的(7)	4.1	5.0	7.8	5.2
EN	219	736	173	1128	EN	34.9	41.3	38.5	39.5
N-EN	408	1046	276	1730	N-EN	65.1	58.7	61.5	60.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. マスメディア (e0209)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	5	7	1	13	非常に対立的(1)	0.8	0.4	0.2	0.5
比較的对立的(2)	4	9	1	14	比較的对立的(2)	0.6	0.5	0.2	0.5
やや対立的(3)	8	29	5	42	やや対立的(3)	1.3	1.6	1.1	1.5
中間(4)	89	237	48	374	中間(4)	14.2	13.3	10.7	13.1
やや協調的(5)	41	194	34	269	やや協調的(5)	6.5	10.9	7.6	9.4
比較の協調的(6)	47	146	40	233	比較の協調的(6)	7.5	8.2	8.9	8.2
非常に協調的(7)	32	107	39	178	非常に協調的(7)	5.1	6.0	8.7	6.2
EN	226	729	168	1123	EN	36.0	40.9	37.4	39.3
N-EN	401	1053	281	1735	N-EN	64.0	59.1	62.6	60.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 消費者団体 (e0210)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	7	19	2	28	非常に対立的(1)	1.1	1.1	0.4	1.0
比較的对立的(2)	9	18	3	30	比較的对立的(2)	1.4	1.0	0.7	1.0
やや対立的(3)	17	51	7	75	やや対立的(3)	2.7	2.9	1.6	2.6
中間(4)	87	299	67	453	中間(4)	13.9	16.8	14.9	15.9
やや協調的(5)	25	118	27	170	やや協調的(5)	4.0	6.6	6.0	5.9
比較の協調的(6)	23	78	19	120	比較の協調的(6)	3.7	4.4	4.2	4.2
非常に協調的(7)	20	55	25	100	非常に協調的(7)	3.2	3.1	5.6	3.5
EN	188	638	150	976	EN	30.0	35.8	33.4	34.1
N-EN	439	1144	299	1882	N-EN	70.0	64.2	66.6	65.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 社会福祉団体 (e0211)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	9	18	3	30	非常に対立的(1)	1.4	1.0	0.7	1.0
比較的对立的(2)	10	26	4	40	比較的对立的(2)	1.6	1.5	0.9	1.4
やや対立的(3)	13	53	4	70	やや対立的(3)	2.1	3.0	0.9	2.4
中間(4)	87	324	82	493	中間(4)	13.9	18.2	18.3	17.2
やや協調的(5)	27	98	20	145	やや協調的(5)	4.3	5.5	4.5	5.1
比較の協調的(6)	18	63	15	96	比較の協調的(6)	2.9	3.5	3.3	3.4
非常に協調的(7)	19	47	17	83	非常に協調的(7)	3.0	2.6	3.8	2.9
EN	183	629	145	957	EN	29.2	35.3	32.3	33.5
N-EN	444	1153	304	1901	N-EN	70.8	64.7	67.7	66.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 社区(住民コミュニティ)組織 (e0212)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	8	19	4	31	非常に対立的(1)	1.3	1.1	0.9	1.1
比較的对立的(2)	9	24	2	35	比較的对立的(2)	1.4	1.3	0.4	1.2
やや対立的(3)	12	60	7	79	やや対立的(3)	1.9	3.4	1.6	2.8
中間(4)	79	291	85	455	中間(4)	12.6	16.3	18.9	15.9
やや協調的(5)	40	110	18	168	やや協調的(5)	6.4	6.2	4.0	5.9
比較の協調的(6)	29	75	18	122	比較の協調的(6)	4.6	4.2	4.0	4.3
非常に協調的(7)	20	51	25	96	非常に協調的(7)	3.2	2.9	5.6	3.4
EN	197	630	159	986	EN	31.4	35.4	35.4	34.5
N-EN	430	1152	290	1872	N-EN	68.6	64.6	64.6	65.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 婦人団体 (e0213)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	10	24	4	38	非常に対立的(1)	1.6	1.3	0.9	1.3
比較的对立的(2)	8	27	2	37	比較的对立的(2)	1.3	1.5	0.4	1.3
やや対立的(3)	12	53	3	68	やや対立的(3)	1.9	3.0	0.7	2.4
中間(4)	86	306	81	473	中間(4)	13.7	17.2	18.0	16.6
やや協調的(5)	30	93	19	142	やや協調的(5)	4.8	5.2	4.2	5.0
比較的協調的(6)	26	72	20	118	比較的協調的(6)	4.1	4.0	4.5	4.1
非常に協調的(7)	24	58	20	102	非常に協調的(7)	3.8	3.3	4.5	3.6
EN	196	633	149	978	EN	31.3	35.5	33.2	34.2
N-EN	431	1149	300	1880	N-EN	68.7	64.5	66.8	65.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 地方政府 (e0214)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	6	9	2	17	非常に対立的(1)	1.0	0.5	0.4	0.6
比較的对立的(2)	1	8	3	12	比較的对立的(2)	0.2	0.4	0.7	0.4
やや対立的(3)	8	21	3	32	やや対立的(3)	1.3	1.2	0.7	1.1
中間(4)	58	195	46	299	中間(4)	9.3	10.9	10.2	10.5
やや協調的(5)	49	162	38	249	やや協調的(5)	7.8	9.1	8.5	8.7
比較的協調的(6)	57	204	49	310	比較的協調的(6)	9.1	11.4	10.9	10.8
非常に協調的(7)	53	126	47	226	非常に協調的(7)	8.5	7.1	10.5	7.9
EN	232	725	188	1145	EN	37.0	40.7	41.9	40.1
N-EN	395	1057	261	1713	N-EN	63.0	59.3	58.1	59.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

15. 外国政府 (e0215)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	37	96	19	152	非常に対立的(1)	5.9	5.4	4.2	5.3
比較的对立的(2)	10	46	6	62	比較的对立的(2)	1.6	2.6	1.3	2.2
やや対立的(3)	10	47	11	68	やや対立的(3)	1.6	2.6	2.4	2.4
中間(4)	76	241	58	375	中間(4)	12.1	13.5	12.9	13.1
やや協調的(5)	18	41	11	70	やや協調的(5)	2.9	2.3	2.4	2.4
比較的協調的(6)	7	33	6	46	比較的協調的(6)	1.1	1.9	1.3	1.6
非常に協調的(7)	10	24	7	41	非常に協調的(7)	1.6	1.3	1.6	1.4
EN	168	528	118	814	EN	26.8	29.6	26.3	28.5
N-EN	459	1254	331	2044	N-EN	73.2	70.4	73.7	71.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

16. 国際機関 (e0216)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	31	97	15	143	非常に対立的(1)	4.9	5.4	3.3	5.0
比較的对立的(2)	11	41	8	60	比較的对立的(2)	1.8	2.3	1.8	2.1
やや対立的(3)	9	50	9	68	やや対立的(3)	1.4	2.8	2.0	2.4
中間(4)	75	243	63	381	中間(4)	12.0	13.6	14.0	13.3
やや協調的(5)	26	43	13	82	やや協調的(5)	4.1	2.4	2.9	2.9
比較的協調的(6)	10	33	5	48	比較的協調的(6)	1.6	1.9	1.1	1.7
非常に協調的(7)	12	25	9	46	非常に協調的(7)	1.9	1.4	2.0	1.6
EN	174	532	122	828	EN	27.8	29.9	27.2	29.0
N-EN	453	1250	327	2030	N-EN	72.2	70.1	72.8	71.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

17. 外国の利益団体 (e0217)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	37	105	19	161	非常に対立的(1)	5.9	5.9	4.2	5.6
比較的对立的(2)	14	50	7	71	比較的对立的(2)	2.2	2.8	1.6	2.5
やや対立的(3)	11	43	9	63	やや対立的(3)	1.8	2.4	2.0	2.2
中間(4)	73	246	63	382	中間(4)	11.6	13.8	14.0	13.4
やや協調的(5)	12	33	8	53	やや協調的(5)	1.9	1.9	1.8	1.9
比較の協調的(6)	6	25	5	36	比較の協調的(6)	1.0	1.4	1.1	1.3
非常に協調的(7)	10	22	6	38	非常に協調的(7)	1.6	1.2	1.3	1.3
EN	163	524	117	804	EN	26.0	29.4	26.1	28.1
N-EN	464	1258	332	2054	N-EN	74.0	70.6	73.9	71.9
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

18. 大学生 (e0218)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	9	35	5	49	非常に対立的(1)	1.4	2.0	1.1	1.7
比較的对立的(2)	8	23	6	37	比較的对立的(2)	1.3	1.3	1.3	1.3
やや対立的(3)	16	38	8	62	やや対立的(3)	2.6	2.1	1.8	2.2
中間(4)	81	238	46	365	中間(4)	12.9	13.4	10.2	12.8
やや協調的(5)	31	119	28	178	やや協調的(5)	4.9	6.7	6.2	6.2
比較の協調的(6)	29	87	22	138	比較の協調的(6)	4.6	4.9	4.9	4.8
非常に協調的(7)	17	64	23	104	非常に協調的(7)	2.7	3.6	5.1	3.6
EN	191	604	138	933	EN	30.5	33.9	30.7	32.6
N-EN	436	1178	311	1925	N-EN	69.5	66.1	69.3	67.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

改革開放前

1. 労働団体 (e0221)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	8	17	6	31	非常に対立的(1)	1.3	1.0	1.3	1.1
比較的对立的(2)	2	17	3	22	比較的对立的(2)	0.3	1.0	0.7	0.8
やや対立的(3)	7	28	7	42	やや対立的(3)	1.1	1.6	1.6	1.5
中間(4)	54	210	45	309	中間(4)	8.6	11.8	10.0	10.8
やや協調的(5)	11	58	14	83	やや協調的(5)	1.8	3.3	3.1	2.9
比較の協調的(6)	17	44	5	66	比較の協調的(6)	2.7	2.5	1.1	2.3
非常に協調的(7)	21	51	15	87	非常に協調的(7)	3.3	2.9	3.3	3.0
EN	120	425	95	640	EN	19.1	23.8	21.2	22.4
N-EN	507	1357	354	2218	N-EN	80.9	76.2	78.8	77.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 農業団体 (e0222)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	12	21	5	38	非常に対立的(1)	1.9	1.2	1.1	1.3
比較的对立的(2)	6	25	2	33	比較的对立的(2)	1.0	1.4	0.4	1.2
やや対立的(3)	9	33	10	52	やや対立的(3)	1.4	1.9	2.2	1.8
中間(4)	54	219	48	321	中間(4)	8.6	12.3	10.7	11.2
やや協調的(5)	11	46	13	70	やや協調的(5)	1.8	2.6	2.9	2.4
比較の協調的(6)	9	36	8	53	比較の協調的(6)	1.4	2.0	1.8	1.9
非常に協調的(7)	13	31	12	56	非常に協調的(7)	2.1	1.7	2.7	2.0
EN	114	411	98	623	EN	18.2	23.1	21.8	21.8
N-EN	513	1371	351	2235	N-EN	81.8	76.9	78.2	78.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 文化人・学者 (e0223)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	2	13	4	19	非常に対立的(1)	0.3	0.7	0.9	0.7
比較的对立的(2)	7	19	5	31	比較的对立的(2)	1.1	1.1	1.1	1.1
やや対立的(3)	10	55	9	74	やや対立的(3)	1.6	3.1	2.0	2.6
中間(4)	56	197	41	294	中間(4)	8.9	11.1	9.1	10.3
やや協調的(5)	26	78	22	126	やや協調的(5)	4.1	4.4	4.9	4.4
比較の協調的(6)	17	49	14	80	比較の協調的(6)	2.7	2.7	3.1	2.8
非常に協調的(7)	20	48	14	82	非常に協調的(7)	3.2	2.7	3.1	2.9
EN	138	459	109	706	EN	22.0	25.8	24.3	24.7
N-EN	489	1323	340	2152	N-EN	78.0	74.2	75.7	75.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 政府職員 (e0224)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	4	15	3	22	非常に対立的(1)	0.6	0.8	0.7	0.8
比較的对立的(2)	8	15	2	25	比較的对立的(2)	1.3	0.8	0.4	0.9
やや対立的(3)	11	34	0	45	やや対立的(3)	1.8	1.9		1.6
中間(4)	46	177	45	268	中間(4)	7.3	9.9	10.0	9.4
やや協調的(5)	20	97	21	138	やや協調的(5)	3.2	5.4	4.7	4.8
比較の協調的(6)	28	75	15	118	比較の協調的(6)	4.5	4.2	3.3	4.1
非常に協調的(7)	30	47	21	98	非常に協調的(7)	4.8	2.6	4.7	3.4
EN	147	460	107	714	EN	23.4	25.8	23.8	25.0
N-EN	480	1322	342	2144	N-EN	76.6	74.2	76.2	75.0
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 党の幹部 (e0225)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	5	12	4	21	非常に対立的(1)	0.8	0.7	0.9	0.7
比較的对立的(2)	7	8	2	17	比較的对立的(2)	1.1	0.4	0.4	0.6
やや対立的(3)	8	40	3	51	やや対立的(3)	1.3	2.2	0.7	1.8
中間(4)	43	180	39	262	中間(4)	6.9	10.1	8.7	9.2
やや協調的(5)	21	72	15	108	やや協調的(5)	3.3	4.0	3.3	3.8
比較の協調的(6)	15	81	17	113	比較の協調的(6)	2.4	4.5	3.8	4.0
非常に協調的(7)	31	44	16	91	非常に協調的(7)	4.9	2.5	3.6	3.2
EN	130	437	96	663	EN	20.7	24.5	21.4	23.2
N-EN	497	1345	353	2195	N-EN	79.3	75.5	78.6	76.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 民主諸党派 (e0226)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	8	19	3	30	非常に対立的(1)	1.3	1.1	0.7	1.0
比較的对立的(2)	8	29	4	41	比較的对立的(2)	1.3	1.6	0.9	1.4
やや対立的(3)	15	46	6	67	やや対立的(3)	2.4	2.6	1.3	2.3
中間(4)	54	211	53	318	中間(4)	8.6	11.8	11.8	11.1
やや協調的(5)	10	53	13	76	やや協調的(5)	1.6	3.0	2.9	2.7
比較の協調的(6)	13	33	6	52	比較の協調的(6)	2.1	1.9	1.3	1.8
非常に協調的(7)	8	20	7	35	非常に協調的(7)	1.3	1.1	1.6	1.2
EN	116	411	92	619	EN	18.5	23.1	20.5	21.7
N-EN	511	1371	357	2239	N-EN	81.5	76.9	79.5	78.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 国営企業 (e0227)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	4	20	3	27	非常に対立的(1)	0.6	1.1	0.7	0.9
比較的对立的(2)	5	26	1	32	比較的对立的(2)	0.8	1.5	0.2	1.1
やや対立的(3)	11	35	8	54	やや対立的(3)	1.8	2.0	1.8	1.9
中間(4)	54	181	45	280	中間(4)	8.6	10.2	10.0	9.8
やや協調的(5)	15	51	16	82	やや協調的(5)	2.4	2.9	3.6	2.9
比較的協調的(6)	25	65	13	103	比較的協調的(6)	4.0	3.6	2.9	3.6
非常に協調的(7)	23	48	19	90	非常に協調的(7)	3.7	2.7	4.2	3.1
EN	137	426	105	668	EN	21.9	23.9	23.4	23.4
N-EN	490	1356	344	2190	N-EN	78.1	76.1	76.6	76.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 私営企業 (e0228)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	19	55	9	83	非常に対立的(1)	3.0	3.1	2.0	2.9
比較的对立的(2)	18	62	8	88	比較的对立的(2)	2.9	3.5	1.8	3.1
やや対立的(3)	20	67	17	104	やや対立的(3)	3.2	3.8	3.8	3.6
中間(4)	46	181	44	271	中間(4)	7.3	10.2	9.8	9.5
やや協調的(5)	7	30	6	43	やや協調的(5)	1.1	1.7	1.3	1.5
比較的協調的(6)	8	17	5	30	比較的協調的(6)	1.3	1.0	1.1	1.0
非常に協調的(7)	10	16	6	32	非常に協調的(7)	1.6	0.9	1.3	1.1
EN	128	428	95	651	EN	20.4	24.0	21.2	22.8
N-EN	499	1354	354	2207	N-EN	79.6	76.0	78.8	77.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

9. マスメディア (e0229)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	6	20	5	31	非常に対立的(1)	1.0	1.1	1.1	1.1
比較的对立的(2)	12	23	3	38	比較的对立的(2)	1.9	1.3	0.7	1.3
やや対立的(3)	17	52	7	76	やや対立的(3)	2.7	2.9	1.6	2.7
中間(4)	66	220	50	336	中間(4)	10.5	12.3	11.1	11.8
やや協調的(5)	9	50	13	72	やや協調的(5)	1.4	2.8	2.9	2.5
比較的協調的(6)	9	33	13	55	比較的協調的(6)	1.4	1.9	2.9	1.9
非常に協調的(7)	12	26	8	46	非常に協調的(7)	1.9	1.5	1.8	1.6
EN	131	424	99	654	EN	20.9	23.8	22.0	22.9
N-EN	496	1358	350	2204	N-EN	79.1	76.2	78.0	77.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

10. 消費者団体 (e0230)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	11	24	7	42	非常に対立的(1)	1.8	1.3	1.6	1.5
比較的对立的(2)	13	27	6	46	比較的对立的(2)	2.1	1.5	1.3	1.6
やや対立的(3)	14	40	10	64	やや対立的(3)	2.2	2.2	2.2	2.2
中間(4)	52	226	51	329	中間(4)	8.3	12.7	11.4	11.5
やや協調的(5)	10	40	9	59	やや協調的(5)	1.6	2.2	2.0	2.1
比較的協調的(6)	5	16	5	26	比較的協調的(6)	0.8	0.9	1.1	0.9
非常に協調的(7)	10	13	4	27	非常に協調的(7)	1.6	0.7	0.9	0.9
EN	115	386	92	593	EN	18.3	21.7	20.5	20.7
N-EN	512	1396	357	2265	N-EN	81.7	78.3	79.5	79.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

11. 社会福祉団体 (e0231)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	9	24	6	39	非常に対立的(1)	1.4	1.3	1.3	1.4
比較的对立的(2)	12	24	6	42	比較的对立的(2)	1.9	1.3	1.3	1.5
やや対立的(3)	14	51	10	75	やや対立的(3)	2.2	2.9	2.2	2.6
中間(4)	55	227	51	333	中間(4)	8.8	12.7	11.4	11.7
やや協調的(5)	7	27	7	41	やや協調的(5)	1.1	1.5	1.6	1.4
比較の協調的(6)	6	21	3	30	比較の協調的(6)	1.0	1.2	0.7	1.0
非常に協調的(7)	9	12	5	26	非常に協調的(7)	1.4	0.7	1.1	0.9
EN	112	386	88	586	EN	17.9	21.7	19.6	20.5
N-EN	515	1396	361	2272	N-EN	82.1	78.3	80.4	79.5
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

12. 社区 (住民コミュニティ) 組織 (e0232)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	12	34	9	55	非常に対立的(1)	1.9	1.9	2.0	1.9
比較的对立的(2)	13	39	6	58	比較的对立的(2)	2.1	2.2	1.3	2.0
やや対立的(3)	12	52	9	73	やや対立的(3)	1.9	2.9	2.0	2.6
中間(4)	56	193	58	307	中間(4)	8.9	10.8	12.9	10.7
やや協調的(5)	8	32	6	46	やや協調的(5)	1.3	1.8	1.3	1.6
比較の協調的(6)	6	17	4	27	比較の協調的(6)	1.0	1.0	0.9	0.9
非常に協調的(7)	9	13	6	28	非常に協調的(7)	1.4	0.7	1.3	1.0
EN	116	380	98	594	EN	18.5	21.3	21.8	20.8
N-EN	511	1402	351	2264	N-EN	81.5	78.7	78.2	79.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

13. 婦人団体 (e0233)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	10	24	4	38	非常に対立的(1)	1.6	1.3	0.9	1.3
比較的对立的(2)	14	31	5	50	比較的对立的(2)	2.2	1.7	1.1	1.7
やや対立的(3)	9	37	9	55	やや対立的(3)	1.4	2.1	2.0	1.9
中間(4)	53	206	60	319	中間(4)	8.5	11.6	13.4	11.2
やや協調的(5)	8	42	5	55	やや協調的(5)	1.3	2.4	1.1	1.9
比較の協調的(6)	10	22	1	33	比較の協調的(6)	1.6	1.2	0.2	1.2
非常に協調的(7)	15	22	7	44	非常に協調的(7)	2.4	1.2	1.6	1.5
EN	119	384	91	594	EN	19.0	21.5	20.3	20.8
N-EN	508	1398	358	2264	N-EN	81.0	78.5	79.7	79.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

14. 地方政府 (e0234)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	7	22	3	32	非常に対立的(1)	1.1	1.2	0.7	1.1
比較的对立的(2)	4	9	3	16	比較的对立的(2)	0.6	0.5	0.7	0.6
やや対立的(3)	10	25	6	41	やや対立的(3)	1.6	1.4	1.3	1.4
中間(4)	47	165	46	258	中間(4)	7.5	9.3	10.2	9.0
やや協調的(5)	20	75	20	115	やや協調的(5)	3.2	4.2	4.5	4.0
比較の協調的(6)	15	77	14	106	比較の協調的(6)	2.4	4.3	3.1	3.7
非常に協調的(7)	24	50	13	87	非常に協調的(7)	3.8	2.8	2.9	3.0
EN	127	423	105	655	EN	20.3	23.7	23.4	22.9
N-EN	500	1359	344	2203	N-EN	79.7	76.3	76.6	77.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

15. 外国政府 (e0235)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	21	73	18	112	非常に対立的(1)	3.3	4.1	4.0	3.9
比較的对立的(2)	9	36	7	52	比較的对立的(2)	1.4	2.0	1.6	1.8
やや対立的(3)	12	33	4	49	やや対立的(3)	1.9	1.9	0.9	1.7
中間(4)	50	160	41	251	中間(4)	8.0	9.0	9.1	8.8
やや協調的(5)	4	17	5	26	やや協調的(5)	0.6	1.0	1.1	0.9
比較の協調的(6)	3	8	1	12	比較の協調的(6)	0.5	0.4	0.2	0.4
非常に協調的(7)	7	10	2	19	非常に協調的(7)	1.1	0.6	0.4	0.7
EN	106	337	78	521	EN	16.9	18.9	17.4	18.2
N-EN	521	1445	371	2337	N-EN	83.1	81.1	82.6	81.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

16. 国際機関 (e0236)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	22	77	18	117	非常に対立的(1)	3.5	4.3	4.0	4.1
比較的对立的(2)	9	41	8	58	比較的对立的(2)	1.4	2.3	1.8	2.0
やや対立的(3)	11	28	6	45	やや対立的(3)	1.8	1.6	1.3	1.6
中間(4)	55	161	37	253	中間(4)	8.8	9.0	8.2	8.9
やや協調的(5)	5	15	5	25	やや協調的(5)	0.8	0.8	1.1	0.9
比較の協調的(6)	3	9	1	13	比較の協調的(6)	0.5	0.5	0.2	0.5
非常に協調的(7)	8	10	2	20	非常に協調的(7)	1.3	0.6	0.4	0.7
EN	113	341	77	531	EN	18.0	19.1	17.1	18.6
N-EN	514	1441	372	2327	N-EN	82.0	80.9	82.9	81.4
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

17. 外国の利益団体 (e0237)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	24	81	18	123	非常に対立的(1)	3.8	4.5	4.0	4.3
比較的对立的(2)	9	37	8	54	比較的对立的(2)	1.4	2.1	1.8	1.9
やや対立的(3)	12	28	7	47	やや対立的(3)	1.9	1.6	1.6	1.6
中間(4)	47	161	36	244	中間(4)	7.5	9.0	8.0	8.5
やや協調的(5)	4	10	5	19	やや協調的(5)	0.6	0.6	1.1	0.7
比較の協調的(6)	3	10	2	15	比較の協調的(6)	0.5	0.6	0.4	0.5
非常に協調的(7)	7	9	2	18	非常に協調的(7)	1.1	0.5	0.4	0.6
EN	106	336	78	520	EN	16.9	18.9	17.4	18.2
N-EN	521	1446	371	2338	N-EN	83.1	81.1	82.6	81.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

18. 大学生 (e0238)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常に対立的(1)	11	34	8	53	非常に対立的(1)	1.8	1.9	1.8	1.9
比較的对立的(2)	8	27	6	41	比較的对立的(2)	1.3	1.5	1.3	1.4
やや対立的(3)	15	39	7	61	やや対立的(3)	2.4	2.2	1.6	2.1
中間(4)	54	187	44	285	中間(4)	8.6	10.5	9.8	10.0
やや協調的(5)	11	38	10	59	やや協調的(5)	1.8	2.1	2.2	2.1
比較の協調的(6)	5	26	3	34	比較の協調的(6)	0.8	1.5	0.7	1.2
非常に協調的(7)	12	24	8	44	非常に協調的(7)	1.9	1.3	1.8	1.5
EN	116	375	86	577	EN	18.5	21.0	19.2	20.2
N-EN	511	1407	363	2281	N-EN	81.5	79.0	80.8	79.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

E3. あなたの団体は政府および政府職員に特別に重視されていると思いますか。また、重視される理由、重視されない理由について該当するとお考えの事項をすべて選んでください。

重視されていると思うか否か (e0301)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
重視されている	294	818	227	1339	重視されている	46.9	45.9	50.6	46.9
重視されていない	139	451	123	713	重視されていない	22.2	25.3	27.4	24.9
EN	433	1269	350	2052	EN	69.1	71.2	78.0	71.8
N-EN	194	513	99	806	N-EN	30.9	28.8	22.0	28.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

政府および政府職員から重視されている理由

1. 会員数が多いから (e0311)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	116	322	111	549	該当する	18.5	18.1	24.7	19.2
該当しない	172	476	112	760	該当しない	27.4	26.7	24.9	26.6
EN	288	798	223	1309	EN	45.9	44.8	49.7	45.8
N-EN	339	984	226	1549	N-EN	54.1	55.2	50.3	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 組織が強大だから (e0312)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	57	162	67	286	該当する	9.1	9.1	14.9	10.0
該当しない	231	636	156	1023	該当しない	36.8	35.7	34.7	35.8
EN	288	798	223	1309	EN	45.9	44.8	49.7	45.8
N-EN	339	984	226	1549	N-EN	54.1	55.2	50.3	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 政治への関心が高いから (e0313)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	85	192	70	347	該当する	13.6	10.8	15.6	12.1
該当しない	203	606	153	962	該当しない	32.4	34.0	34.1	33.7
EN	288	798	223	1309	EN	45.9	44.8	49.7	45.8
N-EN	339	984	226	1549	N-EN	54.1	55.2	50.3	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 他の団体や機関と活発な接触があるから (e0314)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	60	167	51	278	該当する	9.6	9.4	11.4	9.7
該当しない	228	631	172	1031	該当しない	36.4	35.4	38.3	36.1
EN	288	798	223	1309	EN	45.9	44.8	49.7	45.8
N-EN	339	984	226	1549	N-EN	54.1	55.2	50.3	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 社会的評判が高いから (e0315)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	157	451	136	744	該当する	25.0	25.3	30.3	26.0
該当しない	131	347	87	565	該当しない	20.9	19.5	19.4	19.8
EN	288	798	223	1309	EN	45.9	44.8	49.7	45.8
N-EN	339	984	226	1549	N-EN	54.1	55.2	50.3	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 特定の人々の利益を明確に代表しているから (e0316)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	75	246	64	385	該当する	12.0	13.8	14.3	13.5
該当しない	213	552	159	924	該当しない	34.0	31.0	35.4	32.3
EN	288	798	223	1309	EN	45.9	44.8	49.7	45.8
N-EN	339	984	226	1549	N-EN	54.1	55.2	50.3	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 特定の政策課題に精通しているから (e0317)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	60	172	58	290	該当する	9.6	9.7	12.9	10.1
該当しない	228	626	165	1019	該当しない	36.4	35.1	36.7	35.7
EN	288	798	223	1309	EN	45.9	44.8	49.7	45.8
N-EN	339	984	226	1549	N-EN	54.1	55.2	50.3	54.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 団体指導者と政府部門の関係が緊密だから (e0318)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する			105	105	該当する			23.4	23.4
該当しない			118	118	該当しない			26.3	26.3
EN			223	223	EN			49.7	49.7
N-EN			226	226	N-EN			50.3	50.3
N			449	449	N			100.0	100.0

政府および政府職員から重視されていない理由

1. 会員数が少ないから (e0321)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	56	175	39	270	該当する	8.9	9.8	8.7	9.4
該当しない	67	223	67	357	該当しない	10.7	12.5	14.9	12.5
EN	123	398	106	627	EN	19.6	22.3	23.6	21.9
N-EN	504	1384	343	2231	N-EN	80.4	77.7	76.4	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 組織が弱小だから (e0322)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	46	111	51	208	該当する	7.3	6.2	11.4	7.3
該当しない	77	287	55	419	該当しない	12.3	16.1	12.2	14.7
EN	123	398	106	627	EN	19.6	22.3	23.6	21.9
N-EN	504	1384	343	2231	N-EN	80.4	77.7	76.4	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 政治への関心が低いから (e0323)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	14	94	13	121	該当する	2.2	5.3	2.9	4.2
該当しない	109	304	93	506	該当しない	17.4	17.1	20.7	17.7
EN	123	398	106	627	EN	19.6	22.3	23.6	21.9
N-EN	504	1384	343	2231	N-EN	80.4	77.7	76.4	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 特に他の団体や機関との接触を持たないから (e0324)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	48	120	20	188	該当する	7.7	6.7	4.5	6.6
該当しない	75	278	86	439	該当しない	12.0	15.6	19.2	15.4
EN	123	398	106	627	EN	19.6	22.3	23.6	21.9
N-EN	504	1384	343	2231	N-EN	80.4	77.7	76.4	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 社会的評判が高くないから (e0325)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	20	101	24	145	該当する	3.2	5.7	5.3	5.1
該当しない	103	297	82	482	該当しない	16.4	16.7	18.3	16.9
EN	123	398	106	627	EN	19.6	22.3	23.6	21.9
N-EN	504	1384	343	2231	N-EN	80.4	77.7	76.4	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 限られた人々の利益しか代表していないから (e0326)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	10	47	7	64	該当する	1.6	2.6	1.6	2.2
該当しない	113	351	99	563	該当しない	18.0	19.7	22.0	19.7
EN	123	398	106	627	EN	19.6	22.3	23.6	21.9
N-EN	504	1384	343	2231	N-EN	80.4	77.7	76.4	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 政策問題に関心を持っていないから (e0327)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	28	98	10	136	該当する	4.5	5.5	2.2	4.8
該当しない	95	300	96	491	該当しない	15.2	16.8	21.4	17.2
EN	123	398	106	627	EN	19.6	22.3	23.6	21.9
N-EN	504	1384	343	2231	N-EN	80.4	77.7	76.4	78.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

8. 団体指導者と政府部門の交流が少ないから (e0328)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する			43	43	該当する			9.6	9.6
該当しない			63	63	該当しない			14.0	14.0
EN			106	106	EN			23.6	23.6
N-EN			343	343	N-EN			76.4	76.4
N			449	449	N			100.0	100.0

E4. 社会団体は自らの業務主管単位に「掛靠」（活動を認可される代わりに、様々な公式・非公式の指導を受けること）すべきだと思いますか。またその理由は何ですか。該当するものをすべて選んでください。

「掛靠」すべきか否か (e0401)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
「掛靠」すべきである	371	1104	263	1738	「掛靠」すべきである	59.2	62.0	58.6	60.8
「掛靠」すべきでない	125	368	110	603	「掛靠」すべきでない	19.9	20.7	24.5	21.1
EN	496	1472	373	2341	EN	79.1	82.6	83.1	81.9
N-EN	131	310	76	517	N-EN	20.9	17.4	16.9	18.1
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

「掛靠」すべきである理由

1. 政府と社会はひとつのシステムに統合されるべきである (e0411)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	46	118	39	203	該当する	7.3	6.6	8.7	7.1
該当しない	313	966	212	1491	該当しない	49.9	54.2	47.2	52.2
EN	359	1084	251	1694	EN	57.3	60.8	55.9	59.3
N-EN	268	698	198	1164	N-EN	42.7	39.2	44.1	40.7
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 社団が一部の政府機能を分担するのに有利である (e0412)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	190	543	153	886	該当する	30.3	30.5	34.1	31.0
該当しない	168	541	98	807	該当しない	26.8	30.4	21.8	28.2
EN	358	1084	251	1693	EN	57.1	60.8	55.9	59.2
N-EN	269	698	198	1165	N-EN	42.9	39.2	44.1	40.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 政府の社団に対する管理に便利である (e0413)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	258	709	169	1136	該当する	41.1	39.8	37.6	39.7
該当しない	100	375	82	557	該当しない	15.9	21.0	18.3	19.5
EN	358	1084	251	1693	EN	57.1	60.8	55.9	59.2
N-EN	269	698	198	1165	N-EN	42.9	39.2	44.1	40.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 社団機能の強化に有利である (e0414)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	221	689	179	1089	該当する	35.2	38.7	39.9	38.1
該当しない	137	395	72	604	該当しない	21.9	22.2	16.0	21.1
EN	358	1084	251	1693	EN	57.1	60.8	55.9	59.2
N-EN	269	698	198	1165	N-EN	42.9	39.2	44.1	40.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 社団職員の安定に有利である (e0415)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	138	350	117	605	該当する	22.0	19.6	26.1	21.2
該当しない	220	734	134	1088	該当しない	35.1	41.2	29.8	38.1
EN	358	1084	251	1693	EN	57.1	60.8	55.9	59.2
N-EN	269	698	198	1165	N-EN	42.9	39.2	44.1	40.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 社団の政府に対する影響力強化に有利である (e0416)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	113	344	113	570	該当する	18.0	19.3	25.2	19.9
該当しない	244	740	138	1122	該当しない	38.9	41.5	30.7	39.3
EN	357	1084	251	1692	EN	56.9	60.8	55.9	59.2
N-EN	270	698	198	1166	N-EN	43.1	39.2	44.1	40.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 社団の地位向上に有利である (e0417)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	187	640	168	995	該当する	29.8	35.9	37.4	34.8
該当しない	171	444	83	698	該当しない	27.3	24.9	18.5	24.4
EN	358	1084	251	1693	EN	57.1	60.8	55.9	59.2
N-EN	269	698	198	1165	N-EN	42.9	39.2	44.1	40.8
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

「掛靠」すべきでない理由

1. 政府と社会は厳格に分離すべきである (e0421)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	73	220	70	363	該当する	11.6	12.3	15.6	12.7
該当しない	48	131	25	204	該当しない	7.7	7.4	5.6	7.1
EN	121	351	95	567	EN	19.3	19.7	21.2	19.8
N-EN	506	1431	354	2291	N-EN	80.7	80.3	78.8	80.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 社団が独立して一部の政府機能を分担するのに有利である (e0422)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	51	163	55	269	該当する	8.1	9.1	12.2	9.4
該当しない	70	188	40	298	該当しない	11.2	10.5	8.9	10.4
EN	121	351	95	567	EN	19.3	19.7	21.2	19.8
N-EN	506	1431	354	2291	N-EN	80.7	80.3	78.8	80.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 社団の自己管理に有利である (e0423)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	86	266	74	426	該当する	13.7	14.9	16.5	14.9
該当しない	35	85	21	141	該当しない	5.6	4.8	4.7	4.9
EN	121	351	95	567	EN	19.3	19.7	21.2	19.8
N-EN	506	1431	354	2291	N-EN	80.7	80.3	78.8	80.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 社団の独立した発展に有利である (e0424)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	98	264	81	443	該当する	15.6	14.8	18.0	15.5
該当しない	23	87	14	124	該当しない	3.7	4.9	3.1	4.3
EN	121	351	95	567	EN	19.3	19.7	21.2	19.8
N-EN	506	1431	354	2291	N-EN	80.7	80.3	78.8	80.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

5. より多くの会員を吸収するのに有利である (e0425)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	37	90	25	152	該当する	5.9	5.1	5.6	5.3
該当しない	84	261	70	415	該当しない	13.4	14.6	15.6	14.5
EN	121	351	95	567	EN	19.3	19.7	21.2	19.8
N-EN	506	1431	354	2291	N-EN	80.7	80.3	78.8	80.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

6. 社団の政府に対する影響力強化に有利である (e0426)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	40	125	50	215	該当する	6.4	7.0	11.1	7.5
該当しない	81	226	45	352	該当しない	12.9	12.7	10.0	12.3
EN	121	351	95	567	EN	19.3	19.7	21.2	19.8
N-EN	506	1431	354	2291	N-EN	80.7	80.3	78.8	80.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

7. 政府の支持獲得に有利である (e0427)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
該当する	36	116	42	194	該当する	5.7	6.5	9.4	6.8
該当しない	85	235	53	373	該当しない	13.6	13.2	11.8	13.1
EN	121	351	95	567	EN	19.3	19.7	21.2	19.8
N-EN	506	1431	354	2291	N-EN	80.7	80.3	78.8	80.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

E5. 総じてわが国の現存の社会団体の存在と発展が政府の活動に与える影響についてどう思いますか。(e0501)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
非常にプラス	44	57	48	149	非常にプラス	7.0	3.2	10.7	5.2
比較的プラス	170	573	172	915	比較的プラス	27.1	32.2	38.3	32.0
ふつう	253	716	151	1120	ふつう	40.4	40.2	33.6	39.2
比較的マイナス	16	61	6	83	比較的マイナス	2.6	3.4	1.3	2.9
非常にマイナス	4	12	2	18	非常にマイナス	0.6	0.7	0.4	0.6
言にくい	40	105	21	166	言にくい	6.4	5.9	4.7	5.8
EN	527	1524	400	2451	EN	84.1	85.5	89.1	85.8
N-EN	100	258	49	407	N-EN	15.9	14.5	10.9	14.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

E6. 今後わが国の社会団体が発揮すべき最も重要な機能は何だと思えますか。

政府の政策決定に協力し、影響を与え、政府機能を分担し、政府の助手となる。(e0601)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	138	328	96	562	言及あり	22.0	18.4	21.4	19.7
言及なし	456	1062	189	1707	言及なし	72.7	59.6	42.1	59.7
EN	594	1390	285	2269	EN	94.7	78.0	63.5	79.4
N-EN	33	392	164	589	N-EN	5.3	22.0	36.5	20.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

社会に公益サービスを提供し、社会に奉仕する。(e0602)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	66	131	26	223	言及あり	10.5	7.4	5.8	7.8
言及なし	528	1259	259	2046	言及なし	84.2	70.7	57.7	71.6
EN	594	1390	285	2269	EN	94.7	78.0	63.5	79.4
N-EN	33	392	164	589	N-EN	5.3	22.0	36.5	20.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会員の権益を擁護し、代表する。(e0603)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	69	209	44	322	言及あり	11.0	11.7	9.8	11.3
言及なし	525	1181	241	1947	言及なし	83.7	66.3	53.7	68.1
EN	594	1390	285	2269	EN	94.7	78.0	63.5	79.4
N-EN	33	392	164	589	N-EN	5.3	22.0	36.5	20.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

業界の自治を実施する。(e0604)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	46	140	47	233	言及あり	7.3	7.9	10.5	8.2
言及なし	548	1250	238	2036	言及なし	87.4	70.1	53.0	71.2
EN	594	1390	285	2269	EN	94.7	78.0	63.5	79.4
N-EN	33	392	164	589	N-EN	5.3	22.0	36.5	20.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

政府と社会を結ぶ橋梁・紐帯となる。(e0605)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	121	250	87	458	言及あり	19.3	14.0	19.4	16.0
言及なし	473	1140	198	1811	言及なし	75.4	64.0	44.1	63.4
EN	594	1390	285	2269	EN	94.7	78.0	63.5	79.4
N-EN	33	392	164	589	N-EN	5.3	22.0	36.5	20.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

会員間、会員－政府間、国際的同業界間の意思疎通と交流を促進する。(e0606)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	130	356	25	511	言及あり	20.7	20.0	5.6	17.9
言及なし	464	1034	260	1758	言及なし	74.0	58.0	57.9	61.5
EN	594	1390	285	2269	EN	94.7	78.0	63.5	79.4
N-EN	33	392	164	589	N-EN	5.3	22.0	36.5	20.6
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

二つの文明建設に奉仕し、祖国の繁栄・安定を促進するなど、政治的正しさを記述。(e0611)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり			67	67	言及あり			14.9	14.9
言及なし			218	218	言及なし			48.6	48.6
EN			285	285	EN			63.5	63.5
N-EN			164	164	N-EN			36.5	36.5
N			449	449	N			100.0	100.0

E7. 現在、社会団体の発展に不利益となる最も深刻な問題は何だと思えますか。

社会団体の位置づけ、法的地位が不明確であり、関連する法が未整備である。(e0701)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	82	207	24	313	言及あり	13.1	11.6	5.3	11.0
言及なし	506	1175	256	1937	言及なし	80.7	65.9	57.0	67.8
EN	588	1382	280	2250	EN	93.8	77.6	62.4	78.7
N-EN	39	400	169	608	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.3
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

社会団体の機能と任務が不明確である。(e0702)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	35	114	30	179	言及あり	5.6	6.4	6.7	6.3
言及なし	553	1269	250	2072	言及なし	88.2	71.2	55.7	72.5
EN	588	1383	280	2251	EN	93.8	77.6	62.4	78.8
N-EN	39	399	169	607	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

政府があまり重視しない。(e0703)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	79	201	66	346	言及あり	12.6	11.3	14.7	12.1
言及なし	509	1182	214	1905	言及なし	81.2	66.3	47.7	66.7
EN	588	1383	280	2251	EN	93.8	77.6	62.4	78.8
N-EN	39	399	169	607	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

管理体制が厳格すぎて混乱している。規制が多すぎる。(e0704)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	120	230	108	458	言及あり	19.1	12.9	24.1	16.0
言及なし	468	1153	172	1793	言及なし	74.6	64.7	38.3	62.7
EN	588	1383	280	2251	EN	93.8	77.6	62.4	78.8
N-EN	39	399	169	607	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

社会環境が社団の発展に不利。結社の文化が未発達であり、社会の発育が不十分。(e0705)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	37	56	26	119	言及あり	5.9	3.1	5.8	4.2
言及なし	551	1327	254	2132	言及なし	87.9	74.5	56.6	74.6
EN	588	1383	280	2251	EN	93.8	77.6	62.4	78.8
N-EN	39	399	169	607	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

資金・場所の欠如。(e0706)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	139	413	107	659	言及あり	22.2	23.2	23.8	23.1
言及なし	449	970	173	1592	言及なし	71.6	54.4	38.5	55.7
EN	588	1383	280	2251	EN	93.8	77.6	62.4	78.8
N-EN	39	399	169	607	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

人材の欠如。(e0707)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	26	90	23	139	言及あり	4.1	5.1	5.1	4.9
言及なし	562	1293	257	2112	言及なし	89.6	72.6	57.2	73.9
EN	588	1383	280	2251	EN	93.8	77.6	62.4	78.8
N-EN	39	399	169	607	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

その他。(e0708)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり	86	397	21	504	言及あり	13.7	22.3	4.7	17.6
言及なし	502	986	259	1747	言及なし	80.1	55.3	57.7	61.1
EN	588	1383	280	2251	EN	93.8	77.6	62.4	78.8
N-EN	39	399	169	607	N-EN	6.2	22.4	37.6	21.2
N	627	1782	449	2858	N	100.0	100.0	100.0	100.0

社会団体自身の能力建設が不十分である。(e0720)

度数	北京市	浙江省	黒龍江省	合計	%	北京市	浙江省	黒龍江省	合計
言及あり			9	9	言及あり			2.0	2.0
言及なし			271	271	言及なし			60.4	60.4
EN			280	280	EN			62.4	62.4
N-EN			169	169	N-EN			37.6	37.6
N			449	449	N			100.0	100.0

編著者 辻中 豊 (Yutaka Tsujinaka)

1954年 大阪生まれ

1981年 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

1996年 博士(法学)(京都大学)

現職 筑波大学大学院人文社会科学研究科教授、筑波大学学長特別補佐(国際連携担当)

Tel: 029-853-6289 Fax: 029-853-7454

E-mail: tsujinak@sakura.cc.tsukuba.ac.jp

主要著書

『戦後日本の圧力団体』(共著) 東洋経済新報社、1986年。

『利益集団』東京大学出版会、1988年。

Defending the Japanese State (with Peter J. Katzenstein), East Asia Program, Cornell University, 1991.

『ネオ・コーポラティズムの国際比較』(共著) 日本労働研究機構、1994年。

Comparing Policy Networks: Labor Politics in the U.S., Germany, and Japan (with David Knoke, Franz Urban Pappi, and Jeffrey Broadbent), University of Cambridge Press, 1996.

『日本の政治』(共著)(第2版) 有斐閣、2001年。

『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社、2002年。

"From Developmentalism to Maturity: Japan's Civil Society Organizations in a Comparative Perspective," in Frank Schwartz / Susan Pharr (eds.), *The State of Civil Society in Japan*, Cambridge University Press, 2003, pp.83-115.

『現代韓国の市民社会・利益団体』木鐸社、2004年

調査実施責任者

小嶋 華津子 (KOJIMA Kazuko)

現職 筑波大学大学院人文社会科学研究科講師

北京大学公民社会研究中心

(旧: 北京大学政治発展・政府管理研究所
中国社会団体研究中心)

分析責任者

崔 宰榮 (Choe JaeYoung)

現職 筑波大学大学院人文社会科学研究科講師

Tel: 029-853-6044 Fax: 029-853-7454

E-mail: choe@social.tsukuba.ac.jp

コードブック制作担当者

三輪 博樹 (MIWA Hiroki)

現職 筑波大学大学院人文社会科学研究科助教

Tel. 029-853-6847/Fax. 029-853-7454

E-mail: miwa@social.tsukuba.ac.jp

団体の基礎構造に関する調査(中国) C-JIGS コードブック

2008年3月12日

編著者 辻中豊 / 発行者 辻中豊

発行所 筑波大学 (〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1)

Tel: 029-853-6289 Fax: 029-853-7454

印刷所 (株)いなもと印刷 (〒300-0007 茨城県土浦市板谷6丁目28-8)

Tel: 029-826-1221 Fax: 029-826-1080